

260号



新宿発

憲法があぶない

大切な九条 寿岳章子

「女性の権利」と憲法 角田由紀子

AGORAZEIN「私にとっての憲法」島田信子ほか

●いま、憲法を考える●

坂井尚美／増田れい子／福田光子／栗原君子／岩垂 弘

服部 素／信太正道／岡田黎子／澤田和子 他

若者が大いに語る「憲法」——20代の意見

埼玉市民が作った憲法ミュージカル「裸の王様ニッポン」

参議院憲法調査会第7回議事録——ベアテ・シロタ・ゴードンさんを迎えて

日本国憲法（英訳付き）・大日本帝国憲法対照表

大切な九条 寿岳章子 1

「女性の権利」と憲法 角田由紀子 2

AGORAZEIN 「私にとっての憲法」を考える 島田信子／高田健／中村道子／新美みつ子／斎藤千代／芦澤礼子 14

いま憲法を考える

憲法第九条の発案者は幣原喜重郎その人である	坂井尚美	34	画期的な「女性の権利」の明記	信太正道	42
それは生きながらの火葬だった	増田れい子	37	憲法は宝物	岡田黎子	43
「政権の道具」となったら、憲法ではない	福田光子	38	みんなで力をあわせ憲法九条を守ろう	澤田和子	46
いまこそ、憲法を活かす活動を	栗原君子	39	細い糸を撚り合わせて太い綱へ	星砂の会	47
現行憲法に宿る自由民権の思想	岩垂 弘	40	二十一世紀を戦争のない社会へ	木瀬慶子	48
憲法に血を通わせる努力を	服部 素	41	中国で学生に教えた「日本国憲法」	芦澤礼子	50

若者が大いに語る「憲法」 中牟田郁／佐藤潤一／河上暁弘／徐龍輔／高井優子 52

市民が作ったミュージカル I LOVE 憲法 裸の王様ニッポン 62

参議院憲法調査会第七回議事録 ベアテ・シロタ・ゴードンさんを迎えて 68

〔資料〕日本国憲法(同英文)・大日本帝国憲法対照表 78

めじゃーなりすとのおめ 「なかったこと」にする力とたたかう法 小笠原みどり 108

TOPICS 国連特別総会「女性二〇〇〇年会議」／総選挙、女性立候補者は史上最多、当選者数は史上二位 ほか 110

集会から ノルウェーが創った世界一の男女平等社会／歴史は誰のものか ほか 116

沖縄から 国際女性サミット開催／またか！米兵わいせつ事件に沸き起こる抗議の声 ほか 118

気になる映画 セントラル・ステーション 奥川 睦 122

語りかけたあなたへ31 イチヨウ 大里知子 124

あこら読書室 世界中のひまわり姫へ／劇画 日本国憲法の誕生 ほか 126

あこらのあこら 128

大切な九条

壽岳章子

ついせんだつて、京都のある会場で、蟻川府政誕生五十周年記念行事が持たれた。「憲法を暮らしの中に」のスローガンを高々と掲げて天下にその名をとどろかした蟻川知事は、憲法を何かにつけて語る人であった。

その蟻川さんを偲ぶということは、京都府における憲法のさまざまの活動を語るということでもあった。その会で私も一言話す役目を持っていたので、私はなつかしい話をするともに、これからも、生きている限り憲法とともに生きていく決意を語った。もうそれほど長生きはしないだろうが、それでも憲法、九条が輝いている日本国憲法を守り通すことが私の生きがいの大項目であると述べたのである。

現在、バカバカしくさえある首相の「神の国」発言への批判の声が日本中に湧きおこり、ついで国会が解散になった。事態はどんどん変化している。それについて、そういうことをなぜ言うのかとか、そんな言い方を訂正せよとかの声も多かつたが、私は本音を聞けてよかつたとさえ思っている。そんなくだらぬ発言をまともにする首相のくだらなさを、国民は十分に知ることができたのだから。

そして、さらに私は、こうも思い続けている。日本国憲法の第九条は、ただ守ります、というのみならず、もつともつと積極的に世界に訴えかけてゆくべきものであるということである。それには「自衛隊」と称しているものの存在を根本的に見直すべきであるし、世界中の国々に「日本のようにあるべきだ」と、誇り高く、声高く、とりわけアメリカに対して語ってゆくべきである。

今の日本の状況は、しぶしぶ九条を守っているという感じだ。本当はもつともつと派手に軍備をやりたいのだが、憲法があるので……という感じ。だから、いっぱい九条をはみ出している。九条なきが如くなるのも遠くはあるまいとさえ思える。

そうさせてはならぬ。九条を愛する人びと、立ち上がろう！

「女性の権利」と憲法

角田由紀子

(弁護士)

二〇〇〇年五月三日「私と憲法のひろば」での講演から

「私と憲法のひろば」への参加は初めてですが、私のほうでもぜひ話をさせてほしいと思っていました。今日、駅からこの江戸東京博物館に来たときに、入口に行列があつたので、これは「葵・徳川三代」の展示のほうかと思つてしまつたくらいで、憲法問題の集会で入口に行列を作るといふのは、生まれて初めての経験です。そのことが今の状況がどんなにきびしいかを表していることでもあると思います。

明治憲法下で「人としての権利」を奪われてきた女性

私は憲法よりも年上です。会場にも憲法より年上の人もかなりいると思いますし、それが今の憲法状況を表していると思います。

考えてみたら、私の人生は憲法とともに今日まで来ているのではないかという気がします。第一、今の憲法がなければ、私はここに、弁護士という職業人として皆さんの前でお話することはなかったと思います。六法全書を開いて、特に憲法の人権保障の規定をパラパラと見ただけでも、今の私を作ってくれた権利がたくさん書かれています。たとえば十三条の幸福追求権、基本的人権の保

障の中でもいちばん大事だとされている十三条、あるいは十四条の性差別の禁止、あるいは十五条の参
政権、十九条の思想良心の自由であるとか、さらには二十二条の職業選択の自由、そして二十六条の教
育を受ける権利、その他、その他です。非常にたくさん、憲法が保障してくれた権利とともに私が育っ
てきたから、私は今こういうふうなモノを考えたり、発言することができるとしめじみ思います。
私たちよりも前の世代の女性たちが、明治憲法のもとで人間として生きたということは、一見ささい
な、あまり大げさなものではないことのようにも、人間として生きる権利が奪われていた女性たちが大
勢いたということでした。祖母の時代、母の時代の女性たちの生活と、今の憲法のもとで、私が生きて
きた今の女性たちの生活とは根本的に違うものです。

明治憲法の時代は性差別こそが公序、社会のルールだった。さらにその体制のもとで、例えば結婚し
た女性は、法的な無能力者とされるといふ制度だったのです。そういう時代に生きた女性たちのことを
考えると、いま私がここにこうしているということは、今の憲法の恩恵、この憲法が私に与えてくれた
ものだと、思わずにはいられません。今の女性としての私が享受している状況は、祖母たち、母たちの
齒きしり、悔しき、恨み、そういうもののうえに成り立っているんだと痛感しております。そういう状
況をふまえて、では、今の憲法改悪の動きにどう対抗していくのかということについて、女性の人權と
いう視点で少し話をさせていただきたいと思ひます。

新憲法で日本の女性の「いいところ」は失われたか

ちようと昨日(五月二日)、参議院の憲法調査会に、当時の起草に関わったアメリカ人の方が呼ばれて

発言されてきました。その中で、女性の権利に関わって起草されたベアテ・シロタ・ゴードンさんに対する質問の中で、保守党の扇千景さんが「憲法施行後、日本の女性のいいところが失われた」と切りだしているのです。「いい」「悪い」は、なにか基準を持ってきて、その基準にあわせて判断するわけですね。私はこれを読んで、「いい」というのはいったい誰にとつていいのかと思つてしまったのです。つまり「いいところ」と言われているところは、実は女性の絶対的な無権利の上に成り立っている仕組みだったわけです。もつと言わせていただければ、扇千景さんは女性ですね。彼女がともかくも保守党という党の党首であるということ自体が、今の憲法がなければありえなかつたことではないかと思ひます。

今の憲法状況の中で、ほんとうはまやかしですが、改憲論者が持ち出す「押しつけ論」というのがあります。それに対して、起草に直接関わつたゴードンさんがたいへん明確な反論をされてきました。押しつけられたかどうかという問題と、中身がいいのか、悪いのか、人間として生きていくために本当に必要なことなのかどうかということは、まったく別の問題だと思ひます。条文そのものを書くという作業は、連合国主導で行われたかもしれないけれども、これはゴードンさんも言っていますが、彼らが書いたとしても、その中身を与え、肉付けしていったのは、この国に住む私たちだと思ひます。

「憲法押しつけ論」に対するベアテさんの反論

この押しつけ論に対して、昨日、ゴードンさんがどんなふうに答えたか。彼女は「日本国憲法はアメリカ憲法より進んでいる」と言う。実際、そうなのです。ご存じかと思ひますが、アメリカ合衆国憲法には女性差別禁止条項が入っていません。それから人種差別禁止条項も入っていません。私たちの憲法

十四条はこの二つを含んでいます。アメリカではどういふことが起きたかというところ、人種差別を撤廃するために長い長い闘いがあった、六〇年代に憲法より下位の法律として、「市民的権利に関する法律」が出来ました。その中に性差別禁止も入ってきますが、一方で「性差別禁止条項を憲法に入れよう」というアメリカの女性たちの運動もありました。これは平等条項を憲法に加えるという運動でしたが、アメリカでは七〇年代の半ばに失敗してしまいました。

ゴードンさんがおっしゃったのは「自分のものよりよいものを、他人に押しついたりしますか？」ということですよ。「押しつける」という日本語の意味を、ゴードンさんはよくご存じなのです。「いやなことだから」一人に押しつけるというのです。すると、この押しつけ論というのは非常におかしい。

もうひとつ、ゴードンさんは、「この憲法について、とりわけ日本の女性たちが歓迎している」とおっしゃっている。九条も「愛えるのではなく、世界に広めていくことが必要なのではないか」と。

押しつけ論にはじまって、いま「憲法改正」の議論で大きく問題になっているのは、九条の問題です。ところが、たとえば「憲法十四条（法の下の平等）を廃止しろ」という意見はない。廃止することは、女性差別の時代に戻るといふことです。これについて、実は調査会でチラツと言った方がいました。「今はフェミニズムとかなんとかがうるさいので、それはこの次にして、とりあえず九条からいくんだ」と。でも、「十四条を廃止しろ」と表立って言えないのはどういふことか、考えてみる必要があると思います。

「新ガイドライン」は押しつけではないの？

押しつけ論が非常に場当たり的だと思ったのは、「押しつけはすべて悪い」とは言わない。もしそう言

うのなら、この前の周辺事態法っていったい何なの？ もっと言えば、安保条約っていったい何なの？
と言いたくなります。そういう時は「押しつけはダメだ」という話はでてこない。それは非常におかし
いのではないかと思います。

日本社会の中では、周辺事態法に対しても正確な言い方をしない。たとえば「ガイドライン法案」と
いう言い方をする。ガイドラインとは、何かについてのガイドラインであって、単なるガイドラインと
いうのは存在しない。いま女性に耳慣れているものでは、たとえばセクシャルハラスメントを防止する
内容の「均等法二十一条」ができましたが、その中身を具体的にどうするかということ、労働省が作っ
たのが「均等法二十一条を実施するためのガイドライン」となる。

ところが「憲法押しつけ」論者が言っている「ガイドライン」というのは不正確です。正確に言えば
「戦争参加のためのガイドライン」と言わなければならないと私は思います。前半の「戦争参加のため
の」が削られている。

ひどい話だと思ったのは、ガイドライン法案が発表された日にたまたま英字新聞の「ジャパンタイム
ズ」を見たときです。一面の見出しに「戦争マニュアルができた」と書いてある。ウォー・マニュアル
ですって!? 私はびっくり仰天して、心臓がとまりそうな思いがしたのです。

同時にとっている朝日新聞の一面から全部ひっくりかえして見たけれども、どこにも「戦争マニユ
アル」という言葉がなくて、「ガイドライン」と書いてある。読んでいくと同じ話だということは、私もさ
すがにわかったのですが、こういうふうにして、「押しつけ、押しつけ」と言っている人たちの本当のと
ころを私たちがきちんと見破っていかなければいけないし、またそのことがきちんと報道されなければ
いけないと思います。

「日本女性の権利」は新憲法で着実に前進

憲法調査会が発足しましたが、いま憲法に関してなにか「調査」をする必要があるとすれば、どういうことか。もし調査をしたのであれば、憲法に定められている私たちの権利の規定が、五十三年間にどれだけ実現されてきたかということ。これを調査しなければいけない、と私は思います。

その問題について、たとえば今日の私のテーマである女性の人權や性差別の問題に即してお話をすれば、五十三年前、憲法施行の時点では、日本の女性の権利はゼロと言ってもいい状態でした。ゴードンさんは「日本の女性には何の権利もなかったので、あまりにもひどいと思った。それで自分ではできるだけいいものを日本の女性たちのために書きたいと思って、アメリカの憲法はもちろん、ヨーロッパの憲法や、いろんな憲法を図書館を走り回って探しまして、これだけはどうしても日本の女性に手渡したいというものを書いた」とおっしゃっています。その大部分は削られて、彼女が起草した条文で残ったのは二十四条だけでした。でもその思いはいろんなところに間接的に分散しているのです。

この五十三年間をふりかえってみますと、すくなくとも性差別禁止が公の秩序である、社会のルールであるということを、表向きには認めざるをえないというところまで来ています。この憲法がない時代には「性差別をすることが社会のルールである」ということが、公にも、私的にも言われていた。それは非常に大きな違いです。このことはすでに六〇年代に、さすがの日本の裁判所も「結婚退職が無効である」という判決をするなかで、そういう言葉を使って認めています。

ゴードンさんは五月一日のNHKのインタビューで「私が憲法に託した理念が日本の女性たちの力に

よって確実に根付いてきている。そのことがたいへんうれしい」と言っていました。いろんな面で、日本の女性たちの権利は根付いてきている。もちろん、達成されていない部分もたくさんある、でも、いくつか具体的な例をあげて、私たちはここまでできたということを自信をもって言えると思っております。

性差別をめぐる状況と「九条」の置かれた状況との決定的違い

そのことと九条をめぐる状況の大きな違いはどこか。今は「反九条」状況がしつかりと作り上げられてしまっている。ひとつには性差別をめぐる状況と、九条をめぐる状況の違いの基本的な点は、この憲法が書かれた時に、世界中で軍隊を持たない国はほとんどなかった（今もそうですが）ということ。戦争をすること、軍隊を持つことのほうが正しいという考えがあった。ところが女性の人權については、「女性差別が正しい」ということは、一九四五年はともかく、二〇〇〇年の今は誰も言えない。心の中で思っている人もいるかも知れませんが、やはり公のところでは言えないし、口を滑らしても「あれは失言だ」と弁解すら許されない状況があることは間違いない。それは「九条」と非常に大きな違いだと思っております。

この違いがどういうふうにできてきたのか。国際的な状況の違いは非常に大きいと思います。世界は「女性の人權をより確かなものにする」という方向に、基本的には動いてきている。ところが戦争をめぐる状況は行きつ戻りつで、この五十三年間、常に世界のどこかで戦争があった。

たとえば十四条や二十四条、その他もろもろの女性の権利を確実なものにする憲法の条項について考えると、条文として書かれている言葉に、命を吹き込んで、肉付けをして、少々ゆさぶられてもびくと

もしない、そういう実態をつくるということが大切だと思うのです。

単なる護憲を超えなければいけないと、私は思っています。「憲法を護る」という言葉では言い表わせないものがある。何を護るのか、護る実態を私たちがきちんと作りえていなければ、「憲法を護ろう」といつても、聞かされたほうは「いったい何を護るの?」。それが護るに値するかけがえのない価値かどうか、はつきりとわからないわけです。だから、大事なことは、単なる護憲を超えて揺るぎないものを、憲法のそれぞれの条文の中身として与えることではないかと思えます。私たちがこの五十二年間にどれだけしっかりと中身を作りえてきたのかどうかという問題ではないかと思えます。

少々、揺さぶられても動かないぞ、というものになっているのか、少し揺さぶられれば転んでしまうようなものだったかどうか、ということが非常に大きいと思えます。

女たちのためまぬ闘いが法律を作った

女性の人權に話を絞って考えますと、こういう女性の人權に関する作業は、女性が中心になって営々と担ってきて、ここまでできたと思えます。ごく最近のことをとってみても、たとえば八五年に男女雇用機会均等法が最初にできました。あの法律は、突然、政府が作ってくれてきたのではなくて、それより前の時代に、実は女性たちが営々と裁判その他を闘って、たとえ「結婚退職をします」という書面にサインをしていても、そんな契約は無効だ、性差別をしないことがこの社会のルールなんだということを、日常生活と活動の中で作り上げてきた、その結果です。女性たちが裁判を重ねることで、裁判所が認めた。たぐさんの裁判例が積み重ねられてきたのです。さすがに政府は後追的に最低のものを認

めざるをえなかった。そうして均等法ができ、九九年にさらに改善されたものになりました。

私が割合具体的にかかわってきたセクシュアル・ハラスメントの問題についても、昨年、法律が改正されました。これも、突然出来たのではなくて、この十年間、女性たちが裁判その他いろんな方法で、「セクシュアル・ハラスメントは性差別だ」と、ただお念仏を唱えるのではなくて、具体的に自分で生活しているその場所で闘ってきた成果です。さらに性暴力や、性暴力の被害者の権利の問題も、ようやく新聞のちゃんとした場所にしかるべきスペースを占めるようになってきたのですが、これもこの十年以上、当事者の女性たちが中心になって闘ってきた成果です。待っていても、誰も「あら、あなた、そういう権利がなくてかわいそうね」と言ってくれる人はいない。全部、自分たちで闘いとってきたんです。

ほかにも、いま国会にかかっています、刑事訴訟法で強姦罪の告訴期間が六か月というのはあまりに不当だから、改正して撤廃しようということになりました。これだって、それに関係した女性たちが、「こんな法律制度はおかしいじゃないか、女性を司法にアクセスさせないための制度ではないか」という議論を展開して、ついに法律改正にまでもつてきた。さらにドメスティック・バイオレンスの問題もある。たいへん身近な暴力です。ようやく昨年政府が調査したら、何と、二十人に一人が命の危険を感じる暴力を体験したということが、調査で出てこざるをえなかった。そういう状況なわけです。

憲法の後ろ盾があつたからこそ、女性は闘えた

さまざまな形で具体的な問題を申し上げましたが、女性たちがこのような行動をとれた後ろ盾になったのは憲法でした。たとえば一九八九年に最初のセクシュアル・ハラスメントの裁判を福岡地裁に起こ

しましたが、その時は日本で「セクシュアル・ハラスメント」という言葉は馴染みがなかった。加害者が被害者に損害賠償をするなどという法律上の義務があるとは誰も考えていなかった。その時に、私たちは裁判所に向かってどういう議論をして、裁判所を説得したかということですが。あの事件は労働の場でしたから、「セクシュアル・ハラスメントは働く女性に加えられた明確な性差別だ」ということを言った。憲法十四条が性差別を禁止している。憲法が禁止している行為をするということは、当然、人権侵害行為だということになる。ここまでくれば、もはや議論の余地はない。

そんなふうに憲法を後ろ盾にして、憲法が保障した権利に帰って、具体的な問題を闘ってきた。こういう具体的な動きが、憲法の保障した権利にしっかりと肉付けしたと思います。だから具体的な問題解決と憲法との間の円環運動といえますか、憲法も強くなるし、私たちも強くなる。その循環の中で、女性の権利は確かなものになってきたのではないかと思っています。

もちろん、この十年間の動きのなかで、日本国内のそういう動きが可能になったのは、非常に大きな国際的な女性の人権をめぐる動きがあったためなのは確かです。それと呼応しながら、日本のなかで私たちはいろんな運動を進めてきたわけですから、その時に本当にゆるぎない後ろ盾として憲法がありました。もし憲法十四条がなければ、私たちはこの状況にまだ到達することはできなかったのではないかと思います。

戦争を肯定することは、女性の人権を否定すること

いま日本の政府も自ら調査をして、暴力の被害にあった女性が多いということを認めている。これか

ら女性にたいする暴力をどうなくしていくかということ、政府にとつても大きな課題になるはずで、ご存じのように、昨年六月にできた「男女共同参画社会基本法」という法律のはじめのほうで、政府は「男女共同参画社会の実現を二十一世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付ける」と言っている。そういう政府の姿勢（たとえ、表向きであつたとしても）と、女性にたいする暴力を根絶しなければいけない、そのために必要なことはたくさんあるのだということを考えて、そのために重要なものひとつが暴力否定の思想を根付かせることだと思ひます。

最大の暴力はなにか。いうまでもなく戦争です。ボスニア・ヘルツェゴビナ戦争のいわゆる民族浄化作戦の中で、強姦がその手段に使われたということは、まだ記憶に新しいことです。

もつと私たちに直接関係しているものとして、第二次大戦中の日本軍によるアジアの女性たちに対する性奴隷化の問題も未解決です。これは戦争と女性を暴力的に扱うこととの関係です。女性を暴力的に扱うということは、つまり人権の主体である「人間」として扱わないということです。このことをたくさん兵士たちに体験させることによって、ただの男だつた人を殺人ができる人間に作りかえていった。つまり、人を人と思わない実践を女性を材料にして進めてきたということです。この問題は戦場だけではなく、たとえば沖縄のアメリカ軍の基地の周辺で常に起きる強姦の問題とか買春の問題に深く関わっていると思ひます。暴力の極致である戦争を肯定することは、今まで女性たちが五十二年間、積み上げてきた「女は人間である」というあたりまえのことを実体化してきた成果を否定することになるのです。

女が人間であることを全つするのための「平和主義」

私たちは、もう少し前の時代に言われたように「女は母となる。母として戦争に反対する」ではありません。女性が人間であることを全うするために戦争に反対するという思想を持ちたいと思うのです。五十三年たつて、私たちはいまその地平まで来ているのではないかと思ひます。

九条の「平和主義」の中身をどうするかということは、急がなければならぬ問題ですが、まだ今から十分、間に合ふ問題だと思ひつゝいます。私たちが積み上げてきた女性の人權確立の闘いは、平和主義の中身を作り上げていくものとは、一連のものとなりうるし、そうでなければいけないと思ひます。

現段階では残念ながら敵のほうがちよつと勝つていますが、これに反撃をくわえていくことができると思ひます。ゴードンさんのことを話しましたが、女性の権利を憲法に書き込んでくれたのはアメリカ人の若い女性でした。はじめから日本の女性の権利は國際的な連帯のひろがりの中にあつたと思ひます。そしてこの十年の動きはそれをさらに確かなものにしてゐる。國境を超えて、人間としての価値、尊厳を確かなものにしていくという動きを、私たちは手にしてゐるのではないかと思ひます。そのことをやってきたという自信を持ちたいと思ひます。

最後に、小さな女性だけの企業が「女のこよみ」というのを作つてゐます。これは毎年女性たちを十人選んで先輩の女性たちを顕彰するというカレンダーです。はじめにこういうことが書かれてゐます。私がわたしであることを高らかに歌いながら、道を開いてくれた女たちへ、愛と感謝をこめて。

女たちが連なつていき、作つてきた歴史のしつぽに私たち、いま生きてゐる女たちがいる。

私はあとから来る女たち、そしてもちろん男性にも、より人間らしい生が実現できるやう、そういう社会を手渡していききたいと、今日、あらためて思つてゐます。

「私にとっての憲法」 を考える

〈出席者〉

島田信子（草の実会）

高田健（許すな！憲法改悪・市民連絡会）

中村道子（戦時下勤労働員少女の会）

新美みつ子（知る権利・横浜の会）

斎藤千代（あごら／婦人問題懇話会）

芦澤礼子（あごら／NOレイブ・NOベース女たちの会）

2000年5月18日

編集部 森首相の「日本は天皇を中心とする神の国」発言

が、さすがに大きな話題になっています。これは、森さん一人の個人的資質というよりは、憲法調査会を発足させた一連の流れの大きさ、強さが、森さんをあそこまで不用意にさせたのではないかと思います。さすがに内閣支持率は急落しましたが、小選挙区制を徹底的に生かした自民党の選挙対策は磐石と言われています。しかし「神の国」発言は反撃の絶好のチャンス。私たちが感じている危機感と憲法とのかかわりを、どういうふうに話せば、無関心派にも伝えられるのか、今夜は、市民運動をなさっていらっしゃる方々にお集まりいただきました。できるかぎりご自身の体験に引き寄せて考え、わかりやすい言葉で、「誰でも実行できる方法」を話し合いませんか。

まず明治憲法から読み直そう

中村 私の周りで主に四十代の人に「憲法を読んだことがありますか」と聞いてみたら、「読んだことがない」と答えたのが十人中九人。新憲法を知らない、あまり関心がない、ということのようです。

私は、まず旧憲法から見てほしいと思うんです。新憲法が「押しつけ」とか言う前に、旧憲法時代の民法や刑法がどれくらいすさまじいものか知ってほしい。今、憲法を知らない人が十人に九人いるとしたら、それは安心していいからだと思う。というのは、昔は六法全書ぐらいいはこの家庭にもあつたんです。今、家庭で憲法を持つているかという、持つていないでしょう。憲法調査会に、「旧六法の調査」をやつてほしいと言いたい。旧法律は念頭になくて、自然発生的に新憲法ができたというふうと考えていると思えないんです。

荻澤 世代的に言えば、私の世代は旧憲法は知らないし、実感もないんです。だから、今度の『あごら』には、旧憲法と新憲法の対照表を入れたいと思つたんです。

中村 それをやらないと、意識が旧時代にいかないでしょうね。昔は、法を犯したら大変だという危機感があり、多くの家に六法全書があつたのかもしれない。法は守るもので、法に守られているという意識はなかつたと思います。新美 どの家にもあつたのかなあ？ まったく法律なんかとは無縁に生きていた人もいると思う。

斎藤 私は戦前は法律なんて読んだこともなかつた。しか

し、今度明治憲法を読んでみたら、意外にいい面もある。集会・結社の自由も認めているし、信書の秘密などもある。幼い時から「シンシヨのヒミツ」という言葉を教えられましたが、憲法に入つていたから親が強調したのだと初めて気がつきました。「個人の人権の尊重」ですね。そういうことが強調されず、なぜ変えられていったのか、そこを考えたい。中村 この間、「憲法調査会の女性議員に聞く」という会があつて、そのときの話では、もうすでに旧憲法は無視なんです。要するに「押しつけ論」とか、そのくらいから話を始めているのでは根本には行かないような気がする。少なくとも旧憲法時代の法律から考えてみたい。憲法というのはやっぱり理想でなければならぬと思う。

「神の国」発言の背後にある風土

新美 憲法のことを言う時、改憲派も護憲派も九条をターゲットにしている。しかし、日常的なレベルでは、いまだに女性に相続権がないと思つている女性がいたり、「天皇制反対」と言つていても家に帰れば「明治憲法」そのものだったりする人がいる(笑)。生活場面で、憲法の他の部

分を虫食いしていることが九条を孤立化させる原因のひとつのような気がするんですけど。

齋藤 それは重要な指摘ですね。

新美 例えば、「校門の前で憲法が立ち止まる」と指摘されている。日教組は「子どもを二度と戦場に送るな」とスローガンを掲げながら、神戸校門圧死事件のように学校現場で子どもの命を奪った。「日の丸君が代の強制反対」と言いながら、制服や校則は有無を言わず強制する。いまだに「起立・礼」の学校礼は健在。子どもたちに物を考えさせたり異義を唱える訓練をさせずに教員の言うことに服従することを強ければ、子どもたちの思考回路は狭くなる。護憲を言いながら学校現場で子どもを憲法から阻害してきた現実がある。護憲の崩れ方というのは、自民党の攻勢によってばかりではないと思う。

齋藤 森発言は、彼の体質が怖いという以上に、ああいうことを平気で言える風土があることが怖いわね。

中村 森さんの周りの人が「マスコミの騒ぎすぎ」と言っているけど、そういう認識だということにも驚きました。

齋藤 〈神道議員連盟〉に衆参両院で二百二十八名も加盟しているのね。議員数の三割も。全員自民党だけど、これだけ

の人数を有権者は選んでいた。私たちにも責任がある。

新美 森は「神の国」と発言して問題になるとは思っていなかった。「神の国」と思っている人たちと普段つきあっているせいで、むしろ「ウケる」ぐらいの感覚ではないか。

齋藤 彼の周囲には、そういう人が多いのでしょうか。

新美 「神の国」発言で怒っている人は戦争を経験した世代に多い。若い人は、別のイメージで受け止めているんじゃない？ アニメやコンピュータゲームにも神は登場するし、野球でも「ハマの大魔神・佐々木」などと困った時の神頼み的なことがある。

齋藤 そういう意味では、私自身も、毎朝拍手を打ち、仏様にも手を合わせます。だけど、日本が「天皇を中心とする神の国」だとは決して思わない。あれは戦争が始まってから強調されるようになったことですよ。政府が必死になって国家神道を普及させようとしたけれど、国民には国家神道は浸透しなかった。古来の神が根強かったから。

思想の薄さが憲法を風化させた

新美 天皇が死んだとき、若い子が記帳にたくさん並んだ

でしよう。信じているというより、例えば私たちがよく「癒し」という言葉を使うけど、あそこに「行く子にとつては非政治的なことじゃないかな。

芦澤 イベント参加型という感じ？

新美 そう。戦争や天皇をものすごく単純に語ってきたような気がする。私たちの中に思想の層が薄く形成されてきた。もつと複合的に考えたほうがいい。人がなぜこの時、天皇を求めるのかと。

この前、NHKで「日本の素顔」という昔の番組を再放送していた。ムラノタマヨという水俣病患者を、厚生大臣がじかに訪問し、慰めてくれたことを彼女は非常に喜ぶ。番組の終わり頃、突如、彼女が「君が代」を歌う姿が写る。戦争の時、被差別部落の人が戦争に行つて兵隊として初めて平等に扱われたということもあつた。現実生活であまりにも理不尽な目にあつていれば、その解決として「神」を求める。だから、森の「神の国」発言を擁護する人がいるとすれば、政治的な擁護発言なのか、それとも市民が生活レベルで本気で擁護しているのかを見分けたほうがいい。

斎藤 戦争のとき、例えば爆弾三勇士は、あえて被差別部落の人を行かせて、三勇士を「神」に仕立てた。そのカラ

クリを憂慮する人も当時からいたけど、今も生活レベルで「天皇」や「神」が本当に必要だとしたら、それは怖い。

明治憲法成立時の国民意識は

斎藤 思想の層を薄く語ってきたことで外堀を埋められた、という指摘は、そのとおりですね。九条を問う前に、天皇や旧憲法のこと、もつと問う必要があると思います。その意味で、私の中の古い記憶をお話しします。

私が「憲法」という言葉を初めて耳にしたのは、小学生の時に聞いた父の話です。父と言つても年齢的には「祖父」の世代の人で、明治憲法が施行された一八九〇（明治二十三年）、父は旧制高校の学生でした。憲法施行の朝、「やつと憲法ができた」と、みんな大喜び。下駄が浮くぐらゐの空前の人出だったそうです。その長い長い人波の遠い向こうから「森有礼が殺された」という声が津波のように聞こえてきた。それが、生涯忘れられない——という話です。

その話について、もつと詳しく聞いておけばよかつたと残念ですが、明治になって各地の日本人が憲法草案をたくさん出したけれど通らないで、プロシヤ憲法を元にした憲

法になつた。それでも憲法が發布されたことを国民が狂喜したのは事実だつたようです。これで欧米の関税差別も解消できる、ということもあつたのでしようが、徳川幕府に代わる新体制の確立というのが、とてもうれしいことだつたように思われるのです。

父の父は南部藩の家老の側用人でした。幕末には藩政の一部をまかされていて、一種の地方自治を實行、その功績で「家老に」との内命を受けた時に維新になつたのだそうですが、残念がるどころか、藩中で一番先にまげを切つてフロックコートをつくり、殿様が借りに来ていたという話です。維新を歓迎した。これで新しい世の中が来る、と。幕末、東北地方では大飢饉が何度もありましたが、現実に治世にあたつてみて、幕藩体制では、もう、どうしようもないと感じていたのではないか、というのが私の想像です。しかし、結果としては薩長土肥の天下になつた。日本は東西・南北、非常に多様性を持つている国なのに、ごく一部の人のびとによる恣意的な政治がずっと尾を引いて、その中で軍閥が跋扈していった。

維新前史は、司馬遼太郎さんも一面的にしか書いてない。全国の士・農・工・商が維新をそれぞれどういふふうにか

えていたかということ掘り起こさないと、今の憲法の問題は本当に深く考えられないんじゃないかなと思う。幕府が倒されたときにあれだけ、田舎の隅々まで、新しい憲法を作ろうと動いた。そのエネルギーがどこに拡散したのか。明治憲法の「天皇制の強調」には驚きます。あれくらい言わなければ幕府の根は残ると心配されたのでしようが、天皇制の利用も、最初から考えられていたのか――。

私は親から散々聞かされて育ちました。金権政治の基本を作つたのは伊藤博文。その博文が、日清、日露、日韓併合、公衆はみんな大反対したのに強行した、と。明治政府の構成員の問題を棚上げにすると、真実が見えなくなるのでは。

自由民権運動と憲法の関係

高田 私は幕末、明治、自由民権……ちようどそここのところを研究してるんです。

幕末に農民一揆が起きた。だけど明治維新の時期には一旦おさまる。でももう、翌々年ぐらいから、幕末の一揆が多い時期の倍ぐらいのスピードで全国一斉に農民の一揆が起こるんです。反撃一揆です。一揆の数は嘉永元年から慶応

三年の二十年で四百六十三件、明治元年からの十年で五百八件です。騙されたというのがあるから、明治初年の農民騷擾と言うんだけど、すごい勢いだつた。そうすると、新政権はこれをどう押さえ込むかということがあるから、彼らは明治絶対主義体制を準備してくるでしょ。ところが農民のほうはその延長で、明治十年代に入ると、今度は自分たちで憲法を作る運動が起きてくる。最近発見されたのが五日市憲法だけど、あれだけじゃなくて、あの時期にたぶん五十か六十はありますね。ちよつと上層で知識のある農民たちが自分たちで憲法草案を作る運動をやつていく。それと全く別の形でプロシヤから学んで明治政府が作つていくから、この対立はすごい。

新美 以前、福島県三春町に行つたことがある。三春町は教育長が先頭に立つて学校教育を変えるためにまず学校建築から変えた、その見学です。ついでに自由民権運動の博物館も見ました。秩父の自由民権の博物館にも行つたことがある。武士社会が終わり、新興ブルジョワジーが自由党を作り近代に立ち向かおうとする。博物館の中には高利貸し相手に合法的に年賦返済猶予を願つた請願書やら達筆な血判状などがある。東京で開かれた自由党大会に秩父困民

党も出席している。新しい社会に合う憲法をそれぞれの地域で作つていく運動が起こるのは、当然だと思います。

私は戦後民主主義の教育を受けてきて、先生は「貧乏人こそ立ち上がる、貧乏人の中にこそ真実がある、金持ちは大メダ」というようなことを授業で言つていた。ある種の単純な「民衆史観」です。しかし、自由民権運動は、もつと多様でさまざまな階層が時代と格闘したように思います。

高田 自由民権は三種類あると思うんです。士族民権と豪農民権と平民の民権。相模とかの自由党は豪農。それ以前のインテリゲンチヤで裏切られたあるいは弾圧された武士たちが、今度は自分が民権派ということで衣替えした士族民権。秩父の困民党はちよつと違う。参加した層を見ると圧倒的に普通の農民。他の民権運動と違つて、あそこだけは異質。秩父では豪農の民権派はほとんどいなくて、豪農、豪商は裏われているほうなんです。(島田さん遅れて着席)

活用しなければ憲法は風化する

島田 私が、憲法調査会の論議でほんとうに驚かされたのは、自民党推薦の参考人(青山武憲日大教授)の「大日本

帝国憲法の下でも民主主義の政治はできたはず」という言葉です。そんなことありえないでしょう。私はあの旧憲法の体制下で教育された世代だから、新しい憲法との違いがどんなに大きいものだったかが身に沁みているから——。

高田 同じように、森喜朗だって「教育勅語にもいいところがあった」と言ってる。

中村 改憲には二種類あると思う。「九条を変える」というのもあるし、「もっと土台を固めよう」という改憲派もあるんじゃない？

新美 もう一つ、「環境権」とか「知る権利」とかがないから、それを加えるための改憲。しかし、それも九条をあいまい化させようという流れにのる。

中村 「新しい人権」という考えだね。

島田 それは、憲法を活かそうとしてこなかったからじゃないかしら。環境権とか情報公開や地方分権などを、今の憲法が阻害してるなんてまやかし。現に、今の憲法があったからこそ、それぞれ動きだしているじゃないですか。むしろ、それらに後向きだったのが改憲派の人たちで、第一目的が九条つぶしなのは明白ですよ。

斎藤 そうです。憲法は、活かさないと風化するんです。

新美 そのとおりです。憲法を生活の中に活かしていくしかない。憲法ができたから次の日から民主化というわけにはいかない。義務教育の段階でも憲法を教えるが、通り一遍で、日常生活に活かす方法を教えない。男女平等だと憲法にうたわれていても、すぐには実現しがたい。実現するために、法律や条例を定めてもいい。憲法は理想を高く掲げた理念であるべきで、その理想に近づくように私たちの日常を変えていかなければ。このごろはあまり見かけなくなっただけ、それでもまだ、集会が終わると、女性のみが茶碗を洗い、男は休憩している場合もある(笑)。

中村 確かに、日常生活は旧態依然としている部分がある。

新美 そういうときに「あれは押しつけられたから身につかなかったんだ」というと、遠藤周作の「戦後民主主義は借り着でだぶだぶしてる」という言葉にぴったり当てはまっちゃう。

中村 押しつけでも何でもないので。

斎藤 戦争放棄は新しい概念ですが、その提唱者は弊原首相。農民運動だって、農地解放まではいかなくても、ずっとあったし、女性運動も戦前からあった。それらが新憲法で強調され確立したのは事実だけれど、長い抵抗運動が

あつたことも忘れてはならない。

いま必要なのは「草の根保守」の分析

新美 自民党がなぜ強いのか。買収されているからだとか騙されているからだと言うだけでは説明しきれないと思う。自民党の支持基盤は決して豊かではない地方の農村部に多い。都市部では革新側が強い。地方では地縁・血縁が幅を利かし、「本家が推す人に投票する」ことも希れではない。公共事業で地元への利益誘導などもある。つまり、今の人間関係を維持し、しかし、生活は都市部並みに豊かになりたいたいという地方の人たちにとって、自民党は違和感のない政党。だから、改憲を主張しているから自民党を支持しているとは必ずしも言えず、「支持した自民党がマア改憲を主張している」くらいの認識ではないか。実際、戦争に対するリアリティが薄らいでいる。改憲したところでこれからあんな侵略戦争をするわけがない。ただ、自国を守るための防衛や正義のための武力行使はいいという理屈でしょ。

中村 憲法を知らないという人に「前文だけでもいいから読んで」と言つて、読んでもらつたら、「いい文章です

ね」つて。読まないから、善し悪しの判断もつかない。そして、耳に入ってくるのは「日本の国はどうやって守るの?」とか。自分で作つた憲法論ではなくて、切れ切れに入ってくる情報で作つた意識なのよね。小さいハンドブックでもパーツと配つたら、変わるんじゃないかしら。

新美 私は変わらないと思う。それはそれ、これはこれと分けるんじゃない? 例えば、私が「これから映画に行く」と言つたら、私と同じ歳の女性に「そんな暇があつたら庭の草むしりが先決じゃないか」とか「女の人が家を空けて映画に行くなんてダメなんじゃないの。考えられない」(笑)とか言われた。彼女の言い分によれば、女は家の用事で出かけるのはいいが、映画などは女を賢くするから、やがて夫との関係がまずくなる。あまり女は賢くなつてはいけないという理屈が彼女を縛っている。映画にもランクづけがあるらしく、娯楽性のあるものだったらまだいいけど、何せその映画は、トルコ社会を批判する重厚な内容だったから、余計非難されたのかもしれない。両性の平等なんてことが憲法に書いてあつても、それはそれ、憲法と現実を使い分けている。

中村 でも、ある程度の理解力のある人だったら、憲法を

ちゃんと読んだら、目からウロコじゃないかと思うのよ。
齋藤 理解を助ける解説書も必要ですね。

「改憲賛成」Ⅱ「九条を変える」とは限らない

高田 今の若い人に改憲賛成が多いというのは、いろんなアンケートで結論が出ているんですが、「九条を変える」のは主流ではなくて、さっき言われたように、環境権はあったほうがいいとか……。やっぱり完全な憲法はあるわけがないと思うから、足りないところは変えたほうがいいという意見になる。「改憲派は国民の六割」と言っても、九条を変えようと言う人はその中で二割とか三割です。

菅澤 「改憲派」と言ってもいろいろあるわけですね。

齋藤 第一章「天皇」が問題だという声は？ それなら私も改憲派だけ。

高田 それを全部ひっくるめて「六割も改憲派がいる」とか、そういう言い方するわけ。

中村 ただ、森さんの発言なんかもあって、憲法がかなりみんなの意識に上っているということは、悪いことととらえずに、よく変える手がかりはないかしら……。

齋藤 九条、九条と、向こうが仕掛けているのを逆手にとつて、徹底的に「論憲」でやったらどうでしょう。

高田 どんどん反撃して、向こうの間違っている意見に一つ一つ丁寧にこちらも切り返していく作業が必要。

中村 だけど、なぜ「改正」と言うのかなと。「改定」ならまだいいけど。

齋藤 天皇のところを変えれば、「改正」になる。

島田 そこをいじるのは簡単じゃないでしょう。なにしろ元首にしたいという勢力が執拗に残っていますからね。

齋藤 それも思い込みでは？ 天皇には人権もない。

中村 人権問題から押していくと、あれはおかしいのよ。

齋藤 象徴というカテゴリーも不明確だし。

高田 いつのまにか、また「神」にされちゃう。

齋藤 そうです。また利用される。そういうことを明確にした上で、天皇も選挙権を持って、投票も、立候補も、できるようにする。結婚もご自由に。その代わり、ちゃんと税金を納めてもらって、国費でお守りするのをやめる。

島田 憲法九十九条では、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とあり、天皇がまず憲法を守らなければ

いけないわけね。だから私は単なる一票をもつ有権者ではなく、「守らせる」主権者でありたいと思つてます。

江戸時代から旧憲法下までの「人権」状況

芦澤 旧憲法ができて、人権の面ではその前の時代よりは良くなつたんでしょうか。

中村 そんなことないでしょう。ひどかつたんだから。女性性に対しても、子どもに対しても。

新美 天皇制国家を確立するためには、それまでになかった制度を立ち上げる必要がある。そのための仕掛けとして、軍人勅諭や教育勅語などを依つて立つ規範とした。民法で「家制度」を明文化した。わずか人口の一割いるかないないかの武士階級が持つていた規範を富国強兵の国づくりのために庶民に徹底してたたき込んだ。この時期の職業婦人のパイオニアとも言ふべき下田歌子らは、女子教育の理想に「良妻賢母」を掲げ、女性の生き方のモデルを提示した。後にこの「賢母」は軍国の母に横滑りしていく。

中村 時代物の芝居なんかを見ると、「おかみさん」というのが出てきて、けっこういろいろできる。

高田 しかし、江戸時代の「女大学」とかを含めて、女性への抑圧はひどい。

斎藤 女性の人権は、新憲法が出来て、初めて保障されたね。私は、旧憲法でも、憲法が出来て武家政治の時代よりも良くなった面も多いと思う。少なくとも士農工商ではなくなった。国会も出来た。ただ、慣習法的な差別は民法にしっかりと残つたのに、それに対して闘わなかった。それどころか、治安維持法などの悪法をどんどん作つて実質的な改憲をした。悪法を量産して実質的に改憲していった歴史は、今の状況と非常によく似ている。そこを検証していけば、今の改憲の動きに対しても闘えると思います。

「櫻井よしこ」の話術を超えよう

高田 いま、私が心配しているのは、例えば櫻井よしこの憲法論は幼稚。ほとんど、デマゴークですよ。ところが、今のようなフワツとした状況ではあつても、みんな不満があり、危機感を感じている、という中では、これが意外とわかりやすい。それを打ち破ろうという提起に賛成です。

今、若い人たちと議論するときでも、櫻井よしこや小林

よしの手をできるだけ取り上げるようにしている。櫻井よしこは「七条憲法に戻ろう」と言うけど、七条憲法がどうしてできたか。当時、朝鮮と戦争をやって疲弊し、混乱したあとの権力を安定させようとして発したのがもととなんです。血塗られた上に出てきたものです。しかも七条憲法は誰を対象にしたかといったら、社会の上層だけで、その下のたくさんの人たちは奴隷の状態でしょう。言葉だけを捉えて、「日本には昔、憲法があったんだ」と言っている。あれは憲法じゃない。でも、櫻井よしこが自分のメディア内での立場を利用して、ワーツとやる。

新美 彼女はエイズのときに厚生省批判や安部批判をやったから、一見、左翼っぽいでしょ。それがクセ者くさい。

中村 小淵さんが好きだという人に、「あなた、息子さんいるでしょ、このまま行ったら徴兵制だつて通る。徴兵制が通ったら、あなたの子どもは有無を言わず戦争に駆り出されますよ」と言ったら、愕然としていた。具体的な例を出して言わないと、わからないのね。徴兵だつて、やりたいたい人があるんだから、可能だということ。盗聴法も、新ガイドライン関連法や背番号制も、やすやすと通ったし。

高田 「日の丸・君が代」の法制化もあつて言う間だった。

島田 TVのアップで「強制はしない」とあれほど断言しながら、舌の根も乾かないうちに教育委員会を通して猛烈に圧力をかけ、すごい実施率に――。まるで戦前さながら。

「近代国家」の問い直しの中から「憲法」を考えたい

新美 「近代国家」は、主権・領土・国民を持ち、対外的にはそれを防衛し、国内的には、国民を支配するという構造のように思う。軍隊と憲法はセットだし、統治の究極には死刑制度を置く。もちろん、近代国家は自由を希求する近代市民を折出するわけですが、日本の場合、むしろ、それを否定し、天皇の臣民としての近代市民像を作り上げた。「情愛」深き「良妻賢母」のいる「家」を基盤にした臣民の育成とも言える。

齋藤 私が明治を生きたひとから聞いた話は、少し違う。軍隊が出来て良かったという話はない。徴兵は庶民にとって脅威だった。それよりも、関税などの不平等条約を、対等な交渉で打開できるようにするのが喜びだった。それが「富国強兵」を打ち出す「政治」に負けていった。

島田 その近代国家イコール軍拡国家の行き着くところが

大量破壊兵器「核時代」を到来させたわけで、非戦闘員の犠牲がはるかに上回った第二次世界大戦の教訓から、非武装宣言国家が生まれたわけですよ。その先達だった日本が軍事同盟でがんじがらめにされている間に、中米のコスタリカは素敵ですよ。八三年に永世・非武装国家宣言をしてから、内戦の絶えなかった周囲の諸国に懸命に働きかけて、三か国の内戦を終わらせたわけね。その功績で大統領がノーベル平和賞を受賞しているのよ。それにひきかえ、この国は、せっかくの憲法が泣きますね。

新美 そう。ある意味ではコスタリカみたいに、軍隊をなくしていくというのは、「近代国家」概念に対する新しい概念の提起でしょ。マルクス主義者の中には現在を「大いなる未完としての近代」と名付け、近代化を推し進めようとしている。社会主義の名においての戦争は許されるのでしょいか。例えば、ドイツのハーバマスは、先の湾岸戦争に賛成した。ユダヤ人国家であるイスラエルにドイツ人としての贖罪の気持ちがあるとは思いますが、彼をマルクス主義者として信頼していた人たちはかなり失望したようです。私は、社会主義国家建設のための戦争ならいいとは思わない。今、近代国家がしつらえた装置、——学校、

病院、収容施設などに対して、疑問を持ち否定的な人が出てきている。以前はヒッピーなどの一部の現象のように見えたが、底流が少しずつ変わり始めている。ここから国家を打ち崩す論理が出てくればいいと思う。国家の同心円の縮小としての家ではなく、国家とせめぎ合う家とでもいうか。

斎藤 そういうオルタナティブな世界を、と一番主張し続けているのはフェミニズムでしょう。私はそこに希望を持っています。

芦澤 今の若い世代は、「大きいところに帰属したい」ということとはちよつと違うと思う。それよりも「周りの人と仲良くやっていきたい」という気持ちが強いのでは？

島田 それもちよつと危うい感じね。「仲良く」はいいことだけれど、迎合的にならされていくと、言うべき時にNO！と言えなくなる。それこそ体制側が歓迎する落とし穴となる怖れも——。

斎藤 いじめというのは村八分。個を認めない。国家の前に村があった。その草の根保守主義が今も根強い。そういう日常をどう変えていくか——。

芦澤 でも、改憲派の人たちは、学校でのいじめが問題に

なるとすぐ「戦後教育が悪かった」とか言うでしょう。

中村 短絡的な論理よね。

二十一世紀を先取りした日本国憲法

高田 さっきの近代の話で、国民国家はそうやって作ってきたんだけど、もうひとつ、自国を守ると言って他国を侵略するというのも、近代国民国家の対になっている問題。

「おとなしく自分たちの国土の範囲で国を作って、お互い仲良くやっていきましよう」というのではなくて、とにかく富国強兵というのが大前提。日本国憲法がある意味で「早すぎた」と言われるのは、そういう国家を乗り越えようとしたわけ。戦争の反省から、二度と日本は侵略はしない、軍隊はいらないと、あの当時の常識とは違うことを言った。新美 近代国家とは反することを言った。

齋藤 それこそが、新憲法の意義です。

高田 そう。今、言わなきゃいけないのは、これから二十一世紀を考える上で、日本国憲法の考え方があたりまえじゃないか、世界もそういう方向に行くべきじゃないかということ。そういう意味では時代を先取りした。

新美 全く賛成。日本国憲法は、軍隊を持たない国を規定したわけだから、近代国家に対立する憲法。「大いなる未完なる近代」じゃなくて、これは近代を越えた国、国とは呼ばないかも知れない。ある意味では理念。

齋藤 理念。だから非常に理想的なのね。法律というのは現実の積み重ねだから一般に保守的だけど、こんなに理想を示した憲法は、世界でも珍しい。理想主義的なところは国連憲章の前文と似ている。まさに二十一世紀を先取り。

島田 その通りなんですけど、国連憲章七章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」では、どうしても武力出動をしなければという場合の想定がついている。そこだけとりあげて「国際貢献に汗を流せ、一國平和主義でいいのか」と恫喝まがいの扇動をするけど、四十三章には「署名国によって各自の憲法上の手続きに従って」とある。そこを故意に無視していることも押さえないと。

護憲派が勝てなかつたのは

高田 私は齋藤さんとか島田さんに、これからもっといろんなことを言ってもらいたい。戦後の歴史というのを私た

ちは意外に知らない。たぶん、新美さんもそうなんだけど、生まれたとき私はちょうど戦争が終わるときだったから。

でも、私と同じような年代の連中が、いろいろ調べると嘘だとわかることなのに、国会で戦後の歴史を勝手に偽造している。例えば「憲法論議はタブーだった」というのも違ふ。これだけたくさんの憲法の本も出ているし、中曾根康弘たちは最初から改憲を言っているし、みんな憲法論議をやっていた。タブーがあるとしたら天皇問題と、閣僚が改憲とか言い出したらクビ、それは憲法の規定。ところが、いま、国会議員は公明党でも「戦後は憲法論議はタブーで、ようやくいい時代が来た」と言う。

実は、私は護憲派は嫌いだったんです(笑)。若いときは社会党、共産党、護憲派は嫌いだったので、戦後の護憲運動はだめだったと思っていた。ところが、検証作業をもう一回やってみると、必ずしもそうではなくて、弱点はあつたかも知れないけど、戦後、労働組合を作ったり、精一杯あの時代なりに努力して闘ってきた。そして、自民党の改憲派とことあるごとに闘ってきた、「今だったら政府はぶつ飛ばないけど、前だったらあんなことを言ったらすぐ政府がぶつ飛ばすほどみんなが怒った」と、闘ってきた皆さんが

証言してくれないと、簡単に切り捨てられちゃう。そういう勢力がなかったら、もつと早く自衛隊は大きくなってたし、もつと早く改憲が進んでた。だから、せめて言うなら戦後護憲派の功罪ぐらいちゃんと見て、功の面も見なかったらダメだと思う。

新美 ちよつと待って。功罪という言い方自体が引つかかる。功罪と捉えるんじゃないで、その中で、日本の労働組合とかが、憲法を本当に活かす中でやってきたのかということ。「護憲」と「活かすこと」がものすごく分離した思考だったんじゃないか。

齋藤 そこが問題ですね。それは労働組合だけじゃない。新美 例えば社会党がどんどん分裂していく中で、民主党に行つた人が今度は改憲派になっていく。護憲派が変わってしまふ。これは功罪ではない。憲法が借り物ということを言うなら、民主主義が根づかなかつたという言い方しかないと思う。

高田 例えば沖繩が今、いろんな意味で闘っているけど、その中に同じような問題がある。端的に言うとな沖繩の人はみんな素晴らしい」と思っている人もいるが、実際には沖繩で女性がどう扱われているかとか、いろんな問題があ

る。そういうものをひつくるめて、今、沖縄が基地の問題で闘っている。だから、「あそこにも女性差別がある」とか、「労働組合の動員が沖縄の運動の中では主力を占めているからダメ」とは言えない。

新美　そういうことまで言うつもりはないんだけど。例えば横浜では市議会の本会議は傍聴できるけど、飛鳥田市政の時でも常任委員会の傍聴はさせなかった。そのときの社会党の議員の言い分は「あなたたちに任せられたのだから、傍聴にこなくてもちゃんとやってあげるから」(笑)。

横浜市にも情報公開条例があるんだけど、閲覧手数料が有料で三百円。私なんかこれまで何万も払っているのよ。

社会党は、この悪い条例に賛成している。横浜市では、社会党の議員はみんな民主党に行つたの。今や社会党の議員はゼロ。一般的に護憲派は駄目だということを私は言っているんじゃないで、少なくとも地域に民主主義の地盤がなければ、コケてしまうと思う。幸いにして、横浜市は三百円が七月から無料になりましたが(笑)。

斎藤　インターネットでも何でも使つて、「あんな議會は変えよう。公衆が明確な意思表示を」と言い続けるくらいのこととも考えていい。

新美　高田さんに対する答えになるかどうかわからないけど、かつて護憲派で、今は改憲派になったという人に聞くとわかりやすい。根っからの改憲派に聞いても「神の国」とか言うに決まつてる(笑)。ずつと護憲派の人に聞いてもダメ。変わった人に「改憲派にならなければならぬ事情があるのか」を聞きたい。だって、今、改憲派が多いから、多数決で改憲できちゃう。改憲をもう一回こつちに来させなきゃ。憲法調査会で一、二年議論を尽くして、二、三年後に採決で決めれば、もうスムーズに改憲はできちゃう。中村　「憲法改正には国民投票を必要とする(九十六条)」とあるから、もつと草の根を、ということ以外にはないと思う。

石原慎太郎の台頭に見える危険性

高田　この前『ふえみん』が新宿で石原「三國人」発言についてアンケートをやつたら、石原批判が五二%で、石原支持が四九%ですつてね。

中村　「三國人」発言には若い人はあまり動じないみたい。

高田　石原の発言は差別ということよりも、「三國人」とい

うことで在日外国人へのおそれを煽って、そしてそこで対立させていく、だから軍隊がもっと力を持たなければいけない、ということになる。

中村 衣の下から鎧が見えたという感じ。

齋藤 正体が見えたという意味では良かったけれど。

銀行への課税で石原さんは株を上げたけれど、給与所得者は所得の総額で税金をきちんと取られるのに、企業は必要経費が所得を上回つたら、一円も払わなくていい、あんなバカなことはないと、『あー』はずつと言いつつ続いています。企業が正当に税金を払えば、私たちの税金だつて安くなる。税金についても、そこまで言つてほしかった。

高田 税金をみんなが一人ひとり払うようになったら、意識が変わるでしょう。

新美 石原はヒットラーの台頭とよく似ていると思う。

齋藤 そうかしら？ 石原には、ついていけない人もいます。

新美 みんながついていくかではなくて、片方では石原のような動きがあつて、片方で改憲の動きがあつて、市民の中で何かモヤモヤがあつて、なんかガツンと言つて欲しいという雰囲気がある。そうした市民の意識を、うまく政策に取り入れる。

芦澤 それが一番怖い。支持層が厚いから。

新美 言われたとおり投票する人の気が知れないんだけど、きちつと行くんだよね。

中村 原稿を依頼したとき「主人に相談しましたら、戦争反対とか平和主義とか、そういうことに首をつつこまないように」と言われたから、と断られたことがあるのよ。

新美 「主人」は使える。「主人が反対してますから」というのはセールスとか断るときに効果てきめん（笑）。

中村 ベアテ・シロタ・ゴードンさんが憲法調査会に招かれたとき、扇千景さんが「女性が力を持つたことは大変よろしゅうございますが、日本女性本来の姿が失われた」つて。それから「憲法も子どもの衣服と同じで年齢とともに大きくならなければならぬ」つて。そういう人が党首をやっているのだから、日本の政治は危ない。

「いい戦争」「悪い戦争」という考え方

中村 何だかだんだん暗たんとしてきますね。

齋藤 だからこそ、この危機的な状況をどうやったら打開できるかを話しませんか。明治憲法も新憲法も、国会に大

きな力を持たせた。しかし、「どうすれば最良の議員を国会に揃えられるか」という配慮も、「少数意見の尊重」も十分ではない。国会の多数派が数の論理で、ほとんど討論もせず、悪法をどんどん通してしまふ。

憲法のキーポイントは国会なのに、小選挙区制で、ますます良貨は駆逐される仕組みが造られてしまった。その中で今度の選挙にどうやったら勝てるか……。

中村 ただ憲法に限って言えば、私は護憲という言葉で一括りには言わないけれど、少なくとも九条を変えないという意識を、もつと草の根に根づかせなくては、最終的にはだめだと思うんです。いま、私たちの力が及ばないことを頑張るよりもね。

斎藤 それは基本的に大事なことです。選挙で「私たちの代表」を選ぶことも大切。それは「私たちの力が及ばないこと」ではない。

宮沢さんや後藤田さんだって、軍隊を持つのは賛成ではないですよ。戦前の軍閥の恐ろしさを知っている人たちは、保守系でも九条を変えることには反対しています。でも、戦後派の自民党员に九条改憲派が多いのは……。

新美 それはね、新しい戦争が好きなの。前の戦争は侵略

でとても悪い戦争だったけど、今は「正義の戦争」。そういうふうには戦争を二つに分けたじゃない。例えば上智大学の猪口邦子さんや舩添さんも。

中村 私たちの年代は、戦争というのは殺しつこたという捉え方しかしてないのよ。どんな戦争であれ。殺しつこは肯定するわけにはいかないと、これは大原則なんです。斎藤 医学でも最高の医学は予防医学でしょう。戦争だって予防するのが最高の手段、武力行使は最低です。

中村 だのに、戦争の予防は「核」だって言う。抑止力として。

島田 そうなの。アメリカの「核の傘」に守ってもらっているから、同盟関係は大切なんて、いまだに思い込まされている人があるのね。「核」はそれ自体、地球上のあらゆる生物にとって最大の敵なのに。

自分は開発の手を止めずに、後追いつく小国の脅威を言いつつては査察を要求する、自己中心主義の最たるアメリカ。同盟加盟国の間でも批判視されつつあるのに、政府は一体どう思っているのか――。

斎藤 インドやパキスタンにあそこまで経済制裁を加えるなら、日本はアメリカやロシアにも経済制裁すべきです。

本場の「安全」を考えたい

島田 今の憲法では自衛権は認められてるって言うでしょ。「自衛隊」っていう言葉がまやかしのね。

斎藤 人の命を守るのが「安全保障」でしょう。

高田 彼らが言っている「安全保障」だとか「平和」とか、そういう公式の話の中には本音がないわけ。本音は「世界の経済大国としての地位と、利害を守っていくためには、一定世界の警察の役割をしなければいけない」。

やっぱり一番の前提はそうですから、安全保障とかいろいろ言っている、本場の意味では論争にならない。

斎藤 まず「安全ってなにか」ということから考えたい。

「押しつけ」とか「押しつけない」とかいうことより。

島田 NGOの人たちが、武器を持たずにあれだけ人道的な活動をしているというのに、そういう活躍をサポートしないで軍事的方面にばかりもっていきたがる。結局、軍産複合体の利益ねらいじゃないですか。

新美 箱根の山に行くたびに、ドーンドーンとすごい音がするのよ。何かと思ったら、富士演習場の訓練。

中村 私は土日は御殿場にいるんですけど、やっぱりすごいですよ。あの音のために、周辺住民に補償金を出してるんです。土地を演習場に提供して補償金を受けている人たちで作っている財産区という特別地域があり、そこへ行くと御殿が立ち並んでいます。

新美 自衛隊が演習するとき、家族に見学させる。

高田 ハイキング気分？

新美 そんなじゃないの。本当は家族は心配している。「戦争になったら真っ先に死ぬ」って。だから、親を安心させるために、いかに安全な演習かということ、見学させるわけ。

住民投票や情報公開で憲法を活かそう

新美 私は、市民ができることは、情報公開を使って自衛隊募集の実態とかを透明にすることだと思う。いかに補助金を出してるか、地方の条例を使って具体的な情報を取れると思うの。神奈川は基地があるから、基地問題も取ってみようかと思ってる。黒塗りの非公開にしてきたら、異議申し立てをしたりして、「基地も透明化せよ」と、居ながら

にしてできるじゃない。演習場に親を乗せていくバスの料金だつて、税金かもしれない。それを差し止め要求すると

か、いろんな方法で戦争反対つてやるのが大事。

ようやくこのごろ、住民投票の条例案を作る動きとか、出てきたでしょう。情報公開も使うといいわよ、みんなに勧めたい。自分の地域でいかに国の仕事をやらされているか、例えば自衛隊の募集のチラシを誰に貼らせているのか、情報公開で透明にさせたらいいんじゃない？

憲法というのは私たちに守る義務があるんじゃないなくて、国に責任を負わせているのよね。私たちは権力を「憲法違反」で訴えることができるんだから。

さつき草の根ファシズムの話が出たけど付け加えておいて。横浜市のことだけど、行政がものごとを決める時、まず町内会、それも連合自治会にしっかりと根回ししておくんです。自治委員が知った時にはすでに政策決定している。この仕組みは実に行政にとつてうまみのあることです。市がいきなり決定を押しつけるのではなく、隣近所の町内会長を通して政策を貫徹する。

中村 「みんなが賛成してますよ」になっちゃうの？

新美 そう。自治会にはその人数に応じて補助金が交付さ

れるんです。これではまるで行政の下請け機関ですが、横浜市はそのように自治会を位置付けている。

自治会長は自治会長で、行政に覚えめたいことを誇りにしている。さらに自分と自治会員を大家と店子の関係に例えている。それは、天皇と赤子の関係に例えて、違和感なく庶民に天皇制イデオロギーを定着させた過程とよく似ている。露骨な支配関係ではなく、「お願いする・お願いされる」恩恵的な外形を装う。

日赤の寄付金集めも自治会の仕事だし、市報や区報の配布もいいことになってる。これだと、ある日、周辺事態が発生したから、市に協力せよということになってもきちんと機能する。日常の中の一つでも戦争できるシステムがある。戦争協力が成立する基盤があったというわけです。

「無党派」の動きがこれからの焦点

齋藤 繰り返しになりますが、憲法を読むと、キー・ポイントは国会ですね。その国会に私たちの望む政党がないという現実が問題。無党派を吸収できれば第一党になれるのに、どうしてそこが一つの力になれないのか。

高田 無党派というのは、考えが一つではなくて、それこそ非常に違う。これを集めるというのは……。

中村 旗の下にいたくない人というのは世の中にはたくさんいて、それに近いような気もする。

芦澤 政党自体がイヤとか……。

新美 そうそう。

高田 無党派のうちの一五%が動く、ものすごく変わる。票が、みんな接近しているわけだから。

新美 たしかに、上からのコントロールではない時代は来ている。

斎藤 二十何年前、佐多稲子さんにインタビューしたとき、一番言いたいことは？とお尋ねしたら「隣が怖い」って。戦争中、一番怖かったのが隣。それぞれが隣の圧力に対抗しきれなかった、と。今の子どもものいじめもそう。結局、個が確立していないということ。一人ひとりの「個の確立」が、最後には歯止めになるのではないのでしょうか。

——それにしても、〈私たちの政党〉が欲しい……。

新美 みんな政党なんて信じてないもの。

中村 悪い例がありすぎてね。

新美 ノック、青島を見てるし、すごく醒めてるでしょう。

かえって韓国の市民グループがやった「落選運動」に魅力を感じているんじゃないかなあ。

芦澤 日本でもいろんなグループがやっていますね。

高田 僕もやっています。

中村 あれは積極的にやっていきたいですね。

芦澤 〈波21〉のホームページは五月で十万件のアクセスですって。このところ一日一万件くらい増えてますよ。

斎藤 「落とす」という消去法的な運動と同時に、「投票したい政党がない」のなら、それを新しく創る活動も必要ではないかと思えます。

三日前に新進気鋭の科学者たちの座談会を聞いたんです。「IT革命」がテーマでしたけど、みんな、とても今の状況を危惧していた。科学の進歩に人間の進歩がついていってない……。「憲法」なんて考えてなさそうな人だ。って、実は今の状況についてはいろいろ考えている。「憲法」って言うて固定観念が先立つけど、もうちょっと新しいやりかたで、いろんな角度でアプローチすれば、一枚岩もほころぶるのでは。

自信も誇りも失っている日本人。憲法九条は世界に誇れる宝だと、繰り返し言っていかなければ、と思えます。

いま、憲法を考える

憲法第九条の発案者は

幣原喜重郎その人である

坂井尚美

一、戦争放棄を定めた憲法第九条は誰が発案したのかについては、いまだに諸説が分かれている。とくに最近、憲法改正論議がかしましくなってきたから、意図的に各種の意見が出てきた感じがする。しかしながら、これまでの裏付け資料の重みからみて、その発案者ないしアイデア提供者が当時の内閣総理大臣（一九四五年十月九日から翌年四月二十二日まで）幣原喜重郎であったことは疑うべくもない。

その主な資料としては、つぎのものがある。

①幣原喜重郎『外交五十年』（一九五一年四月、読売新聞社）

②ダグラス・マッカーサー『マッカーサー回想記』上下（一

九六四年十月、津島一夫訳、朝日新聞社）

③宇治田直毅『幣原喜重郎』（一九五八年五月、時事通信社）

④H・E・ワイルズ『東京旋風』（一九五四年九月、井上勇

訳、時事通信社）

⑤児島襄『史録日本国憲法』（一九七二年五月、文藝春秋）

⑥幣原平和財団編『幣原喜重郎』（一九五五年、幣原平和財団）

二、右のうち①は幣原本人が読売新聞紙上に連載したものが一九五一（昭和二六）年に単行本になったものである。

本人によれば、「仮想や潤色を加えず、記憶する限り正確を期した積り」とされているが、軍備全廃の決意を披瀝されているものの当時の想い入れを記した感想文であって、いつの時点のものか明らかでないのが、これをもって直ちに憲法九条の「発案」とは断じにくい。

②は日本敗戦時の連合国総司令官自身の著書であり、幣原発案説の最有力資料である。本書は一九六四（昭和三九）年一月六日から六月二十三日まで朝日新聞に連載されたものであり、マッカーサー元帥の二つの回顧録とされている。

一九四六（昭和二一）年一月二十四日正午にマッカーサー

を訪問した幣原がペニシリンをもらった札を述べたあと、「戦争放棄」条項を含め、日本は一切の軍事機構をもたないことを決めたいと提案したので、マッカーサーは腰がぬけるほど驚いた、というのである。このことについて、マ元帥は一九五一（昭和二六）年五月五日のアメリカ上院軍事・外交合同委員会で明確に証言し、その後憲法調査会会長・高柳賢三の書簡に対する回答でもはっきり明言した、といわれている。これらマッカーサーの一連の主張は、右同年三月、幣原がこの世を去った後になされたものであるとして、これを疑う意見が多いが、マ元帥の人格を疑う暴言というほかない。

③は戦後内閣総理大臣秘書官事務取扱等を歴任した著者の手によるもので、日本宰相列伝シリーズの一冊であるが、幣原発案説を裏付ける最も詳しい著作であるので、関係箇所を時系列的に並べる。

一九四六（昭和二一）年一月二十四日幣原首相がマ元帥を訪問してはじめて九条を発案する。

右事実は幣原の当時の秘書官、岸倉松が、その後総司令部側の人びとからも聞いた、とのこと。

同年二月二十一日幣原はマ元帥と会談して、以後戦争放

棄論者の急先鋒となったこと。

同年三月三十日幣原は枢密院の非公式会合席上で戦争放棄についてはじめて公式に発言する。

同年八月二十七日幣原は貴族院本会議で吉田内閣の國務相として南原議員に対する答弁として同趣旨の所信を述べらる。

一九五〇（昭和二五）年五月三日、幣原に随伴してマ元帥を訪問した前衆議院事務総長大池真がマ元帥から先の幣原発案に敬意を表していたことをそばで聞いていたこと。

等々の事実のあったことが述べられている。

先見の明ある外交を展開し、世界的外交官としてその存在を認められたものは、なんといっても「幣原喜重郎」その人以外にはない、とのこの著者の評価と併せて、幣原発案説に賛意を表さざるを得ない。

④は日本の降伏と同時にGHQ・SCAP民政局に勤務し、日本国憲法起草の仕事を担当したほか、対日理事会の正規の傍聴人でもあった人物の体験に基づいた著作である、とされ、九条は幣原の示唆によって起草されたと明言している。

⑤のなかで児島は、ホイットニー准将が一月二十四日当日、幣原がマ元帥との会見を辞去した直後マッカーサーの部屋に入って行ったとき、マッカーサーから、幣原が戦争と軍備を持つことを永久に放棄する条項を加えるのを提案した、と聞かされた。また、幣原の友人の枢密顧問 大平駒槌が息女に語った回想談でも、同人が幣原から直接戦争放棄以外にないと考え、との話をきかされた、などを紹介している。

⑥は幣原平和財団(理事長徳川家正)編著になるもので、石射猪太郎を監修者として資料の蒐集並びに原稿を作成したものとされ、幣原に関する文献としては最も詳しいものである。同書は憲法九条について、幣原発案説をとる者の一人として、前述の人たちのほか、入江俊郎(一九五五年当時の最高裁判所判事)をこれに加えている。幣原発案説を疑問視するものとしては、佐藤功(成蹊大学教授)を加えている。そして本書は、結論として幣原は最初はずこぶる保守的な考え方をもっていたが、新日本の将来を痛憂した結果、天皇制を維持し、国体を護持するためには、この際思い切つて戦争を廃棄し、平和日本を確立しなければならぬ、と考えたようである、とし、前記一月二十四日のマ

元帥との会見の際、率直にその意見を開陳したものと判断している。

三、西 修(駒沢大学法学部教授『日本国憲法はこうして生まれた』(二〇〇〇年四月、中公文庫)によれば、前記幣原発案説のほか、マッカーサー発案説(松本丞治、芦田均)、両者の意気投合説(吉田茂)、ケーデイス・ホイットニー共同提案説(メリーランド大学名誉教授セオドア・マクネリー)、天皇発案説(大盛実)等があるとき、幣原発案否定説(柴垣隆翁、幣原道太郎、押谷富三、木村四郎、村田聖明)等も紹介されている。しかしながら、いずれも前記幣原発案説と異なり、大半が推測を交えた意見である、との印象をぬぐい切れない。

四、幣原は一八七二(明治五)年八月十一日、大阪府北河内郡真村(現門真市一番の九)で父新治郎、母静づの二男として生まれたが、長兄坦(たいら)は後に台北大総長を歴任した。幣原は、戦前駐米大使、外務大臣、貴族院議員等を経て、一九四五(昭和二〇)年十月六日第四四大内閣総理大臣に就任し、一九四七(昭和二二)年大阪府第三区から衆議院議員、一九四九(昭和二四)年、衆議院議長を歴任したが、一九五二(昭和二六)年三月心筋梗塞症で急逝した(享年八

十歳。

門真市の生家近くの一角にある記念碑には、吉田茂の揮毫になる「幣原坦博士の学徳は万世の師表、同喜重郎首相の経綸は永遠の平和、この偉大なる兄弟の生地を敬存して切に次代の奮起を待つ」の文章が刻まれている。戦争の準備よりも国際貢献に汗を流そうと、戦前から訴え続けた初の大坂府出身の首相であつた幣原は、今日のわが国の状況を地下でどのように見守つておられるだろうか。(弁護士)

それは生きながらの火葬だつた

増田れい子

音琴(ねごと)ミセさんはいま八十三歳になる。長崎市に住んでおられる。ミセさんはひまがある小さな草履を編む。ワラが手に入りにくくなつたので、小包などに使うビニールのひもを材料にしている。たまには大人の足にちようどな大きいのも作るが、たいていは小さなことも用かお守りにでもしたいミニミニ草履である。

ミセさんはなぜ草履を編むか。二十八歳のときあの原爆

にあつたからである。当時徴用で三菱兵器工場の食堂で働いていた。空襲警報が鳴つていったん防空壕に退避したのだが、女は昼飯をつくるために職場に帰れ、と命令されて壕を出たとたん、原爆が落ちた。

生き埋めになつたミセさんは命からがら這い出して、ハダカのまま死人だらけのまちを家へとつてかえし、そこで父と妹のこともやけただれた死骸とやけどの母を見た。自分の足もやけただれていた。あの熱さは障害忘れられない。

「それは生きながらの火葬だつた」と言いおいて死んで行つた被爆者もいた。ミセさんは「何で戦争ばさすとやろうか。手足の動くかぎり草履ばかり続けるよ」と言う。私には私たち人間に必要なのは戦争(人殺し)ではなくて大切な足を守る一足の草履だ——というミセさんの切ないメッセージが伝わってくる。自家製の花と野菜の行商の荷物のかなかにこの草履を加えてミセさんは市場に坐る。売上金はぜんぶ寄付する。

音琴ミセさんはずっとこうして原爆と戦い、戦争を許さぬ生きかたをしてきた。自然な生きかただつた。憲法九条は具体的に言うとな音琴ミセさんのような生きかたを日本という国とそこに生きるひとびとは価値ある生きかただと

考え、国の内外にそれを宣言し約束したものだとは私は受けとめてゐる。

もし改憲派の口車に乗って九条を変えたり、なくしたりしたら、音琴さんのしていることはご法度になるということなのだ。そんなことが許せますか。今のゴリ押しの改憲の動きは暴力的な地上げ屋のやり方とそっくりだ。何でそんなに人殺しをしたいのか。

(エッセイスト)

「政権の道具」となったら、憲法ではない

福田光子

いま、平和憲法が揺れているのが誰の目にも明らかになつてゐる。二十世紀の百年の間に人類は世界を巻き込む大戦を二度も引き起こしてしまつた。この愚かな行為と戦争の惨禍の反省に立つて作られた憲法の意味の重さに対する認識度は戦後五十年の間にかなり深化していると見てゐる。その証拠に六〇%の人が憲法改正に賛成してゐると言つても、実はそれ以上の六五%が九条は守るべきと新聞の世論調査の結果が明らかにしてゐる。

枯葉剤、湾岸戦争の後遺症、対人地雷、止まるところを知らない核実験と軍拡競争は、もはや隠蔽することのできない現代政治の貧困と歯がゆさでしかない。その中で平和憲法の留金をはずそうとしている憲法調査会をどう見るべきか。

改正必要論者の言い分は憲法を使い勝手の良い道具に変えたいとする魂胆が見えてゐる。特に政権政党の周辺に燃り続けていたものが急速に表面化し、周辺事態法、日の丸・君が代の法制化、そして森首相の「天皇を中心とする神の国」発言、ここに連なる人びとの道具になつたら憲法はもはや憲法ではなくなる。「憲法改正試案」なる活字が新聞の一面に踊る。公共の福祉の概念の明確化、政党条項を導入、衆院の法案可決権を強める、緊急事態条項を新設、自衛のための軍隊を明記、犯罪被害者の権利条項を加える、行政情報の開示請求権条項を新設、地方自治の基本原則を明示。政権の道具となつたら憲法ではない。

元来、憲法はこの国に生きる人びとの生存を保障し、基本的な人権としての知の自由、表現の自由を守り、健康で平和な生活を約束する基本をはずすべきではない。歴史に学ぶことは、その辺りにある。

「神の国」発言は、悪夢の時代、荒野の三十年の再来に漠然とした不安を覚えるから、人は皆こたわっているのだ。名作『点子ちゃんとアントン』の著者であるドイツの文学者エーリッヒ・ケストナーは、一九五八年五月国際ペン会議の席で二十五年前のちょうどこの日、ベルリンの広場でナチスの『史上最大の火の祭典』と称する焚書により自らの著書が火に投じられるのを、群衆の中で拳を握りしめて凝視した苦渋の体験を語っている。アメリカのマッカーシズム、この国の昭和戦時下の発禁本の夥しい数。

権力者と為政者の狂気が人々を戦争への道に駆り立てるとき、邪魔になるのは知の自由であり表現の自由である。憲法を権力者たちの使い勝手に任せてはならない。

(純真女子短期大学教授 あごら九州)

いまこそ、憲法を活かす活動を

栗原君子

なぜ「こんな世の中になったのかしら？」という声をよこ耳にします。私は衆議院選挙に小選挙区制を導入したこ

ともひとつの原因と思っています。かつて「小選挙区制を導入すれば、憲法改悪までいくから」と反対をしました。案の定そのとおりになりました。昨年五月二十四日に「新ガイドライン」という「戦争法」の制定によって日本は戦争のできる国になってしまいました。「日の丸・君が代」の「国旗・国家法」「盗聴法」「住民基本台帳法」なども憲法調査会と一体のものと考えられます。改憲論者は「押しつけ」「時代に合わない」「環境権や自治権も知る権利もない」などと言っていますが、彼らが九条を変えようとしていることを見抜かなければなりません。また、「論憲なら良い」という人も改憲派の土俵に乗せられることになってしまいうため、論憲も改憲につながると思います。

この間、憲法の基調とする内容が、私たちの暮らしかや政治に活かされたことが有ったでしょうか？ 活かされていないから医療や年金などの福祉の切り下げを許し、日本を世界三位の軍事大国にさせてしまっていると思います。

ひと口に「護憲派」といわれる人たちの中にも「非武装」から「自衛隊は容認」「日米安保条約は容認」とか「周辺事態法や九条の改憲は反対」他の条項を加えても良いのではないか」など、さまざまな意見があります。これらの考え

の人びとも「何をしなければならぬか」を話し合つて、後世の人びとから「あの時、何故もつと頑張れなかつたのか」といわれないために、この憲法を「これで日本は二度と戦争をしないんだ」と涙ぐんで迎えたことを決して忘れはしません。いま、憲法を活かす活動が必要と思います。

改憲派の人たちは、これから企業、マスコミ、地域の町内会まで働きかけて総力で来よう。国民投票に持ち込まれたとき、改憲派に過半数を獲得させないために地域に根をはった憲法改悪反対の行動をつくりましょう。

(前参議院議員 新社会党)

現行憲法に宿る自由民権の思想

岩垂 弘

改憲への動きが急ピッチである。衆参両院に設置された憲法調査会における審議開始が、そのことを強く感じさせる。それだけに、今こそ、改憲派の主張を論破する護憲論を国民のなかに広げてゆかねばならない、と考える。

改憲派が憲法改正の最大の根拠にあげているのが「押し

つけ論」だ。現行の日本国憲法は連合国総司令部(GHQ)によって押しつけられたものだから、国民の手で自主憲法を制定すべきだ、というわけである。が、憲法制定過程を詳細に検証してみると、ことは決してそう単純なものではない。

確かに、GHQは自分たちで作った憲法草案(マッカーサー草案)を日本側に手渡しして、「これを参考に憲法をつくれ」と迫ったが、GHQは最初から自分で草案をつくらうと考えていたわけではなく、日本政府がつくった憲法改正要項(松本丞治案)が、GHQ側から見てもあまりにもひどい内容だったからだ。つまり、大日本帝国憲法(明治憲法)の字句を修正したものにすぎなかったから、GHQは「日本は敗北から教訓を学びとっていない」と、主権在民、象徴天皇、戦争放棄を柱とする、自ら起草した草案を日本側に提示したのだった。

しかも、GHQは草案の作成にあたって、当時、日本の民間団体や政党が発表した憲法草案のうち、特に憲法研究会(鈴木安蔵氏ら学者グループ)のそれを評価し、参考にしたことが明らかになっている。私自身一九九三年に来日した、GHQ草案の起草者の一人、ケーティス元GHQ

民生局長から直接「憲法研究会案が役に立った」と聞いたことがある。

鈴木安藏氏は、憲法研究会案を作る上で明治憲法発布前の、明治十年代の自由民権運動の中で民権家によって起草された憲法草案を参考にしたと生前に述べている。

こうした経過をたどると、現行憲法には百余年前の草の根の憲法草案の精神が生きていることになる。このことからしても、現行憲法が単なる「押しつけ憲法」でないことがわかっていうものだ。こうした事実がもつと国民に知られたら、と思う。

(ジャーナリスト)

憲法に血を通わせる努力を

服部 素

「憲法九条と呼ばれるこの偉大なる(そして大いに無視されている)非暴力の英知を評価しつつ——これは、ハーグ平和市民会議でのC・オーバビー博士の発言のサブテーマである。新憲法が誕生して泣きたいほど嬉しかったのは、「もう戦争はない」という一事だった。後年、戦後史を学ん

で、アメリカ極東政策が変化する前の、理想に輝いていた時期に産み落とされていたという僥倖を知り、天の賜物を感謝して大切にしなければ、と身に沁みた。

その憲法を持つ日本への復帰を望んだ沖繩なのに、九条は遠くにあつて輝き、沖繩は米軍基地の七五%を押しつけられたまま、半世紀が流れてしまった。本土に住む私たちは、この事を片時も忘れてはいけないと思う。

九条は、講和と同時に担わされた日本安保によって「大いに無視され」た。安保という癌細胞は、年々増殖をくりかえす。新ガイドライン・周辺事態法(周辺は場所を指さない)……。戦争ということばを潜行させて事は進む。つくづく日本は「あいまい」を絵に描いたような国だと思う。ハーグの「基本十原則」の第一項に、日本の憲法九条にならうことがうたわれたのは、宝の持ち腐れの日本よ、目覚めよ!と活を入れ、励ますためと思う。

世界の平和勢力の応援歌を受けて、私たちは「憲法調査会」の動向を注視しよう。歴史は試行錯誤を経ながらも確実に歩を進めている。五十余年を経た憲法の見直しは、地球規模で、私たちはどんな時代に生きて、何を目指しているのか?を問うことだろう。

国民主権・個人の尊重（自分を生きる権利の保障）は根本命題として外せまい。ヘアテ・シロタ・ゴードンさんの憲法成立過程の資料を頭において、憲法をその前文から読む時、胸の高鳴りを覚える。

九条が英知を發揮するためには、国民が「国」に縛りをかけている各条に、暮らしのレベルで血を通わせる「不断の」努力が必要である。結審間近の「思いやり予算違憲訴訟」に、私もその思いで原告の一人として参加している。

（京都YWCA／あごら京都）

画期的な「女性の権利」の叻記

信太正道

終戦三週間前の七月二十五日、職業軍人の私は、特攻隊員に指名されました。翌日、隊門前の旅館で両親に「最後の」面会をしました。事情を知ると両親は顔が青ざめ、母が「正道、二階にいらつしやい」と言いました。部屋に入ると母は「断ることができないの?」と言って泣き崩れました。

敗戦の一月後、家に帰りました。みすぼらしい私の姿を見て、母は家の外に裸足で飛び出し、狂喜し、「生きている! 正道が生きている!」と絶叫して私にしがみつきました。それに対して私は何と答えたと思われます? 「負けて済みませんでした」です。母は、「そんなこと、どうでもいいの」と言っ、ますます泣きじゃくりました。これが男の子と母親の違いです。建前と本音。

敗戦間もない十月、内閣は憲法改正に着手しました。いろいろの私案が発表されました。最後に発表されたのは、松本丞治国務大臣作成の「憲法改正案」です。それは明治憲法第三条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラズ」を同じく第三条「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラズ」と、「神聖」を「至尊」に変えただけでした。

その後、新憲法草案を読んだときは、激しいショックを受けました。特に第二十四条「法の下の平等」に感銘を受けました。女性が正面に出てくれば、世の中がまるつきり変わると予感したからです。男性は建前に自己陶醉し、攻撃的ですが、女性は本音に生き、平和を愛します。

九七年十一月、改憲議連は憲法第二十四条を起案したヘアテ・シロタ・ゴードン女史などを招聘しました。私はゴ一

ドンさんが米国を出発する前に、改憲議連の中山会長の本性を知らせたく、次の文で始まる手紙を書きました。「あなたが憲法草案に参加されたのは、若干、二十三歳の若さです。ね？信じられない思いです！なんと私たちはとてつもない国民と愚かにも戦争をしたのでしょうか！」

ゴードンさんから返事がきました。「中山氏と私の考えの違いををしみじみと実感します。彼が私たちの講演に耳を傾けることは、きつと良いことだと思います。」

ゴードンさんは、憲法調査会で「押しつけ憲法」に反論して「成り立ち過程より中身」を訴えました。（厭戦庶民の会）

憲法は宝物

岡田黎子

天皇制軍国主義国家の中で育った私は、戦争末期、旧制高等女学校二年生（現中二）の時、毒ガス島（広島県大久野島）へ学徒動員され、その翌年には被爆後のヒロシマへ救護活動に動員されて、戦争の被害と加害の両面体験者となりました。

戦後、五年生（現高二）の時、現行憲法が發布され、主権在民、三権分立と自由を謳った新憲法によって、教育方針も百八十度転換しました。当時私は、天皇の地位が象徴とされたことに不審感を抱き「一人の人間が多様な国民のシンボルとなる」ということが納得できませんでした。そして年を重ねるにつれて、国体護持を最重要としたきらいのある「第一章 天皇」という条項は国家権力や人種という面からしても不必要で、いざれ削除されるべきものだから、民主主義が日本に定着すれば自ら空洞化し消滅するだろうと思っていました。どうしてどうしてここにきて、天皇元首化の兆しが見え、国旗・国歌法によって国民は民主主義から国家主義へと精神構造が作り変えられ国家統制されるようとしています。天皇神話を権力の中心に据えようとする今、天皇制を認めてはならないと思うことしきりです。第一章は再考されるべきだと思います。

次になし崩しに空洞化されてきた平和憲法について、国家権力の反動化と国民の力不足を省みたいと思います。

日本国憲法は世界に誇るべき平和憲法ですが、施行後間もなく沖縄を米軍基地として提案したことにより、最初空洞化が始まりました。そして、発布から三年後におきた

朝鮮戦争の時から再軍備へと向かい、湾岸戦争では経済参戦を正当化し、更にカンボジアPKOでは自衛隊合憲の解釈改憲により、遂に海外派兵を強行しました。一度派兵の実績を作ってしまった日本は、その後国連によつて国連軍としてエスカレートさせられ、PKO五原則も破つてゴラン高原PKFに歴然とした軍隊として派兵させられております。そして今、この軍拡日本の現実に合わせて憲法を改悪しようという構想が生まれております。改悪阻止は急務ですが、どうすれば阻止できるのでしょうか。

私は湾岸戦争後「平和憲法を守るヒロシマ訴訟団」の原告の一人として七年余り、また全国でのゴラン高原PKF違憲確認訴訟にも加わり、裁判闘争を続けました。ヒロシマでは「湾岸戦費支援とカンボジアPKOは憲法違反である」ということで、平和的生存権及び納税者基本権の侵害という不法行為を問う訴訟でしたが、第一審判決は現在の裁判制度では本件は未知法であるから判決が下せないとして、憲法判断が行なわれず「却下、棄却」とされました。私たちは更に控訴しましたが、折しも第一四五国会で戦争法案が一気に成立してしまい「戦争をしない国」から「戦争をする国」になった国状の中で第二審は審理されないま

ま「却下、棄却」とされました。この判決の意味するものは、国民主権原理を否定し、戦争権を肯定し、憲法九条を蹂躪したことにほかなりません。太平洋戦争による血涙はどこへいったのでしょうか。

国家権力は三権分立どころか、最高裁の人事権は内閣が握つており、最高裁は下級裁の人事を支配し、裁判官は市民的自由が封じられ統制されています。司法の実態は、目の保身を第一として魂を売つて立法院の意のままに動いている状態で、裁判所の墮落を思い知つた裁判闘争でした。日本国憲法は今、息絶えだえとなつていますが「国民主権原理と人類普遍の平和原則」を謳つたこの憲法の本質は、全人類の至宝として脈々と生き続けることでしょう。

このように豊かな人間性と香り高い規範性をそなえた日本の憲法は、世界の憲法であるべきです。

私は今の国際情勢の中で、戦争放棄を謳つた憲法九条の遵守こそが最高の国際貢献であり、最大の安全保障だと確信しておりますが、日本は今、反動政権の意のままに動き、「日米新ガイドライン法案」の成立によつて、米国のする戦争に日本が責任を持つという日米双務戦争法案の実現に向かつて臨戦体制の確立へとひた走つております。

今後どうなるかは「戦争をする国にしてしまった戦争法案」を発動させない力と、憲法改悪を阻止する力が国民にあるか否かにかかっています。司法は頼みにならないことがわかりましたが、私たちには最大の力である民衆の叫びがあります。私たちは、言論の自由を守り通して世論を喚起し、民衆が力強く大きく連帯して、英知と力を結集し粘り強く立ち向かい、主権国家の主権者として憲法を守り抜き、地球平和構築の歴史を作り上げたいと切に願います。

最後に、尾崎隆さんのメッセージをご紹介します。(大阪ピース訴訟をすすめる会)の弁護士をしておられた尾崎さんが、亡くなられる直前に(へすすめる会)に送られたメッセージは、私の心に焼きついています。

一九九四年五月に広島で「市民平和訴訟・全国交流会」が開かれた時、尾崎さんについて、ニューヨークの「国際戦争犯罪法廷」開催を中心になって呼びかけられた元・米国司法長官、ラムゼー・クラークさんは、次のように話されました。

「尾崎弁護士に会えて学びました。幸運なことでした。尾崎さんは国際民衆法廷開催へ、二十一人の一人として引き受けて下さいました。美しさに満ちたお顔で、強い意志

がみなぎっており、平和がお顔から感じられ、常に平和を構築してこられました。一九三〇年に日本が中国を侵略した時、尾崎さんは逮捕されました。彼の長く、善行に満ちた生涯は平和に満ちていました。」

私は、尾崎さんからのメッセージを、「語り活動」の時、コピーして紹介しております。

*

今私は降りしきる花吹雪のもと皆様とお別れしなければならぬ悔しさで胸が張り裂ける思いでございます。

私は願います。私の命に奇蹟がおきますことを。

ヒロシマ・ナガサキ原水爆禁止世界大会に今年も参加できませんことを。

日本国憲法九条戦争放棄の理念を世界のものにする努力を続けられますことを。

命あるなら車椅子でも行きたい。這ってでも行きたい。世界の平和を実現する仕事を続けたいと願います。

無念でございませう。心残りでございませう。

生涯いつも素人。精一杯働き未完のライフワークをどうぞ皆様、が豊かな地球平和の交響曲に完成させて下さることを心から願います。

皆様への切なる願いと共に今、私の心は貴方にお会いで来た人生の歓びで一杯でございませう。

掛け替えない人生を重ね合い、結び合えた歓びで一杯でございませう。

八十九年の苦難を越え、歓びと希望の人生を送らせて下さった皆様おひとりお一人に心からお礼を申し上げさせて下さい。ありがとうございます。

一九九四年四月八日

(PKO/PKF違憲訴訟原告)

みんなで力を合わせ憲法九条を守ろう

澤田和子

一九九五年五月、私も参加したハーグ市民国際平和会議で採択された「公正な世界秩序」の十の基本原則」の第一項目は「各国議会は、日本国憲法第九条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」だった。参加した多くの日本人はとても喜んだ。社民党土井党首の演説も非常によかった。しかし帰国すると、「周辺事態

法」「日の丸君が代国歌・国旗法」「通信傍受法」などの法律が成立した。憲法改正のための憲法調査会もできた。世界に誇る「第九条」はどうなるのだろうか。

今年の五月三日、憲法記念日に私も何か行動を起こさねばと、日頃同じ活動をしている〈九条連近畿〉のみなさんに誘われ、街頭リレートークに参加した。しかし、私たちのトークを聞いてくれる人は少なく、がっかりした。ハーグから帰国する途中に観光に立ち寄ったノルウェーの憲法記念日のことを、ふと思いついた。

その日は祝日で、観光バスの車窓から見える風景は、どの建物も国旗がはためき、広場では民族衣装をまとった人たちがパレードをしている。国全体、国民全体が憲法記念日を喜び、お祭りをしている様子をややましく思った。

先日一九四六年二月の、マッカーサーの命令によるGHQの憲法の草案づくりをテーマにした『真珠の首飾り』を観劇し、女性の権利条項(二四条)を担当したベアテ・シロタ・ゴードンさんの講演も聞いた。

ベアテさんは日本の女性を考え、人権条項の草案を書かれたが、今、日本の女性へのメッセージとして「持っている権利を毎日の生活の中に生かし、平和運動をして自分の

子どものために闘わねばならない。政治に参加すること。

日本は過去、外国から受け入れたさまざまな文化を發展させ自国のものにしていく。憲法もGHQから押しつけられたものであっても、五十三年も改正せずにきたのは良いものであったからである」と結ばれた。

私は、小さなグループに所属し、平和運動の経験は短い。いつも思うのは、活動家たちは「あの人は〇〇派、元〇党で昔ひどい目にあつた等々」と、相手のことを非難して一緒に運動しようとはしない。各地にたくさん運動体があつても点々として線につながらない。なんとか過去のいきさつを捨て、「憲法九条を守る」ことだけで一致協力できないだろうか。

(あごら大阪)

細い糸を黙り合わせて太い綱へ

星砂の会

五月三日の憲法記念日に、私たち〈星砂の会〉は〈憲法九条―世界へ未来へ 近畿地方連絡会〉(略称・九条連近畿)の一員として、京都府宇治市と八幡市の駅前で、地元

の平和団体の人たちとともにリレートークをしました。ピラをまき、マイクを握って、九条の大切さを訴えました。

四月には元「従軍慰安婦」の方々が闘っている関釜裁判支援のカンパを届けるため、ナムムの家を訪問しました。

私たちはこのカンパを、去年の六月から一年近くかけて取り組み、その結果たくさんの人から支援の気持ちが寄せられたのです。心のこもったカンパを手渡すことができ、ほっとしました。

五月十三―十五日には、九条連の人たちと共に「基地のない平和な沖繩」にしようとして平和行進に参加しました。安里英子さんたち沖繩の方々と交流したり、海上ヘリポート建設予定地―辺野古に実際に立って、新たな基地建設も再編強化も許さないぞ、と強く思いました。

このように私たちは、九条連に参加し、また多くの平和団体の人びとと交流しながら、憲法九条を守る輪を大きくするために少しずつ歩んでいます。

〈星砂の会〉を結成したのは一九九三年の秋です。日本が戦争への道を歩み始めていることに、居ても立ってもいられず、私たちはJR西日本労働組合組合員の家族や書記の女性たちで活動を始めたのです。

結成してから約六年半の間、学習会や現地研修会を積み重ねてきました。ヒロシマで沼田鈴子さんから被害の実態・加害の視点を学び、大久野島で日本軍による毒ガス製造の現実を教えられ、岩国基地では米軍基地の実態を知りました。また会員は、有志で、あるいは組合研修で、沖縄へ行って沖縄戦の実相を、また韓国や中国へ行って日本の侵略の現実を突きつけられました。こうして私たちは、教えられなかった歴史の現実を、ひとつひとつ自分たちの目で見、耳で聞き、体で感じてきたのです。

会員は大阪・広島・福岡など各地に住んでいます。普段の活動の場はJ R西日本の社宅です。定期的な集まり、お花見や忘年会など折々の集いを催し、そこで「対馬丸」など、沖縄戦やヒロシマに関するビデオを上映して感想を出しあったり、教科書問題を話し合ったりしています。夫を肴におおいに話が盛り上がることもありますが……。

地域的に離れている会員を結ぶものは機関誌『星砂だより』です。各地の活動の報告や会員の意見・活動などを、お互いに知らせあっています。

いろいろな制約や悩みはあります。しかし平和は作り出すもの。私たちの活動は細い糸のようなものですが、横の

つながりを大切にしながら、だんだんと燃り合せて、太い太い綱にしていきたいと思えます。

二十一世紀を戦争のない社会へ

木瀬慶子

(1) 先日、関東九条連の集会で、渡り鳥「クロツラヘラサギ」についてお話を聞いた。一九五三年の朝鮮戦争停戦協定によってつくられた非武装地帯は、軍事境界線の南北それぞれ二キロメートルの幅で設定されているが、ちよつと前までこの非武装地帯は、野生動植物の楽園となっていたそうだ。ところが一九七六年から毎年強行された「チームスピリット米韓合同演習」の影響で、最近は渡り鳥にも楽園ではなくなっている、との衝撃的なお話だった。

それで私は、「あごろ」の裏表紙にいつも掲載されている詩のことを思い出した。

かけがえのない地球

かけがえのないわたし

かけがえのないあなただから

たいせつに たいせつに しよう

あなたも わたしも 地球も

憲法調査会ではじめられた「憲法改正」のための議論は、九条を変えることに焦点が絞られている。九条には、戦争はもうイヤだ、戦争のない平和な社会にしたいという私たちの先輩の思いが込められている。「論憲」とか「修憲」とか、「自衛権を憲法に書きこもう」と言う人びとは、その最も基本的な点を忘れている。「かけがえのないわたし、かけがえのないあなた、かけがえのない地球を大切にしよう」という人間としての原点を忘れている。

石原東京都知事は、災害時に「第三国人」が騒動を起こすかもしれないから自衛隊が出動できるようにしたいと発言した。関東大震災のとき、「朝鮮人が井戸に毒を入れた」という流言飛語で多くの中国人・朝鮮人が虐殺されたことを思い出し、ぞっとした。〈共に生きる〉ではなくて、排外主義の発想だ。一人ひとりの人間を大事にするのではなく、〈国防は最大の福祉〉という国家主義的な考え方だ。

(2)一九九五年、私たちは、人間として最も基本的な〈共に生きる〉ことを原点にして、「憲法九条を変えさせてはいけない」と、九条連(憲法九条―世界へ未来へ 連絡会)

を結成した。それから五年。北海道から九州までの十七か所に、それぞれの特徴を活かした各地方の九条連が結成されている。九条を広めるのは「中央」から運動をつくるのではなく、くらしに根をはった草の根の取り組みが必要だと考えたからだ。毎月二十日に、「九条連ニュース」というミニコミ紙を発行し、それぞれの地方のネットワークとしての役割を果たしている(三千部発行)。

今年、五月三日を「九条連アクションデー」に決め、駅頭ビラ配布、リレートーク、集会の開催など、各地方でユニークな九条を広める活動を行なった。冒頭の渡り鳥の話は、関東九条連が愛鳥週間にちなんで開催した集会でのことだ。また五月十三〜十五日まで、沖縄の反基地の闘いに連帯して約二十名の沖縄交流団を結成し、平和市民連絡会との歌や踊りもまじえた楽しい交流会を実現した。平和行進にも参加し、三月からはじめたカンパを贈呈した。

これからも、政党・党派に左右されることなく、九条を一致点としてあらゆる人々と手をつなぎ、「アクション九条連」で日本の隅々に九条を拡げる行動を続けていきたい。

(3) 昨年のハーグ市民平和会議でも「世界が見習うべき」と評価されたように、日本の憲法第九条は、私たちが誇り

にできる理念だ。いまはまだ一つ盛り上がりにかける憲法論議も、これから憲法調査会での議論をはじめ九条見直しのムードがさらにつくられるだろう。

また教育基本法の見直しも、森首相は繰り返し述べている。教育基本法は平和憲法と同じように平和・人権・平等の記述がされているが、この見直しは戦後教育の歪みとして憲法改悪とセットになっている。

昨年、ガイドライン法、盗聴法、「国旗・国歌」法などの反動諸法案が次々と成立し、いまついに九条改悪に手がつけられた。なんとしても九条を変えさせなくてはならない。そ

「第九条が輝く21世紀を——憲法調査会に反論する」

という小さなブックレットを（九条連）が作成しました。九条連の代表であり、中央大学の教授である伊藤成彦さんの、「押しつけ憲法」論への反論の三部作を掲載。いま調査会でキーワードとなっている「自衛権」論への反論を、専修大学大学院で憲法九条の成立過程を研究している河上暁弘さんが明快に展開しています。この機会には是非お求めいただき、学習の素材に使っていただけたらと思います。

（二〇〇〇年五月発行、定価三百円、A5判五十頁）

の心は、へあめ、生きててよかったねと、ほほえみあえる地球にしよう」ということ。そしてそんなやわらかな草の根のとりにくみをするのが、私たちの目標だ。

輝け憲法九条、二十一世紀を戦争のない社会に！

（九条連事務局）

中国で学生に教えた「日本国憲法」

芦澤礼子

高度経済成長時代、東京オリンピックの前年に生まれた私にとって、日本国憲法は「もうすでにあるもの」だった。深く考えず、じっくり読んだこともなかった。

きちんと読んだのは、中国で日本語教師をしているときだった。あと少して任期が終わるといふ頃、「日本社会」の授業の教材を作りながら、急に「日本人として中国に来たからには、日本国憲法のことを話さなければ」という気になった。この国を侵略し、大きな被害をもたらした日本は、今は「武力を持たない国」になったといふことを、戦後五十年の今、話しておこうと。もちろん全文では長すぎるの

で、前文と九条を抜き出してプリントをつくった。

やや難しい日本語かな……と思つて、こわごわ授業を始めてみたが、案外きちんと理解してもらえた。「非武装」という考えは、台湾と対峙する中国からはわかりにくかつたようだが、前文に、日本人だけでなく「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」と書かれていることが共感を呼んだらしい。ただ「日本にも軍隊みたいなものがある」という学生もいて、それには思わず「自衛隊は実は憲法違反です」と断言(一)してしまつた。峠三吉の「にんげんをかえせ」も、みんなで朗読したが、あとで「原爆で死んだ日本人も犠牲者ですわね」と女の子が言いききて、ああ、そう受けとめてくれたか……と思つた。

帰国後、五年が経とうとしている。その間、留学や仕事で約十人ほどの教え子が来日した。先日、新しく来た留学生を歓迎して皆で食事をしたとき、石原都知事の「三国人」発言と森首相の「神の国」発言について聞いてみた。

石原発言に関しては「ああいう発言は日本人だ、中国人だ、という問題でなく、人間としておかしいと思う」「東京都の外国人議会に参加していたが辞めた。知事は本当は外国人が嫌いなんだから、外国人議会は形だけで無意味だと

思う」と、厳しい。森首相に至つては「口が軽いんじゃない?」「あの人は馬鹿ですか(一)」。その一方「選挙があつても、どうせまた森首相になると思う。日本人つてそうだから」という醒めた見方もあつた。彼らに「いつか必ず日本へいらつしやい」と言つたのは私。スママセン、せっかく来てくれたのに、こんな国で……。

でも彼ら、日本の全部が嫌いというわけでもない。「中国に帰つたら、中トロが食べられない。いやだなあ」などと言うし、日本語のカラオケもバンバン歌う。私が「明日(石原やめろ)パレードに参加するんだよ」と言つたら「それ知ってる」「すごい」と、喜んでくれた。

六月九日の(石原やめろ)パレードには、風雨の強い中、平日の昼間だというのに三百五十人が参加した。いつになく外国人が多いデモで「二十か国の人がい」という噂も流れた。この人たちは日本国憲法でも守られていない、立場の弱い人たちだ。辛淑玉さんは「石原の弱い者イジメ」と言つたが、まさにそうだ。どうせ憲法を論じるなら、在日外国人の人権をきちんと位置付けてはくれないだろうか……と、傘の列を見ながら、私の教え子たちの顔を思い浮べて、ふと考えてしまつた。

(あこら新宿)

若者が大いに語る「憲法」

若者は憲法に無関心なのだろうか。昨年九月に発足した「改憲とあらゆる戦争法に反対する市民ネットワーク」ク21（反改憲ネット21）（世話人代表・弓削達さん）のメンバーは、若者が中心。「みんなで憲法を語ろう会」や、少人数の「だべりの会」の開催を続けてきた。「語ろう会」の第三回は「若者が大いに「だべる」90分」。五月二十一日、北区赤羽会館に集った二百人の、熱気あふれる語り合いの一端をご紹介します。

憲法調査会に

参考人として出席

中牟田 郁さん（早稲田大学四年生）

四月五日に参議院憲法調査会が主催した「学生と共に語る憲法調査会」に、参考人として出席しました。

私は小中高と一貫して平和教育を受けましたが、今、政府が憲法を変えようとしているのは、やはり「九条」が最大の目的だと思えます。「日本を再び戦争がでる国にしよう」ということだと思っ、非常に危機感を感じていました。ですから私は調査会で「憲法改悪、とりわけ九

条の改悪には反対だ」と主張しました。

憲法調査会は「広く国民の意見を聞く場」だとか「憲法を調査する場」と言われていますが、実際の憲法調査会は「とんでもない所」でした。私や他の人が「九条改悪に反対」とか「軍備の撤廃を」と言うと、自民党議員は、これは自民党の佐々木知子という議員でしただけども、あわてふためいて「平和、平和と言って平和が保たれば、大いに結構。でも、他の国が攻めてきたらどうするの？ 家族をどうやって守るの？」と、意地悪く問いつめて、ひっくり返そうとするんです。その一方でこの議員は「危機管理体

制を強化せよ」とか「集团的自衛権を認めるべきだ」と主張した学生に対しては

「あなたの意見は素晴らしいわ」そのような意見が出て嬉しく思っています」とか言って賛美するんです（笑）。明らかに憲法調査会の「調査」とは名ばかりで、「改憲」「九条改悪」に向けて、「論議は尽くした」「国民の意見は広く聞いた」という形を取り繕うための場なんだということを実感しました。「論議だからいい」というのは、とても危険だと思います。ちなみに「九条改憲反対」を主張する学生に自民党の議員が意地悪をしているときに、野党議員は何の助け舟も出して

くれなかつたのは、ちよつと残念(笑)。

改憲派の学生は、調査会終了後に自民党や自由党の議員と挨拶を交わしたり名刺交換したりしていました。それを見て私は、この調査会で作られる意見はあらかじめ決まっています、息のかかった学生に根回ししていたんだな、と思いました。

改憲派の学生は「公と個の関係」とか「憲法に日本の伝統を盛り込むべきだ」とか言っています。このような意見に対して、きちんと批判していくべきだと思います。

自民党議員は改憲反対派の学生に対してはとて居丈高なので腹が立ちました。「自衛権はどうするの?」と言えば反対派の学生は押さえ込めると、おそろく思つたんでしょう。でも「日本こそがアメリカと手を組んで、日米安保条約を強化し、自衛隊も強化している。これこそが他国に脅威を与えているのではないですか。そういう現実抜きに、他国が攻めてきたら、と言うのはおかしい」と反論

したら、何も言えないんですよ。これは、政府が何を考えて「改憲」を狙っているかが、逆によくわかる事態だと思いましたが、自民党議員にとつては「他国が攻めてきたらどうする」なんて、じつは口実でしかない。日本が積極的に外に出て行くこうと考えているからこそ、私の反論にぐうの音も出なかつたんだと思います。

参議院憲法調査会は、今回の「語る会」で学生の意見はもう聞いた、としています。まるで反対意見はなかつたかのよう。今後もこのような調子で続いていくと思いますので、私はこの憲法調査会こそが危険だと、大声で訴えていくことが必要だと思います。

議事録から 浮かび上がる問題点

佐藤潤一さん(専修大学大学院)

私も憲法調査会参加を申し込んだんですが、残念ながら落ちてしまいました。その申し込み項目が五つくらいあるので

すが、「憲法調査会に期待するもの」とか「世界の情勢について」とかでした。憲法調査会そのものに疑問を呈する意見は拒絶、調査会に参加するからには「期待する」という発言をさせていただくという前提です。

どうせ取り上げてはもらえないと承知の上で、あえて調査会に期待するとして……と考えて、私は「外国人の権利」について書きました。外国人の権利を尊重しない国は、自国民の権利の尊重も不十分にしかできないだろう。憲法調査会は外国人の権利についてもきちんと調査して、憲法論議に反映してほしい、と。

ところが、憲法調査会の議事録を見ると、「個より公が大事」「自衛のために軍隊を持つべき」などという議論ばかりで、大事なことがすつぽりと抜け落ちている。

〈学生に聞く会〉の議事録でも、明らかに司会者が不公平な進め方をしています。中牟田さんは「野党議員が助けてくれなかつた」と言いましたが、社民党や

共産党の議員が学生に質問しようとする
と、司会が発言を止めようとするのです。
一方、自民党や自由党の議員に対しては
何も言わず、どんどん発言させている。
この議事録を見ただけでも、調査会の問
題点が浮かび上がってくると思います。

また、日大の青山武憲教授が参議院憲
法調査会に呼ばれた際、憲法の制定過程
について論議しているときに「あなたは
このことを知っていますか」と青山教授
に質問が飛ぶと、彼は「知りません」と
言っただけです。制定過程について議論す
るために専門家を呼んでいるのに、「わ
かりません」「見たこともありません」。
見たこともないのに、それを前提にし
て、「今の九条は問題だ」と言うのは、
めちゃくちゃいい加減な証言だと思っ
たんです。こういうセンセイがなぜ選ばれた
のか。たとえば、西修氏なども、以前か
ら自衛隊合憲論、あるいは軍隊を持つた
めの「九条改正」を公言している人です
が、そういう人を意図的に選んで意見を

聞いている。「改憲派にとつて良ければ、
学問的根拠があやふやであるうとどうで
もいい」という考えが見え見えます。
調査会の制定過程もそうですが、議事
録を見ても「国民の意見を広く聞く」も
のには全くなっていない。以上、問題提
起したいと思います。

違憲立法の実態こそ 調査すべき

河上瞬弘さん（専修大学大学院）

憲法調査会の議論は全く学問的な下支
えがない、ということば、学術研究をし
ている私の立場から言えば、本当に腹立
たしい話です。学問とは本来「真理の探
求」で、時代への迎合ではなく、まさに
時代の解明・開拓だと思っんです。時に
爪先立ちしながら、肩肘を張ってやつて
いるものです。そういうものが重められ
た議論がどんどん出てくると、全く腹立
たしいです。

憲法調査会は「憲法を広範かつ総合的

に調査する」んだそうですが、実際の議
論を見ても、議論の焦点が二つある
ようですね。一つは憲法制定過程（押し
つけ）論などまだ言ってる人もいます
が、もう一つは憲法九条から自衛権
の問題です。私はこの二つを専門的に研
究しているつもりなので、そんなに広範
かつ総合的に調査したいのなら、私をア
メリカへでも国費で派遣してくれ（笑）
と思っっているんです、本当は。

もし私が憲法調査会で発言するとした
ら、言いたいのには「二十一世紀の理念を
どういうものに設定するのか」です。そ
れは、一言で言えば「非暴力」ではない
かと思っっているんです。

二十世紀は「戦争と革命と大量死」の
時代でした。二十一世紀にはそれを転換
しないとイケない。コソボの問題を見
ても、非武装のコスタリカの事例を見ても、
もはや暴力・戦争によって物事は解決し
ない。むしろ日本国憲法第九条のような
「非武装」の思想のほうが、大きな現実

性を持つてゐるのではないかと思ひます。

主権者、国民にとつて憲法とは、彼ら（権力者たち）を働かせる「契約書」。しかも白紙委任ではなくて条件付きの契約をしてゐるのが憲法です。だから「契約違反をさせない」ことが大事です。憲法を本当に実行させて、彼らに守らせることこそ重要です。

今の憲法を変えなければできないもの、と言つたら、戦争くらいじゃないですか。確かに日本国憲法では、戦争については、前文と九条だけではなく、絶望的なくらいできない規範になつてゐます。また、憲法を変えなくても、環境問題も情報公開も、法律でできるわけですから、むしろ憲法を調査するのであれば、戦後五十年余りの「違憲政治」の実態と「違憲立法」の調査をすべきです。私たちも、市民の「違憲調査会」をつくつて、実態を具体的に明らかにすればいい。その上で対案を出していけばいいと思ふん

です。そうでないと防戦一方になつてしまい、数に押し切られます。憲法九十九条は「公務員の憲法尊重・擁護義務」を定めてゐますし、十五条は「公務員の選定罷免権」を定めてゐます。憲法を守らない公務員なんて首にすればいい、という事です。

最後に、具体例として沖縄米軍基地と天皇の戦争責任問題についてお話しします。沖縄に米軍基地を置くことに関して、天皇の「オキナワメッセージ」というのがありました。それに加えて、天皇は、さらに米軍基地を日本全土に広げることを求めるメッセージを米国政府へ出してゐます。その背後には、「天皇制」を残すことは決まっていたけれども、昭和天皇を退位させるかどうかは、まだ流動的だったことがあります。東京裁判において戦争責任追及だけではなくて、証人として呼ばれることも含めて、当時天皇はどういう状況にあつたか。むしろ、天皇は自分を米軍に守つてもらいたいという

ことがあつた。だから、旧日米安保条約には内乱条項があつたんです。沖縄などを差し出すことによつて戦争責任追及をまぬがれ、あるいは七三一部隊についてソ連などは「証人として天皇を呼べ」と強く言つたにも関わらず免除された。そういう中で、米軍基地を「貸したくない」と言つた吉田茂首相や、あるいはマッカーサーを退けていつた。

さらにもう一つの天皇メッセージとして、講和条約を天皇が「支持する」という文書もあります。オキナワ・メッセージと講和条約支持は一体の話で、講和条約三条は沖縄を切り離してゐるわけです。こういう文書は、五十年たつてアメリカの文書公開で見つかつてゐます。日本の外務省にもあるはずですが。情報公開制度はこういうところに使うべきです。天皇は本当にこういうことをしたのか。米軍基地を日本に置くこと自体が憲法違反ですが、さらに第一章では「天皇は国政に関する権能を有しない」とあります。

三つの天皇メッセージは憲法制定後ですから、これは憲法違反ではないのか。もし日本に「野党」があるなら、すぐに国会で追及していい。

戦後の枢密院の文書すら、今は出ていないんです。核密約の文書もあります。

そういうさまざまな文書を出させて、憲法九条だけに縛られて守りの議論をするんじゃないくて、攻めの議論をしなければならぬ。その場合は常に具体的かつ簡明な問題提起が必要だと思います。

「武力による平和」は

ありうるか

徐^{ソン}龍輔^{リョンポ}さん（朝鮮大学校一年生）

僕は在日朝鮮人三世です。僕の名前を見て、ほとんどの人は「日本語がうまいですね」「いつ日本に来たの?」と言います。しまいに「在留期間はいつまで?」などと聞かれたりします(笑)。僕は日本で生まれ育ち、日本にある民族教育機関「朝鮮学校」を通じて朝鮮語を学び、母

国の知識を得ました。

まずはじめに、僕は自分を「朝鮮人」と言いましたが、それについて。朝鮮半島は今、二つに分かれています。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）と、大韓民国（韓国）という二つの国があります。

よく朝鮮人というと北のことというように区別する人がいますが、差別的な意味ではなくて、僕は朝鮮・韓国含めて「朝鮮人」と言っていますので、そこは了承してください。

僕は在日朝鮮人ですから、日本国民ではありません。憲法の定める「日本国民」の枠には当てはまらないので、憲法を直接的ではなく、間接的に受け取る立場にあると考えられるわけです。

僕が今日話したいのは、戦争と平和についてです。僕が、朝鮮人が、なぜここにいるのか。いろんな人に聞かれますが、僕が日本にいる理由は、戦時中の徴兵、徴用、強制連行によって、僕の祖父たちが日本に連れてこられ、戦争が終わった

後もそのまま住んでいるからです。要するに在日とは戦争の傷痕なんです。

戦争とは何を残すんでしょうか。今、日本国憲法「改正」が大きく取り沙汰されるなかで、日本が軍備を強化し、戦争ができる状態になって、実際に戦争が始まったと想定したときに、その戦争のあとに、何が起ころうでしょうか。僕は、武力による平和というのはありうるのか、とつくづく考えることがあります。

憲法を語るときに、多くの日本人は「極東有事はどうするのか」と言います。「北朝鮮は核を持っている」とか「テポドンを発射した」とか。しかし、今の情勢を見ると、朝鮮半島は平和の方向に進んでいます。六月に行なわれる首脳会談などを見ても、それははっきりしていると思います。

しかし日本は軍備を持つようとしています。五月七日の新聞記事に「新防衛庁舎が完成した」とありました。その地下にある司令室では、極東有事の際にアメリカ

カと日本が「完全なる提携」をして、有事に対応することです。

石原都知事は、私たちが在日朝鮮人や中国人に向かって「三國人」発言をしました。これは明らかに差別です。だまつて受けとめてはならないと思います。実際、この発言があったあとに、ある企業でフィリピン人従業員が仕事でミスをしたときに、上司が「だからお前は三國人」と言われるんだ」と言ったそうです。「三國人」の元もとの意味にも当てはまらない国の人に対してまで、そういう差別的な発言をする人まで出たのです。

石原都知事は九月一日に都内で大規模な防災訓練をすると言いました。自衛隊を動員し、その機動力や必要性を国民に見せつけて、日本には自衛隊が必要だと思わせる。そして、それを発展させて「軍隊が必要だ」という考えを持たせるといふ、裏の心理を読み取れるような気がします。

戦争とは何か、平和とは何か。みなさ

ん、もう一度考えてみてください。ニューヨーク国連本部前の公園にある碑には、旧約聖書の言葉が書かれているそうです。「剣を打ち直して鋤とし、槍を打ち直して鎌とする。国民は国民に向かって剣をあげず、もはや戦うことはしない」。これこそ世界、そして日本が向かうべき平和の方向ではないでしょうか。

今こそ

自分の頭で考えたい

高井優子さん（津田塾大学二年生）

私は〈反改憲ネット21〉の企画である〈だべりの会〉に何度か参加する中で、いろいろ考え、今の政府による改憲や戦争準備の動きに反対していかなきやいけなと思うようになりました。

〈だべりの会〉には、約二十人くらいの学生が参加し、弓削達先生、退職教員の加藤郁さん、元関東軍兵士の元山俊美さんなどを招きして、今までに六回開催してきました。この場では、私たちが若

者が「戦争って言っても実感がなかなかわかない」「日の丸・君が代の法制化が決まったけど、何が変わるんだろう」と、普段考えていることを率直に話し、講師と語り合います。

私は二回目からの参加ですが、「日の丸・君が代は良くないと思うけど、私たちの生活とどう関係するのか」と、元山さんに質問しました。元山さんは「私を戦場に送り出したのは、まさに日の丸だった」と話してくださいました。元山さんたちが出征するときに、お母さんも、家族たちも、誰一人としてイヤとは言えなかった。その背後に「日の丸・君が代」があったんだと聞いて、衝撃を受けました。個人が否応なく引きずり込まれるのが戦争だと、そのとき教わったんです。今の若者は自分のことしか考えてないと、よく言われます。でも、身の回り十メートルのことだけを考えているうちに、社会全体が、みんなの生活が、がらりと変わってしまうかもしれないのは大変

なことです。戦争体験の話を書く中で、

私たち学生も歴史をもっと学ばなければいけないと思うようになりました。ただ

「昔話」と受け取るのではなくて、今の政府の「改憲」の動きを止めさせるために歴史を学ぶことが必要です。私たちの大先輩が頑張っていたらつしやる姿を見て、若者もぼやっとしてはられないと思います。

私のまわりにも「改憲なんてわからない、興味が無い」と言う学生が多いんですが、一方で「北朝鮮が攻めてきたら怖い」「石原都知事カッコイイ」と言う人もたくさんいるんです。流されている情報を鵜呑みにするのではなくて、実際に何がすすんでいるのかを自分の頭で考えるのが重要だと、今は思っています。そのためにもこういう集会に参加するのはいいことだと思います。「憲法を時代に合わせる変えよう」とそこらじゅうで言われる中で、それをどう考えていったらいいのか、皆さんと共に考えたいと思います。

質問 & 意見

Q1 「論憲は必要だ」と言われていますが、政府の意図は明らかに「九条」の改変です。ただ「環境権」とか「プライバシー権」などを含めて「憲法を変えたほうがいい」というムードがつくられているのは確かです。僕の大学の憲法の授業で先生が「憲法を変えたほうがいいと思うか」と聞いたとき、「変えてはいけない」と主張したのは僕だけでした。でも変えたいと言う人も、自身は「環境」や「プライバシー」「私学助成」についてなどです。「環境」といっても現に政府は原発をつくっているわけだし、「プライバシー」といっても政府は盗聴法を通している。だから僕は、こんな甘い言葉に足をすくわれてはいけないと思います。この「論憲」ムードをパネリストの皆さんはどう思われますか。

佐藤 「論憲」と言っているのは「改憲」と言っているのとはほぼ同じだと思います。

河上 「環境権」とか「プライバシー権」は、憲法を変えなくても法律でできる話なんです。そもそも諫早湾の水門を閉めた人たちが「環境権」って言ってる(笑)。「完全な憲法なんてないから改憲なんだ」と言われれば、確かに一〇〇%改憲ですよ。僕も、第一章「天皇」は、憲法ではなく京都の条例にでもして、「伝統文化の保存」にしまえばいいじゃないかと(苦笑)。でも、改憲とはそういう理想を論ずる話ではなくて、今の政治情勢の中で、今の政治家に憲法に手をつけさせたらどうなるかということです。

中牟田 「改憲がいい」という学生は多いのですが、「九条を変える」というのは少ないのが現状です。ただ中には「公Ⅱ国のために尽くすべきだ」「今の憲法で自衛権さえ認められていないのはおかしい」などと言う学生も結構いますし、憲法調査会の参考人の中にもいました。彼らは「君は平和教育に洗脳されている」とか、「自分の国のことも考えない自虐的

なヤツ」とか言います。本人の主体性を否定した失礼な意見だと思っただけで、私は自分が平和教育を受けたことを見つめなおして、世界で平和を実現していくためには何を為すべきなのか、何を反省すべきなのかを考えています。

たとえば戦争をゲームのようにとらえて、ミサイルの下で何が起こっているのか知ろうともしない。大学生にもなつて広島・長崎に原爆が落とされたことを知らない人もいます。それは平和教育が無くされたり歪められたりしている結果だと思えます。改憲派の学生は、よく聞く西部邁や小林よしのりの主張の受け売りです。こういう人たちが「改憲」なんて言うのは「片腹痛い」(笑)と思えます。

Q2 憲法調査会に参加すること自体が向こうと同じ土俵に乗ってしまうことだと思えますが、どう考えますか。

徐 憲法調査会については、自分も参加したことはないし新聞で見るだけですが、参加して自分の意志をはっきり言え

ば、憲法調査会の委員も——今の委員は考えるかどうかわかりませんが(笑)考えるんじゃないですか。国民の意志を聞くために憲法調査会があるので、賛成なり反対なりはつきりした意見を持った人が参加して、なぜイエスなのか、なぜノーなのか意思表示することが重要だと思えます。

佐藤 参加して「憲法調査会自体がおかしいんじゃないか」と言うことは、それはそれで意味のあることだと思えます。同時にこのことを外へ向かつてどんどん宣伝することも大事です。

中牟田 戦後まず憲法調査会ができたときは、政府の下にできたわけですよ。今度は国会の下にできたということで、大きな意味を持つものです。改憲に向けた政府の思惑は非常に大きいものだと感じています。ですから私は憲法調査会の設置自体に反対で、改憲を前提にした憲法調査会のあり方自身がおかしいと調査会の場でも発言しました。発言を終える

と、傍聴席のいろんな人や一緒に出席した学生から同感の声をかけられたり、「今後も頑張つて」と言われたりしました。おかしいと思うことはその場で言つて、憲法調査会自体のおかしさを公にすることができたと自負しています。

Q3 コスタリカは非武装ですがアメリカと軍事同盟関係にあると聞いています。ここはどうなつているのでしょうか。

河上 コスタリカは八三年に大統領が「永世中立、積極中立」の宣言をしています。これは一方的な宣言ではありませんが、承認され、新しい形での非武装中立とされています。その後、有名なアリアス大統領が、困難な中南米情勢において平和のイニシアチブを取ったことを評価すべきだと思えます。ただ、コスタリカ憲法は常備軍の撤廃で、非常時の軍備を必ずしも否定していませんので、この点は日本国憲法のほうがむしろ徹底していると言えます。しかし、実際面ではコスタリカのほうがはるかに「非武装」です。

Q4 今の憲法は決して完全なものではないと思います。私は、例えば完全な共和制にするとか、非武装中立を明記するなどを考えているのですが。

佐藤 イギリスでは与党側から「君主制の見直し」や「貴族院議員の減員」などが提案されていますが、日本の与党が天皇制についてそのような提案をするとは考えられません。今「象徴天皇制もいかに」と言い出すのは、かえって相手の手玉に乗ってしまうのではないのでしょうか。

高井 いま「非武装中立」と言うと、政府のほうは「北朝鮮が攻めてきたらどうするんだ」とか言います。ここに徐さんもいらつしやいますが、国を超えて戦争反対の声を広げていきたいと私は思っています。

河上 会場の皆さんにむしろ伺いたいのですが、憲法九条ってそんなにいいんですか？ これは非戦非武装平和主義そのもので、これ以上どう徹底するのか、という条文です。解釈の仕方と運用が悪

かったということですよ。運用を改めることこそ憲法を実行することだと思えます。

Q5 私も改憲には反対なんです。周りは「公共の利益」とか「公と個の関係を考えなければならぬ」という人がけっこういるんです。その点をどう考えたいのでしょうか。

佐藤 そういふ人は、おそらく小林よしのりの「戦争論」「新ゴーマニズム宣言」や、藤岡信勝氏らの本を読んで言ってるんでしょう。今の憲法に「公」が書かれてないわけではなく、基本的人権についても「公共の福祉に従う」と書かれています。この「公」の範囲がどこまでかが、今まで議論されてきたことです。実際に憲法を読めば、「公と個の関係」について憲法を変える必要はない。ここに来ている皆さんも、自分のことだけ考えて「改憲反対」と言っているのではなく、日本のことを考えて、憲法を変えさせてはいけなと思っています。集まっているわけですよ。ね。「公と個」について殊更に言う人

は、憲法を読んでいないか、ちゃんと学んでいない人だと思えます。

河上 「公共」は「パブリック」ですが、日本ではすぐ「お上」になってしまふ。「みんなのもの」をどうするか考えるのが「公共」を考えることなのに、「国家」に話が変わってしまうのが問題なんです。「公共」は国が独占するものではなく、むしろ一人ひとりの問題をみんなの問題として考えるという発想が真の「公共性」だと思います。問題を個人で解決できないときに「公共」政策が出てくる。その中で特に資源を動員しなければならぬものが「国家」「政府」の政策になるという順番だということを考えなければいけないと思います。

Q6 大学で周りの友達に「石原都知事の『三國人』発言ってひどいよね」と言っても、逆に「外国人が不法入国して犯罪を起こしているのに、何もなくなっていいのよ」と本気で言われたり、北朝鮮がテポドンを飛ばすと、あつという間に「北

朝鮮は怖い」とか、最近は「中国も危ない」というキャンペーンもされて、みんなの意見がころっと変わってしまったのは、大変なことだと思えます。「諸君」とかでそういうキャンペーンを張られていることについて、どう思いますか。

徐 朝鮮は日本に植民地化されたという歴史を持っています。そして今、日本には僕たち「在日朝鮮人」という戦争の傷跡が残されています。そういう面から見ると、日本が朝鮮を攻撃するということは否めない面があります。戦後保障が日本によってしっかりと為されていない。そういう状況の中で、日本はこのまま突き進むとしていく。僕たちが在日朝鮮人を、そういう情報によって帰化させたり、朝鮮半島に怖いイメージを持たせる。日本に住んでいる人は、いろいろな情報の中で生きています。その情報というのもメディアによって編集された情報です。毎日、新聞やテレビを見的过程中で、ガツンと大きな事件が起きてしまうと、その報道

を信じてしまう面があると思えます。特に日本の報道は北朝鮮に対しては厳しい批判をします。北朝鮮の「テポドン」については、「ミサイルか衛星か」という議論が為されたときに、国際的には「爆弾ではない」と認定されました。「あれは衛星だ」という見方が多いんです。でも、日本のメディアは北朝鮮に批判的な記事をドンと載せて、インパクトを与える。

北朝鮮は怖いという意識を植えこむ。でも、それが違った時には謝罪を大きく載せるべきなのに、四コマ漫画の下にチラッと載せたりする(笑)。結果的にみなさんの意識はそのままで。情報を鵜呑みにするんじゃないかと、これは本当なのか、どういう経緯でこうなったのか、一つひとつに対して疑問を持つと、情報が今までとは違って見えてくると思えます。僕はここで在日朝鮮人として発言していますが、今まで差別を受けたこともけっこうありました。そういう体験も、メディアを通じてのイメージが原因だと

思うので、ここに来てくれた皆さんは僕の話を直接聞いて、今日を期に、在日への見方だけではなく、今までの見方を一新して、平和というものが頭の中に初めに出てくるようにしてほしいし、そのために在日外国人と仲良くするという考え方を持ってもらいたいと思います。

中牟田 北朝鮮が攻めてくるとか、公の秩序とか言われる中で、例えば読売新聞が「憲法第二次試案」を出しています。もう本当に改憲攻撃が矢継ぎ早に出されていますが、「政府が今、何のためにこのようなことをやっているのか」「私たち自身が見抜きながら考えていかなければならない」と思いました。このような場で皆さんが疑問に感じたことをいろいろ出して下さったのは本当に良かったと思えます。今後もうこういう議論を続けて行かればいいな、と思いました。

◆反改憲ネット21の連絡先(黒崎さん)

TEL 03-53337-0523
FAX 03-53337-0254

天井から五本の垂れ幕が下がっている。世界中で、戦争で亡くなった人の数、十六世紀百六十万、十七世紀六百十万、十八世紀七百万、十九世紀千九百七十万、そして二十世紀は一億七百八十万。「二十世紀は、戦争と殺戮の世紀でした。憲法九条は、平和を愛する人びとの道しるべです。」

突然、垂れ幕の後ろから、ワーツと人びとがあふれ出てきた。総勢百三名、普通の市民たちが、歌い、踊り、弾ける！

「歌え、Let's sing a song!」

一九四五年、戦争が終わってまもなく、米従軍カメラマン、二十三歳のジョー・オダネルは、長崎で原爆の惨状を写真に収めていた。

延々と野焼きしている死体。

彼の目は直立不動で涙も見せずに立っている、十歳くらいの一人の少年に釘付けた。少年の背には、死んだ赤ん坊。弟だろうか。オダネルは、夢中で

ミュージカル 憲法 vol. 8

ニッポン

さまざまな趣向を凝らし、ユニークな舞台を作り上げている。今回は、浦和、川越、越谷、飯能で計5回の公演が行われた（5月20日取材）。



シャッターを切った。

やがて、小さい亡骸は火に投げ込まれ、じっと見ていた少年は走り去った。

その一枚の写真が、今、舞台の上にある。あなたがもし、この少年だったら……。

現代の日本。混み合った通勤電車。サラリーマンにOL、小中学生高校生、みんな、忙しくめまぐるしく動いている。

一九九九年、JCO臨界事故。手に手にバケツを持った人びとが軽快なリズムで踊る。「臨界バケツ、放射能バケツ、バケツニッポン ブギウギ！」

二〇〇〇年、新潟。あるサラリーマンは、毎朝同じ時間に行商の荷車を引いて橋を渡る老女が気になっていた。サラリーマン生活に疲れていた彼は「あれが本当の労働じゃないのか」と、尊敬に近いまなざしで老女を見るようになった。

彼女の兄と弟は戦争に行った。母は弟の出征のとき、万歳三唱の中で言った。

「辰巳茂二等兵、死ぬことはなりません。生きて帰ると復唱しなさい！」

母は周りから「非国民！」と足蹴にされた。母は弟の戦死の公報が入って間もなく、息をひきとった。

戦後十年以上たつて、兄が戻ってきた。兄は長い間、戦争を語ることはなかった。しかし最近になって、やっと重い口を開きはじめた。

「奪い尽くし、焼き尽くし、殺し尽くす、三光作戦。自分は満州でそれをやった。赤いチャイナドレスの幼い少女と、その父親を殺したときのことから離れない……母さん！」

あなたがもし、この少女だったなら……。

「いつまでも大人になれない ぼく」

「いつまでも大人になれない わたし」

「サラエボでも チェチェンでも……」

突然、闇を切り裂くようなテノールとピアノソロ。「We have Article Nine」



市民が作った I LOVE 裸の王様

ミュージカル「I LOVE憲法」は、今年で8回目。埼玉の弁護士が企画し、毎回公募で集まった市民が演じる。先輩格の神奈川（14回目）に負けず劣らず、毎回

やがてそれが合唱になる。

「花を咲かそう 花を咲かそう

小さな星の 小さな島で

花一輪 花一輪」

長崎の少年と満州の少女を囲んで、たおやかに踊る百合の花たち。

オダネルは、全身焼けただれた十四歳の少年の写真を撮った。赤い自転車が好きだった少年は、もう助かるとは思えなかった。

ところが、終戦後四十八年、オダネルの耳に飛び込んできたニュース。

「奇跡だ！ 彼が生きている……」

オダネルは、その少年、谷口さんに会おう。

全員でベートーベンの「歓喜の歌」

テーマソング「I LOVE 憲法」

どの顔も、全力で走ったあとのよう。

やったあ！という爽快感が舞台にみなぎる。

制作者・出演者にインタビュー

演じることで

一人ひとりが歴史を理解

演出家 田中暢さん

完成度が高くてびっくりしました。素人の市民が、ここまでできるんですね。

みんなはただ「ミュージカルがやりたい！」と言って来るんです(笑)。それから五か月から六か月かけて練習する。その中で、僕たちの言いたいことを市民と一緒にやってどれだけ作れるか。毎回毎回、試されます。

一般紙で公募するんですか？

そうです。朝日、毎日、読売、埼玉新聞。「残留」する人も三割から四割。六割近くは入れ替えです。

オーディションは？

オーディションは本来、一人ひとりのレベルを見るためであって、落とすことではないんです。僕たちは憲法に精神に則って、選別はしません。

では、来るものは拒まず？

来る者は拒まず、です。僕たちの稽古時間は大体百五十時間くらいあるんですが、週に二回、日曜日は朝十時から夕方五時までです。素人百人がひとつになると、プロが逆立ちしてもかなわないものが出てくるんです。それにはどうしても百五十時間は必要です。ゴールデンウィークはもう、ベタですよ。

休みなし！

ええ。応募は三百名くらい来るんですが、このスケジュールに合うヒマ人はどうしても三分の一くらいになります。

今回は九歳から六十七歳までですか？

そうです。中国から戻ってきた兵士をやった方が一番高齢者です。彼とは一月からゆっくりゆっくりと役を作っていました。彼にはそういう体験はさらさらないので、「時間をかけて考えて、目撃したと思って静かに語ればいいんじゃないの」ということにしました。そうしたら、僕の想像を超える演技でした。あれ

は、プロではできないんじゃないかなあ。

八年間で、参加者の延べ人数は？

正確に調べていないですけど、七百人を越えていますよ。一番多いときは百四十人残ったんです。川越市民会館なんか張り出し舞台を作ったね。

スタッフはプロの方ですか。

ええ、僕と芝居を作っている仲間です。振り付けも垢抜けて。

振り付け師がまた、素敵な女性なんですよ。

ボーカルとピアノソロもスゴイ！

あれは国立音大を中退してフラフラしていたのを引っばってきたんです。彼は九条なんてチンプンカンプンなのに「俺作曲してみるよ」って。でも、一番スゴイのは弁護士たちですよ。そもそも三名の弁護士がミュージカルを言い始めたわけです。日本中探したついでにしませんよ、こんな狂った弁護士(笑)。石川逸子さんがまた素晴らしい詩人でね。彼女の詩に出会わなかったら、僕は憲法ミュージカルを

やってなかったかもしれない。彼女の従軍慰安婦の詩を元に、最初の憲法ミュージカルを書いたんです。

毎回テーマが変わるんですね。

今回は「二十世紀の歴史のおさらい」です。まずみんなで学習会をする。最初はピンとこないんですけど、僕は初めて「百年なんて大した問題じゃない」と言ったんです。僕の年齢だと、父から数えて二世代でカバードきる。小学生だと四世代くらいでしょう。そのくらいの自分史を作る。これがたいへんな作業でした。百年史の中には必ず灰色の五十年があるから、とにかくそこにたどり着けと。それまでは、日本国憲法とか九条とか、日常には何の関わりもない人たちですよ。何しろ踊りたい、歌いたい人たちばかりだから(笑)。通し稽古になって、やっている意味が初めてわかる。

その中で、一人ひとりがどんどん変わっていくでしょうね。

それは、初日を開けたときにびっくり

するんです。お客さんの反応を見て。それまでは、千人のお客がいるって言うたって、みんな実感としてわからないんです。舞台は、お客さんがいて初めて完成品。そこでガラッと変わる。幸い僕たちは五、六ステージもやるんです。

荷車を引く老女の話は、朝日新聞の記事で読みました。彼女の一家と少年の写真を撮った米兵を縦糸に、殺された少女と弟を吊った少年を横糸に、という構造ですね。「あなたがもし、この少年だったら」という引き付け方が良かったです。

僕たちは、このミュージカルの基本は「追体験」だと思っています。追体験によって、僕たちの奥の奥にしまっているハートを引っぱり出す。

長崎の男の子の写真が新聞に出たとき、僕の奥さんがわんわん泣いているんです。よし、これを使ったら絶対うまくいくぞ、と直感しました。あの荷車を引く女性の記事が朝日新聞に出たときも、僕はすぐ新潟に飛んで会って、ああ、この

人の人生を追体験できそうだと、思ったんです。

ジョー・オダネルさんとは、ギリギリになってやっと連絡が取れたんです。彼はFAXで「俺は谷口少年が忘れられないんだ」と送ってきた。長崎の原爆記念館で案内の女性が「生きています」とオダネルに知らせたんです。これだ！



開演直前、指示をする田中さん

と思つて、僕、長崎にも行つて谷口さんに会つたんです。

取材すると、さまざまなことに突き当たります。僕自身が追体験しないで、フィクション化すると人を感動させられませんかね。「足で書く」ことですよ。

演じる人たちも、よく受けとめましたね。あの少年など、写真から抜け出たのかと思つたくらい。

あの子に「坊主になつてくれない?」と言つたら、「いいですよ!」……。

「赤い自転車!」と叫んだ子が、あの子のお姉さん。お母さんも出ているんです。この子たちに会えただけでもよかったです。大きいですよ、この出会いは。

自分を開放していく喜び

振付師 石橋寿恵子さん

皆さん、とても伸び伸びと踊つていらして、ステキな振り付けでしたね。

苦労は、けっこうするんですよ。もう

命削るくらい。稽古場に行くまでが苦労なんです。毎週二回ずつ稽古がありますよ。今年の皆さんはこんな感じだからこのくらいはできるだろう、こういうことをやつたら引き出せるかな、とか。初めは何もないわけです。台本には、ト書

が一行「サラリーマンたちが現代を踊る」(笑)。そこから出演者のレベルも考えて、全体を構成していかなきやいけない。曲が先にできるんですか?

まず、「どういう構成でどんな曲にしようか」から始まつて、作曲家に注文を出しますが、「どういう構成でいこう」というところに辿り着くまでものすごい時間がかかるんです。頭の中で試行錯誤、二、三通りくらいの案を持つて、一応振り付けをメモして、徹夜明けに注文に行つて、その足で稽古場。私もこれだけが仕事じゃなくて他に踊りの仕事もしていますから、その合間にやるわけでしょう。それでやっと一日練習したら、うま

くはまらなかつたりして(笑)。

踊りは初心者が多いんですか?

初めてやる人が半分以上です。何度も参加している人は表現のツボみたいなものを心得ていて、踊りはそんなに巧くなくても、何度もやっていくとハマツていくんですけど……。千人のお客にあなたの気持ちを伝えるには、今あなたが持っている十倍くらいのエネルギーを出していかないと絶対ついてきてくれないって、稽古の中で何度も言うんです。中年の女性のほうが、ノリがいいですよ(笑)。今の若い子は周りをキョロキョロしながら、自分が目立たないようにしますでしょう。ここへきて、自分を思いきり開放することをだんだん知つていくんですよ。すごく変わります。

若い子でもですけど、オジサマたちを見て感動しましたね(笑)。通勤風景などもリアリティが出るし。

本当はもつと男性が参加してほしいんですけど、みんな忙しいから、練習に出るだけでも大変です。サラリーマン役を



やった彼は公務員ですけど、残業も多くて、来られなかったり、スーツ姿で稽古場に飛び込んできてその場で着替えたり。そういうえば、衣装換えが多かったですね。百人も衣装換え、大変でしょう。

衣装換えに命かけている人もいるんですよ(笑)。アメリカでは陽気にチャールストンを踊って、日本では竹槍で「やあっ!」とやったでしょう。あそこは思いきり派手な衣装で対比させた。通勤の

場面はお父さんにスーツ借りてきたり。

憲法は大事だっというのを押しつけてなく伝える工夫がありますね。エンターテインメントだ! 楽しもう! という感じで。

期待しないで見に来るから、みんなびっくりします(笑)。何回か見た人は、自分でもできそうって思うみたいです。

**引つ込み思案が積極的に変わった
A君(小六・長崎の少年役)
Bさん(中三・A君の姉)**

「坊主になって!」って言われて、どう思いましたか?

A 嬉しかったです。役がもらえるから(笑)。友達から「何で坊主にしたの?」とかは、ちよつと言われたけど。

お姉ちゃんは中三? 練習、大変だったでしょう。

B 部活は休んで……。部活はどうでもいいって言っちゃ悪いけど、自らに賭けるっていうか、そういう気持ちで。

練習してきて、自分自身で変わったと

思うところがありますか?

B 一年前は「ミュージカルなんてとんでもない」みたいで、人前が出るのも前から好きじゃないし、引つ込み思案で、学校でもそんなに積極的じゃなかったんだけど、ミュージカルに出て積極的になって、自分がやりたいと思うことは何でもやってみようになりました。

A 今回の話は戦争のことだったから、戦争のことを考えるようになったし、ダンスとかもやってるうちにちよつとずつうまくなってきたから、面白かったです。

*

「憲法が大事だ」と、何百回何千回言ったところで、理屈っぽかったり押しつけがましかったら、きつと聞いてはもらえない。「こういう伝え方もあるんだ」という意味で、憲法ミュージカルはまさに「目からウロコ」。フツの市民がパーツと手足を伸ばして、舞台からこぼれ落ちるくらいに元気に演じているのを見て、自分も元気になりました。

(あ)

参議院憲法調査会第7回議事録

ベアテ・シロタ・ゴードンさんを迎えて

憲法記念日前日の5月2日(火)、参議院憲法調査会は、憲法草案作成に関わった当事者として、アメリカからベアテ・シロタ・ゴードンさん(元連合
国最高司令官総司令部民政局調査専門官)と、リチャード・A・プールさん(元
連合最高司令官総司令部民政局海軍少尉)を参考人として招聘した。これ
はベアテさんの証言と、それに対する質疑の抄録である。

ベアテ・シロタ・ゴードンさんの証言

私はオーストリアのウィーンで生まれ、五歳半のときに家族と日本に移りました。一九四五年十二月、私は米軍属として五年ぶりに来日し、マッカーサー総司令部の民政局で仕事を始めました。

私の最初の仕事は、女性政治運動と小さい政党運動のリサーチでした。二月四日に民政局長ホイットニー准将が「君たちは憲法草案制定会議のメンバーになった。これは極秘で、マッカーサー元帥の命令で日本の新憲法の草案作成が任務である」と発表し、みんなびっくりしました。実はマッカーサー元帥は、二月四日までは自分のスタッフにこの仕事を与えるつもりはなく、松本丞治無任所大臣に何度も民主的な憲法の草案を頼みましたが、松本氏は明治憲法と大差ない草案を書いたので、最後に元帥はこの仕事をホイットニー准将に頼みました。

ケーデイス大佐が草案を振り分けました。人権に関する草案は男性二人女性一人。その女性が私だったので。分担を相談したときに、男性一人が「ベアテさんは女性だから女性の権利を書いたらどうか」と言い、私は喜んで賛成しました。私は図書館へ行き、いろんな国の憲法を参考を集めました。この仕事は極秘だったので、一か所だけに行ったら疑われると思い、いろんな図書館に行きました。事務所へ帰ったら、みんなが参考に見たがり、私は引っぱりだこになりました。私は朝から晩までいろんな憲法を読んで、何が日本に合うのか、日本の女性にはどういう権利が必要かを考えました。私は戦争前に十年間日本に住み、女性の権利がないことをよく知っていたので、憲法の中に、配偶者の選択から妊婦が国から補助される権利まで、全部具体的に含めたかったです。

最初の草案には次のことを書きました。「家庭は、人類社会の基礎であり、そ

の伝統は、善きにつけ悪しきにつけ国全体に浸透する。それゆえ、婚姻と家庭とは、両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然であるとの考えに基礎を置き、親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ男性の支配ではなく両性の協力に基づくべきことをここに定める。これらの原理に反する法律は廃止され、それに代わって、配偶者の選択、財産権、相続、本居の選択、離婚並びに婚姻及び家庭に関するその他の事項を、個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである」

「妊婦と、乳児の保育に当たっている母親は、既婚、未婚を問わず、国から守られる。彼女たちが必要とする公的援助が受けられるものとする。嫡出でない子どもは、差別を受けず、法的に認められた子どもと同様に、身体的、知的、社会的に成長することにおいて機会を与えられる」

「養子にする場合には、夫と妻、両者の

合意なしに、家族にすることはできない。養子になった子供によって、家族の他のメンバーが、不利な立場になるような偏愛が起こつてはならない。長男の単独相続権は廃止する」

「公立、私立を問わず、国の児童には眼科の治療を無料で受けさせなければならぬ。また、適正な休養と娯楽を与え、成長に適合した運動の機会を与えなければならぬ」

まず人權担当者の他の二人に草案を見せ、二人とも賛成し、次に民政局の運営委員会と私たちの会議で、それを推薦しました。運営委員会の三人、ケーデイス大佐、ハッシー氏、ラウエル氏は、全貞弁護士で男性でした。彼らは、私が書いた草案にあった基本的な女性の権利に賛成しましたが、社会福祉の点には大反対しました。そういう詳しい内容は憲法に合わない、民法で決めなければならぬ。私は「社会福祉の点を憲法に入れなければ。民法をつくる男性はそういう点を絶

対民法に入れないから」と言いました。ケーデイス大佐は「あなたが書いた草案は米憲法以上です」と言い、私は「米憲法には女性という言葉が一項も書いてありません、しかしヨーロッパの憲法には女性の基本的な権利と社会福祉の権利が詳しく書いてあります」と答えました。

私はこの権利のために闘いました。しかし、最後に運営委員会は私が書いた条項から次の言葉だけ残しました。それが今の第二十四条「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」です。運営委員会が私の書いた草案を縮めたことにはがっかりしましたが、私はそのとき二十二歳で、運営委員会が私より権力を持ってい

たので仕方がないと思いました。一番基本的な権利が第二十四条に入っていることで、心が重たくても受け入れなければならぬと思いました。

ホイットニー准将がこの草案を日本の政府に渡したとき、私が最初に書いた基本的な女性の権利についての言葉がまだ入っていました。「結婚と家庭とは、両性が法律的にも社会的にも平等であるとの考えに基礎を置き、親の強制ではなく、相互の合意に基づき、かつ男性の支配ではなく、両性の協力に基づくべきことをここに定める。」——日本政府は、「親の強制ではなく」と「かつ男性の支配ではなく」という言葉をカットしたんです。一週間で憲法の草案ができ上がって、ホイットニー准将がマッカーサー元帥に提出し、日本政府代表者に渡しました。私たちの仕事はそれで終わらず、三月四日にまた極秘会議が開かれました。会議の参加者は民政局運営委員会と日本政府代表者で、私は通訳と呼ばれました。

通訳は五人で、通訳部長はジョセフ・ゴードン中尉（のちの夫）でした。

十時に開会し、私は会議が三、四時間で終わると思いましたが、最初からいろいろな議論がありました。特に天皇制については、意味だけではなく、言葉の使い方、字の使い方、全部議論になりました。日本側はGHQ草案ではなく、日本政府が新しくつくった草案を基本にし、私たちはGHQ草案を基本にしたので、それを比べるのは本当に複雑でした。通訳は日本政府が新しくつくった憲法の条項を順番に翻訳し、それを運営委員会が読んで日本側に返答しなければならず、翌朝十時まで二十四時間、通訳をしました。私は通訳が速かったので、アメリカ側と日本側両方の通訳をしました。日本側は私によい印象を持ち、運営委員会議長ケーディス大佐はそれにすぐ気がつきました。夜中の二時に男女平等の条項がまた大変な議論になり、日本側は、こういう女性の権利は日本の文化に合わないな

どと言いました。もう随分遅く、みんな疲れていたのに、ケーディス大佐は日本側の私への好感をうまく使いたいと思いついて、「ペアテ・シロタさんは女性の権利を心から望んでいるので、それを可決しましょう」と言いました。日本側は、私が草案を書いたことを知らなかったので、びつくりして「それではケーディス大佐が言うとおりにしよう」と言い、第二十四条が実現しました。

日本国民は新憲法を喜んで受け入れましたが、憲法がマッカーサー元帥のスタッフによって書かれたということは知りませんでした。しかし、一九五二年に占領軍が帰国したときに、ある日本の学者と新聞記者はそのことを知り、「新憲法は日本に押しつけられたものであるから改正すべきだ」と主張しました。

マッカーサー元帥が憲法を日本政府に押しつけたと言えますか。普通、他人に何か押しつけるとき、自分のものよりいいものを押しつけません。日本の憲法は

アメリカよりすばらしい憲法ですから、押しつけという言葉を使えないかもしれませんが。特に、この憲法が日本国民に押しつけられたというのは正しくありません。日本の進歩的な男性と少数の目覚めた女性たちは、もう十九世紀から国民の権利を望んでいました。女性は特に参政権のために運動をしていました。この憲法は、国民の抑圧されていた意思をあらわしたので、国民に喜ばれました。

憲法草案に参加した私は、この仕事について長い間黙っていました。一つの理由は、これが極秘であったからです。もう一つの理由は、憲法を改正したい人たち私の若さを盾にとつて改正を進めることを恐れていました。私は日本の新聞記者のインタビューを受けませんでした。五年前まで親しい友にも何も話していませんでした。一回か二回、一九七〇年ごろ、ある学者に少しこの話をしました。

私は、当時二十二歳でしたが、今の二十二歳と比べれば、大きな違いがありません。

私は、二十二歳で六か国語をしゃべれました。六歳のときからピアノとダンスを習い、コンサート、オペラ、芝居などを日本で見ました。第二次大戦開戦時にアメリカにいた私は、日本にいた両親から隔離されたので、自活しなければならず、十九歳から二十二歳まで三年間、難しい翻訳、リサーチとジャーナリズムの仕事をしました。その上、私の大学、ミルズ・カレッジは進んでいた大学で、フェミニズムがまだ流行ではないときにフェミニストでした。十九歳半で大学を卒業し、二十二歳のときにもヨーロッパとアジアのいろんな国に旅行しました。私は、小さいときから日本の軍国主義を自分の目で見ました。憲兵隊は、毎日私のうちへ来て、女中さんたちにいろんな情報を頼みました。私は、六歳のときから日本で日本の友達と遊んで、虐げられた女性の状況を自分の目で見ました。奥さんがいつでも主人の後ろを歩き、食事をつくって、夫やその友達にサービス

し、会話には参加せず、食事も一緒にとれない。好きな人と結婚できない、離婚もできない、経済的権利もないことをよく知っていました。家庭では女性が力を持っていること、子どもの教育と主人の給料をコントロールしていることも知っていました。私は、二十二歳のときに「何も知らない小娘」ではありませんでした。ある方は「この憲法は外から来た憲法だから改正されなければならない」と言います。日本は昔から、漢字、仏教、陶器、雅楽など、よいものを外国から輸入し、それを自分のものになりました。だから、ほかの国から憲法を受けても、いい憲法であればそれでいいではないですか。いい憲法ならば、それを守るべきです。この憲法は五十年以上もちました。それは世界で初めてです。今まではどんな憲法も四十年間に改正されました。私は、この憲法が本当に世界のモデルとなる憲法だから改正されなかつたと思います。日本はこのすばらしい憲法をほかの国々

に教え、ほかの国々がそれをまねすればよいと思います。

私は、日本の女性をすごく尊敬しています。日本の女性は賢く、よく働き、心と精神は強いです。私の耳に入っているのは、日本の女性の大勢が、日本に合う憲法だと思っているということです。

日本は憲法のおかげで経済がすごく進歩しました。武器にお金を使わないで、そのお金をテクノロジー、教育、建築などに使って、日本は世界の中で重要なパワーになりました。アジアの国々も日本は安全だと思っています。日本の女性はそれをよくわかっていきます。日本の女性の声を聞いてください。

質疑応答

久世公麿(自民) ゴードン氏が、女性の権利、福祉について憲法制定当時にさまざまな提案をされたことを承りましたが、基本的な権の確立はもちろん重要ですが、危機等の時は、公共の福祉、安全確保の

ために事態によっては個人の権利が大きく制約されることも想定されます。天災を初め内外にわたる危機に備えるため、公への義務と個人の自由との関係をどのように考えられるか。公共の福祉による人権の制約についてのお考えを承りたい。ゴードン 私は、人権をカットすることは非常に危ないと思うんです。だから、そのために憲法を改正するのは危ないと思います。公共の福祉というものは、いろんな使い方があり、ちよつと危険があるから、よく考えなければならぬ。こういう場合には憲法を改正しなくても、ほかの法律が何かつくるのが、多分できると思います。

笹野貞子(民主) シロタさんは草案に、「女性はどうような職業にもつく権利を持つ。その権利には、政治的な地位につきことも含まれる。同じ仕事に対して、男性と同じ賃金を受ける権利がある」と書いておられます。同一労働同一賃金という勤労権を、五十年前にきちつと草案

にされたことに、本当に敬意を表します。今、労働省の調べによりますと、日本では昭和二十三年、男の賃金一〇〇に対して女性は四一・八%、平成四年は男一〇〇に対して六三・九%ですが、年齢が五十歳になると五三・三%に下がります。この条文を書いたとき、女性が働くことに對してどのような理想を持っておられたか、また、今の日本での女性の賃金の低さに対して、もし御助言がありましたら、お願いいたします。

ゴードン アメリカでは今でも男性の賃金一ドルに対して女性は八十セントです。アメリカは二百年間で八〇%、皆さんは民主的権利を持つて五十年しかたっていないのに、もう六三%になったのはすごいです。女性が活動的で、一生懸命やっているからだと思います。あのころ日本は保守的な国でしたが、随分変わった。今はコンピューターとインターネット、そのグローバルゼーションがあるから、私は、多分日本の女性がさらに急速に進

歩すると思ひます。

笹野 新憲法をつくつたときに日本では、このすばらしい憲法をみんなで学習しました。ところが、昭和三十年ぐらゐから徐々に教えなくなり、特に女子大で憲法は全部選択になり、共学の大学でも法学部を除いて憲法は選択制に変わっていきました。今は憲法を知らない学生がたくさんいます。これは文部省の方針ですが、大変危険なことだと思ひます。憲法を知らないで、日本国民が改正云々を言っているのは、不思議です。この現状に対して、御目解を伺いたいと思ひます。

ゴードン これはアメリカと似ています。今の若い人たちは、なぜかわかりませんが、投票もしない。興味がないみたいです。今の教育がよくないからでしょうか。私が二十二歳のころ、私たちは必ず投票しました。女性運動や、いろんな政治的運動もやりました。だから、一所懸命教育して、憲法を読ませたりしなければならぬと思ひます。

高野博師(公明) ゴードンさんの女性の権利に関する主張のかなりの部分は削除されたようですが、それでも現行憲法に男女平等がうたわれている。日本人女性の地位向上に果たした憲法の役割は極めて大きいと思ひますが、その点、どのような御感想をお持ちですか。二十一世紀の日本の女性に対してメッセージがあればぜひお伺いしたいと思ひます。

ゴードン 女性は今から男女平等のため毎日毎日闘わなければなりません、それをストップすることはできません。そのほかに、自国の政治運動をやり、国際的運動にも入らなければならぬんです。北京会議に行つたときに、日本から五千人の女性が行つたというのを聞いて、すごいと思ひました。世界には今、全然平和がないように思ひます。多分、二十一世紀の一番大きい問題は平和問題です。女性は男性より平和的だと思ひますから、これは女性の任務だと思ひます。

吉川春子(共産) ゴードンさんは、日本

国憲法の草案を書く際、各国の憲法を読み直し、女性の権利で見落としてゐる事がないようにと念を入れてチェックをされました。また、民間情報局のウィード中尉は、女性参政権の意味を指導するために関西、東北地方を回つて「女性参政権はマッカーサーの贈り物ではなく、戦前から女性たちの積み重ねがあつてかち取つたもの」と強調されたら、日本の新聞に報道されています。GHQの中に日本の女性に心を寄せ激励してくださつた女性たちがいたことに、私は感動しています。

日本にも第一次世界大戦後、女性の参政権獲得運動を含む民主主義運動がありました。憲法草案づくりに、このような日本の運動も念頭に置かれたのでしょうか。また、ご著書の中に、GHQ憲法草案について、戦勝国の軍人が敗戦国の法律を自分たちに都合よくつくるなどという傲慢な雰囲気はなく、理想国家をつ

くる夢に夢中になっていたとありますが、それは人権、平和に関して、当時、世界最高水準の憲法の規定を日本の憲法に盛り込みたいという意味なのでしょうか。ゴードン ウィードさんは、総司令部の仕事をやっていますから、多分一回か二回だけ会ったと思います。しかし、ウィードさんがいい仕事をしたということは聞きました。十年後ぐらいにニューヨークで会って、いろんなことを聞きました。あの方は本当にいいことを日本の女性のためにやったと思います。GHQの草案を書くときに、日本の女性運動のリサーチを私はやっただけです。私は、日本の女性が前からいろんな運動をしていたことを知っていましたけれども、そう詳しくはなくて、一九五二年、市川房枝先生の通訳をしたときに、先生がいろんなことを教えてくれました。私は、平和の条項の担当ではなかったんですが、もちろんそれはすごくいいと思いました。一つは、ほかのアジアの国

も随分苦労したので、軍国主義が日本からなくなれば、今後安全に生活することができると思いました。そして全世界のためにも、こういう平和的な憲法があれば、それがモデルになって、ほかの国もまねすればいいと思いました。

大脇雅子(社民) 憲法二十四条の個人の尊厳と男女の本質的な平等というのは、私たちの魂の奥深く、勇気を与える言葉です。憲法二十四条の精神をめぐって、

占領軍当局の軍人と文官の意見対立、日本政府の反対があった。女性運動はそれをどう受けとめていたのか。当時のことをもう少し詳しく話していただけますか。

ゴードン ケーデイスとラウエルとハッシーは弁護士で、アメリカ憲法をよく知っており、そこには女性については別に何も書いてありません。だから「これは民法に入れなければならないけれども憲法には合わない」という考え方だったんです。しかし二年前、ケーデイスさんが亡くなる前に、私に「あなたが言った

ことを全部縮めることはすぐ決めなかった」と言いました。ホイットニー准将と相談して、その後カットしたんですが、すぐではなかった。だから、そのことはあの人たちの心に入ったみたいです。

運営委員会と日本政府との最後の会議で、日本側は「こういう権利は日本に合わない」と言いました。しかし、余り議論にはならなかったのは、ケーデイスさんがそれを制限したんです。

大脇 女性運動の方の受けとめ方は当時御存じでしたか。例えばその後、選挙がございましたね。

ゴードン もちろん自分の目でよく見ました。最初の選挙に行つてびっくりしました。おばあさん、若い人、みんな投票したんです。今もそういう人たちがみんな出てきて投票すればいいと思います。佐藤道夫(二院クラブ) 今、青年劇場で「真珠の首飾り」という演劇が行われているので、一週間で今の憲法の草案を大急ぎでつくった苦労を取り上げてい

る。昨日ゴードン参考人も行かれたということが報道されており、一見に値する演劇なのかどうか、感想を簡単にお願いできればと思います。

ゴードン 私は文化交流を四十年の間いたしましたので、芝居については専門家です。「真珠の首飾り」は真に推薦できる、本当にいい芝居です。若いベアテと年取ったベアテの二人が出ます。

小山孝雄(自民) ゴードン女史たちが最初に民政局に呼ばれて憲法草案の作業を命ぜられた一九四六年二月四日、日本側がGHQ草案を呑まない場合、脅すだけでなく力を用いてもいいという権能をマッカーサー將軍から与えられていたことをホイットニー將軍が語っていたと、ラウエル中佐が文書に残していますね。ゴードン それについては私は何も知らないんです。ラウエルさんが、そういうマッカーサーの気持ち传达了ということはどこかで読みましたけれども、それは本当かどうかはわかりません。

円より子(民主) 今、この憲法を押しつけ憲法だと言う人がいるんですが、女たちから見れば、松本丞治さんの私案が押しつけられなくて幸せだったと思えます。松本私案については毎日新聞がスクープしたそうですが、ゴードンさんはお読みになったのか。もしお読みになったとしたら、どう思われたでしょうか。

ゴードン 随分がっかりしました。円 人権条項をつくるに当たり、「オー・ナチュラル・パソンス(すべての自然人は)」という言葉が、最初の草案の十三条あたりに入っていました。人権の本質は民族や国によって束縛されるものではないとの思いから入れられたとしたら、そのまま残っていれば、在日外国人への指紋捺捺強制などがなかったのではなか。この「すべての自然人は」という言葉をお入れになった思いを教えてくださいませんか。ゴードン そうですね。

ゴードン それはワイルズ博士が書いたんです。だれも本当にその「自然人」と

いう意味は何だかわかりません。私はケーデイスさんとそのこともお話ししましたけれども、ケーデイスさんもちよつとわからないと言いました。もうワイルズ博士は亡くなつて、話すことができなかったから、何も言えません。

円 ワイルズさんは、インドでのカーストの制度を十分見てきて、人と人、国と国の差別をなくした上での人権の本質への思いを入れられたと聞いていたんですが、その当時はそれをお聞きにはならなかったわけですね。

もう一つ、働く権利や同等賃金等のことについて、既婚未婚を問わずといった文言も最初の草案には入っておりまして。そうした草案が、ただ単に細か過ぎて憲法にはそぐわないという理由でカットされたのか、それとも起草した人たちの中に、男性優位の壁が結局大き過ぎたのか、お伺いしたいと思います。

ゴードン ケーデイス大佐は、私が書いた社会福祉の点については、反対してい

なかった。でも、それは憲法には合わない、民法には合うという考え方です。

ケーデイスさんは日本の官僚的な人と会う経験がなかったんです。戦争の前に日本にいなかったでしょう。私はそういう経験がたくさんあったんです。それは、私は両親の通訳だったからです。

時々両親がどうしても警察はどこに行かなければならないことがあり、その時に官僚的な男性に随分いじめられることがあったんですよ。だからそれも私の頭に入っていたんです。でも、ケーデイス大佐は、多分そういうことはわからなかった。そしてもう一つ、ケーデイス大佐は、占領軍がまだ日本にいる間に民法にちゃんと書かれると思っていたんですが、そうはならなかったんです。

円 残念です。今でも夫婦別姓など日本の文化にそぐわないと言われており、頑張らなきゃいけないと思っております。扇千景（保守）私は、女性の権利をこれだけ高めていただいたことには感謝申し

上げますけれども、この憲法の中から、現実には日本の今の我々の生活、これは日本国でなければならぬという、女性の創造が見えてこないんですね。日本の伝統文化が、今の日本の中でいかに重んじられていないかと、義務と権利の民主主義のあり方等々、女性として大変な問題点も現実には起こっている。ゴードンさんは「女性が虐げられていた」という言葉をお使いになりましたけれども、虐げられただけではなくて、権利は与えられましたが、日本の女性のいいところがこの五十五年の中で失われてきたことも私どもは大いに勉強しなければならぬ、また私たち自身も反省しなければならぬことだと思えます。

それから当時、皆さん方が作成したこの憲法に関して、ニューヨーク・タイムズは「新草案が陸・海・空軍を全面的に廃止し、日本は今後その安全と生存を世界の平和愛好国の信義に依存すべし」と宣言するにいたっては、余りにユートピア

的であって、むしろ日本人として草案を軽んずるにいたらしめるであろう」と評しています。ニューヨークのサイエン・ス・モニターも、「草案自体はならぬ難点はないが、これにより日本は民主的な平和愛好国となるという主張は問題にならない。これは日本の憲法ではない——日本に対するアメリカの憲法である」と断言したんです。ゴードン女史が今まで自分が草案に関わったことを黙っていたのは、アメリカの新聞にこのように評論されたことも原因の一つなのです。

ゴードン 私は、そのニューヨーク・タイムズの記事を、今、初めて聞きました。いろんな伝統的なものが日本にあるので、それを失うことは、私ももちろん残念だと思えます。しかし、女性の権利については、全然なかったでしょう。当時としては男性も権利がなかったんですが、女性の方が圧倒されていきましたから、援助しなければならぬという気持ちで私は草案を書いたんです。私自身も女性ですか

ら。でも今は男性もサポートしなければならぬと思うんです。

本当に平等でないためです。自分の力がないと、楽しく歩くことができない。結婚して一緒にいても、男性が発展して女性が発展しなければどうにもならないし、逆に女性だけ進歩して男性が進歩しなければ、自分の家族の中でも本当に幸せにはなれないと思います。

将来について考えると、平和が一番。家庭は社会の一部であるから、女性と男性と一緒にサポートしあつて歩かなければならないと思います。

扇 私が申し上げているのは、「平和憲法を持っているから平和である」ということにはならないと。諸国に対しても、我が国は平和憲法を持っているから平和になるということではない。平和ということに対してはある程度の責任を世界に対してもしなきゃいけないということですよ。

福島瑞穂（社民） 今日でも日本の家父長制

と、闘っている日本の女性たちに勇気を与え、武器となる憲法をプレゼントしてください。一つ質問をいたします。憲法が改正され、九条が改正され、日本が軍を持つことになれば、アジアに対してどういったことを意味するのでしょうか。

ゴードン 私は、アジアではまだ戦争のときの日本の軍国主義を忘れていないと思います。今この平和憲法があるから安心していいと思います。しかし、今度改正すれば、何が出るかと疑うと思います。

吉岡吉典（共産） 日本では今、わずかに一週間でつくられた、十分練り上げられていない無責任な憲法草案が押しつけられたのではないかと議論があります。しかし今日お話をうかがって、草案は一週間の大変な作業でつくられたものではあるが、アメリカでの対日政策についての研究成果を踏まえ、日本の学者の意見をも聞き、また日本の歴史についての知識

をも念頭に置きながらつくられたものだと、私は強く感じました。しかし、やはり時間が足らなくて非常に不十分なものになったということなのでしょうか。

ゴードン 私たちは他国の憲法も参考に、一番いい点をこの憲法に入れたんです。だから、私たちの考え方以外に、他の世界じゅうの人の考え方が入っています。そして、日本の憲法研究会というのが随分いい草案をケイデイスさんに渡し、社会党もすごくいい草案をつくりました。それはみんな運営委員会の方がよく知っていましたので、私たちに教えてくれました。だから、日本の考え方も、ちゃんと入っています。

私たちは、私たちが考えたことを、七日間でちゃんと憲法に入れることができると思い、朝から晩までやりました。そして、十分だと思っていました。

その憲法は今まで改正されず、日本の国に合っているように感じます。だから、本当にいい憲法だと思います。

（まとめ・あごら編集部）

THE CONSTITUTION OF JAPAN

We, the Japanese people, acting through our duly elected representatives in the National Diet, determined that we shall secure for ourselves and our posterity the fruits of peaceful cooperation with all nations and the blessings of liberty throughout this land, and resolved that never again shall we be visited with the horrors of war through the action of government, do proclaim that sovereign power resides with the people and do firmly establish this Constitution. Government is a sacred trust of the people, the authority for which is derived from the people, the powers of which are exercised by the representatives of the people, and the benefits of which are enjoyed by the people. This is a universal principle of mankind upon which this Constitution is founded. We reject and revoke all constitutions, laws, ordinances, and rescripts in conflict herewith.

We, the Japanese people, desire peace for all time and are deeply conscious of the high ideals controlling human relationship, and we have determined to preserve our security and existence, trusting in the justice and faith of the peace-loving peoples of the world. We desire to occupy an honored place in an international society striving for the preservation of peace, and the banishment of tyranny and slavery, oppression and intolerance for all time from the earth. We recognize that all peoples of the world have the right to live in the peace, free from fear and want.

We believe that no nation is responsible to itself alone, but that laws of political morality are universal; and that obedience to such laws is incumbent upon all nations who would sustain their own sovereignty and justify their sovereign relationship with other nations.

We, the Japanese people, pledge our national honor to accomplish these high ideals and purposes with all our resources.

CHAPTER I. THE EMPEROR

Article 1.

The Emperor shall be the symbol of the State and of the unity of the people, deriving his position from the will of the people with whom resides sovereign power.

Article 2.

The Imperial Throne shall be dynastic and succeeded to in accordance with the Imperial House Law passed by the Diet.

大日本帝國憲法	日本國憲法
公布 明治22年2月11日 (1889)	公布1946年11月3日 施行1947年5月3日(補則)
<p>告文</p> <p>皇朕レ謹ミ畏ミ 皇祖皇宗ノ神靈ニ語ケ白 サク皇朕レ天壤無窮ノ宏 謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承 繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ 失墜スルコト無シ顧ミル ニ世局ノ進運ニ膺リ人文 ノ發達ニ隨ヒ宜ク 皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニ シ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭 示シ内ハ以テ子孫ノ率由 スル所ト爲シ外ハ以テ臣 民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ 遵行セシメ益々國家ノ丕 基ヲ鞏固ニシ八州民生ノ 慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇 室典範及憲法ヲ制定ス惟 フニ此レ皆皇祖皇宗ノ後 裔ニ貽シタマヘル統治ノ 洪範ヲ紹述スルニ外ナラ ス而シテ朕カ躬ニ逮テ時 ト俱ニ舉行スルコトヲ得 ルハ洵ニ皇祖皇宗及我カ 皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ 由ラサルハ無シ皇朕レ仰 テ皇祖皇宗ノ神祐ヲ禱リ 併セテ朕カ現在及將來ニ 臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ 履行シテ愆ヲサラムコト ヲ誓フ庶幾クハ神靈此レ レヲ鑒ミタマヘ</p> <p>第一章 天皇</p> <p>第一條 大日本帝國ハ萬 世一系ノ天皇之ヲ統治ス</p> <p>第二條 皇位ハ皇室典範 ノ定ムル所ニ依リ皇男子 孫之ヲ繼承ス</p>	<p>〔前文〕 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p> <p>第1章 天皇</p> <p>第1条 (天皇の地位・国民主権)</p> <p>天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。</p> <p>第2条 (皇位の世襲と継承)</p> <p>皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。</p>

THE CONSTITUTION OF JAPAN

Article 3.

The advice and approval of the Cabinet shall be required for all acts of the Emperor in matters of state, and the Cabinet shall be responsible therefor.

Article 4.

The Emperor shall perform only such acts in matters of state as are provided for in the Constitution and he shall not have powers related to government.

The Emperor may delegate the performance of his acts in matters of state as may be provided by law.

Article 5.

When, in accordance with the Imperial House Law, a Regency is established, the Regent shall perform his acts in matters of state in the Emperor's name. In this case, paragraph one of the preceding article will be applicable.

Article 6.

The Emperor shall appoint the Prime Minister as designated by the Diet. The Emperor shall appoint the Chief Judge of the Supreme Court as designated by the Cabinet.

Article 7.

The Emperor, with the advice and approval of the Cabinet, shall perform the following acts in matters of state on behalf of the people :

Promulgation of amendments of the constitution, laws, cabinet orders and treaties.

Convocation of the Diet.

Dissolution of the House of Representatives.

Proclamation of general election of members of the Diet.

Attestation of the appointment and dismissal of Ministers of State and other officials as provided for by law, and of full powers and credentials of Ambassadors and Ministers.

Attestation of general and special amnesty, commutation of punishment, reprieve, and restoration of rights.

Awarding of honors.

Attestation of instruments of ratification and other diplomatic documents as provided for by law.

Receiving foreign ambassadors and ministers.

Performance of ceremonial functions.

Article 8.

No property can be given to, or received by, the Imperial House, nor can any gifts be made therefrom, without the authorization of the Diet.

大日本帝國憲法	日本國憲法
<p>第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス</p>	<p>第3条 (天皇の国事行為と内閣の助言・承認及び責任) 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。</p>
<p>第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ</p>	<p>第4条 (天皇の権能、国事行為と国政、権能の委任) (1) 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する機能を有しない。</p>
<p>第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ</p>	<p>(2) 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。</p>
<p>第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス</p>	<p>第5条 (摂政) 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。</p>
<p>第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス</p>	<p>第6条 (天皇の任命権) (1) 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。</p>
<p>第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス</p>	<p>(2) 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。</p> <p>第7条 (天皇の行なう国事行為) 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。</p>
<p>此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ</p>	<p>1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。 2 国会を召集すること。 3 衆議院を解散すること。 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。 5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。</p>
<p>第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス</p>	<p>6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。 7 栄典を授与すること。 8 批准書及び法律の定めるところその他の外交文書を認証すること。 9 外国の大使及び公使を接受すること。 10 儀式を行ふこと。</p>
<p>第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル</p>	<p>第8条 (皇室の財産授受) 皇室に財産を譲り渡し、または皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。</p>

THE CONSTITUTION OF JAPAN

CHAPTER II. RENUNCIATION OF WAR

Article 9.

Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained.

The right of belligerency of the state will not be recognized.

CHAPTER III. RIGHTS AND DUTIES OF THE PEOPLE

Article 10.

The conditions necessary for being a Japanese national shall be determined by law.

Article 11.

The people shall not be prevented from enjoying any of the fundamental human rights. These fundamental human rights guaranteed to the people by this Constitution shall be conferred upon the people of this and future generations as eternal and inviolate rights.

Article 12.

The freedoms and rights guaranteed to the people by this Constitution shall be maintained by the constant endeavor of the people, who shall refrain from any abuse of these freedoms and rights and shall always be responsible for utilizing them for the public welfare.

Article 13.

All of the people shall be respected as individuals. Their right to life, liberty, and the pursuit of happiness shall, to the extent that it does not interfere with the public welfare, be the supreme consideration in legislation and in other governmental affairs.

Article 14.

All of the people are equal under the law and there shall be no discrimination in political, economic or social relations because of race, creed, sex, social status or family origin.

Peers and peerage shall not be recognized.

No privilege shall accompany any award of honor, decoration or any distinction, nor shall any such award be valid beyond the lifetime of the individual who now holds or hereafter may receive it.

Article 15.

The people have the inalienable right to choose their public officials and to dismiss them.

All public officials are servants of the whole community and not of any group thereof.

大日本帝國憲法	日 本 国 憲 法
<p>第十一條 天皇ハ陸海空軍ヲ統帥ス</p>	<p>第2章 戦争の放棄 第9条 (戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認)</p>
<p>第十二條 天皇ハ陸海空軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム</p>	<p>(1) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p>
<p>第十三條 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス</p>	<p>(2) 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>
<p>第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以之ヲ定ム</p>	<p>第3章 国民の権利及び義務 第10条 (国民の要件) 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。</p>
<p>第十五條 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス</p>	<p>第11条 (基本的人権の不可侵) 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。</p>
<p>第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス</p>	<p>第12条 (自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止・利用責任)</p>
<p>第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル</p>	<p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p>
<p>攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ</p>	<p>第13条 (個人の尊重) すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>
<p>第二章 臣民權利義務</p>	<p>第14条 (法の下での平等、貴族制度の禁止、栄典の授与)</p>
<p>第十八條 日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル</p>	<p>(1) すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p>
<p>第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得</p>	<p>(2) 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。</p>
<p>第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス</p>	<p>(3) 榮譽、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。</p>
<p>第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス</p>	<p>第15条 (公務員の選定及び罷免の権利、普通選挙と秘密投票の保障)</p>
<p>第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ移住</p>	<p>(1) 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。</p> <p>(2) すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。</p>

THE CONSTITUTION OF JAPAN

Universal adult suffrage is guaranteed with regard to the election of public officials.

In all elections, secrecy of the ballot shall not be violated. A voter shall not be answerable, publicly or privately, for the choice he has made.

Article 16.

Every person shall have the right of peaceful petition for the redress of damage, for the removal of public officials, for the enactment, repeal or amendment of laws, ordinances or regulations and for other matters ; nor shall any person be in any way discriminated against for sponsoring such a petition.

Article 17.

Every person may sue for redress as provided by law from the State or a public entity, in case he has suffered damage through illegal act of any public official.

Article 18.

No person shall be held in bondage of any kind. Involuntary servitude, except as punishment for crime, is prohibited.

Article 19.

Freedom of thought and conscience shall not be violated.

Article 20.

Freedom of religion is guaranteed to all. No religious organization shall receive any privileges from the State, nor exercise any political authority.

No person shall be compelled to take part in any religious act, celebration, rite or practice.

The State and its organs shall refrain from religious education or any other religious activity.

Article 21.

Freedom of assembly and association as well as speech, press and all other forms of expression are guaranteed.

No censorship shall be maintained, nor shall the secrecy of any means of communication be violated.

Article 22.

Every person shall have freedom to choose and change his residence and to choose his occupation to the extent that it does not interfere with the public welfare.

Freedom of all persons to move to a foreign country and to divest themselves of their nationality shall be inviolate.

大日本帝國憲法	日 本 国 憲 法
<p>及移轉ノ自由ヲ有ス 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ 第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ 第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索サルコトナシ 第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ祕密ヲ侵サルコトナシ 第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ 公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル 第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス 第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス 第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得 第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ</p>	<p>(3) 公務員ノ選挙については、成年者による普通選挙を保障する。 (4) すべて選挙における投票の祕密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選挙に関し公的にも私的にも責任を問はれない。 第16条 (請願權) 何人も、損害の救済、公務員ノ罷免、法律、命令又は規則ノ制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する權利を有し、何人とも、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。 第17条 (国及び公共団体の賠償責任) 何人も、公務員ノ不法行為により、損害を受けたときは、法律ノ定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることが出来る。 第18条 (奴隸的拘束及び苦役からの自由) 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。 第19条 (思想及び良心の自由) 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。 第20条 (信教の自由、国の宗教活動の禁止) (1) 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。 (2) 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することは強制されない。 (3) 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。 第21条 (集会・結社・表現の自由と通信の祕密) (1) 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 (2) 検閲は、これをしてはならない。通信の祕密は、これを侵してはならない。 第22条 (居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由) (1) 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。 (2) 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。</p>

THE CONSTITUTION OF JAPAN

Article 23.

Academic freedom is guaranteed.

Article 24.

Marriage shall be based only on the mutual consent of both sexes and it shall be maintained through mutual cooperation with the equal rights of husband and wife as a basis.

With regard to choice of spouse, property rights, inheritance, choice of domicile, divorce and other matters pertaining to marriage and the family, laws shall be enacted from the standpoint of individual dignity and the essential equality of the sexes.

Article 25.

All people shall have the right to maintain the minimum standards of wholesome and cultured living.

In all spheres of life, the State shall use its endeavors for the promotion and extension of social welfare and security, and of public health.

Article 26.

All people shall have the right to receive an equal education correspondent to their ability, as provided by law.

All people shall be obligated to have all boys and girls under their protection receive ordinary education as provided for by law. Such compulsory education shall be free.

Article 27.

All people shall have the right and the obligation to work. Standards for wages, hours, rest and other working conditions shall be fixed by law.

Children shall not be exploited.

Article 28.

The right of workers to organize and to bargain and act collectively is guaranteed.

Article 29.

The right to own or to hold property is inviolable. Property rights shall be defined by law, in conformity with the public welfare.

Private property may be taken for public use upon just compensation therefor.

Article 30.

The people shall be liable to taxation as provided by law.

Article 31.

No person shall be deprived of life or liberty, nor shall any other criminal penalty be imposed, except according to procedure established by law.

大日本帝國憲法	日 本 国 憲 法
<p>第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海空軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス</p>	<p>第23条 (学問の自由) 学問の自由は、これを保障する。</p> <p>第24条 (家族生活における個人の尊厳と両性の平等) (1) 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 (2) 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p> <p>第25条 (生存権、国の社会保障的義務) (1) すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 (2) 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p> <p>第26条 (教育に関する権利と義務) (1) すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 (2) すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。</p> <p>第27条 (勤労の権利・義務、労働条件、児童酷使の禁止) (1) すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。 (2) 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。 (3) 児童は、これを酷使してはならない。</p> <p>第28条 (勤労者の団結権、団体交渉権その他団体行動権) 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。</p> <p>第29条 (財産権の保障) (1) 財産権は、これを侵してはならない。 (2) 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。 (3) 私有財産は、正当な保障の下に、これを公共のために用ひることができる。</p> <p>第30条 (納税の義務) 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。</p> <p>第31条 (法定の手續の保障) 何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。</p>

THE CONSTITUTION OF JAPAN

Article 32.

No person shall be denied the right of access to the courts.

Article 33.

No person shall be apprehended except upon warrant issued by a competent judicial officer which specifies the offense with which the person is charged, unless he is apprehended, the offense being committed.

Article 34.

No person shall be arrested or detained without being at once informed of the charges against him or without the immediate privilege of counsel; nor shall he be detained without adequate cause; and upon demand of any person such cause must be immediately shown in open court in his presence and the presence of his counsel.

Article 35.

The right of all persons to be secure in their homes, papers and effects against entries, searches and seizures shall not be impaired except upon warrant issued for adequate cause and particularly describing the place to be searched and things to be seized, or except as provided by Article 33.

Each search or seizure shall be made upon separate warrant issued by a competent judicial officer.

Article 36.

The infliction of torture by any public officer and cruel punishments are absolutely forbidden.

Article 37.

In all criminal cases the accused shall enjoy the right to a speedy and public trial by an impartial tribunal.

He shall be permitted full opportunity to examine all witnesses, and he shall have the right of compulsory process for obtaining witnesses on his behalf at public expense.

At all times the accused shall have the assistance of competent counsel who shall, if the accused is unable to secure the same by his own efforts, be assigned to his use by the State.

Article 38.

No person shall be compelled to testify against himself.

Confession made under compulsion, torture or threat, or after prolonged arrest or detention shall not be admitted in evidence.

No person shall be convicted or punished in cases where the only proof against him is his own confession.

大日本帝國憲法	日 本 国 憲 法
	<p>第32条 (裁判を受ける権利) 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。</p> <p>第33条 (不当な逮捕をされない権利) 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。</p> <p>第34条 (抑留・拘束に対する保障、拘禁理由の開示) 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護士に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。</p> <p>第35条 (住居侵入・搜索・押収に対する保障) (1) 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33の場合を除いては、正当な理由に基いておいて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。 (2) 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。</p> <p>第36条 (拷問と残虐刑の禁止) 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。</p> <p>第37条 (刑事被告人の権利) (1) すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。 (2) 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。 (3) 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。</p> <p>第38条 (供述の強要の禁止、自白の証拠能力) (1) 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。 (2) 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。 (3) 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。</p>

THE CONSTITUTION OF JAPAN

Article 39.

No person shall be held criminally liable for an act which was lawful at the time it was committed, or of which he has been acquitted, nor shall he be placed in double jeopardy.

Article 40.

Any person, in case he is acquitted after he has been arrested or detained, may sue the State for redress as provided by law.

CHAPTER IV. THE DIET

Article 41.

The Diet shall be the highest organ of state power, and shall be the sole law-making organ of the State.

Article 42.

The Diet shall consist of two Houses, namely the House of Representatives and the House of Councillors.

Article 43.

Both Houses shall consist of elected members, representative of all the people.

The number of the members of each House shall be fixed by law.

Article 44.

The qualifications of members of both Houses and their electors shall be fixed by law. However, there shall be no discrimination because of race, creed, sex, social status, family origin, education, property or income.

Article 45.

The term of office of members of the House of Representatives shall be four years. However, the term shall be terminated before the full term is up in case the House of Representatives is dissolved.

Article 46.

The term of office of members of the House of Councillors shall be six years, and election for half the members shall take place every three years.

Article 47.

Electoral districts, method of voting and other matters pertaining to the method of election of members of both Houses shall be fixed by law.

Article 48.

No person shall be permitted to be a member of both Houses simultaneously.

Article 49.

Members of both Houses shall receive appropriate annual payment from the national treasury in accordance with law.

大日本帝國憲法	日 本 国 憲 法
<p>第三章 帝國議會</p> <p>第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス</p> <p>第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス</p> <p>第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス</p> <p>第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス</p> <p>第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス</p> <p>第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得</p> <p>第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス</p> <p>第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス</p>	<p>第39条 (刑法の不遑及・一事不再理) 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。</p> <p>第40条 (刑事補償) 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。</p> <p>第4章 国会</p> <p>第41条 (国会の地位・立法権) 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。</p> <p>第42条 (両院制) 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。</p> <p>第43条 (両議院の組織) (1) 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。 (2) 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。</p> <p>第44条 (議員及び選挙人の資格) 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人権、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。</p> <p>第45条 (衆議院議員の任期) 衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。</p> <p>第46条 (参議院議員の任期) 参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。</p> <p>第47条 (選挙に関する事項の法定) 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。</p> <p>第48条 (両院議員兼職の禁止) 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。</p> <p>第49条 (議員の歳費) 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。</p>

THE CONSTITUTION OF JAPAN

Article 50.

Except in cases provided by law, members of both Houses shall be exempt from apprehension while the Diet is in session, and any members apprehended before the opening of the session shall be freed during the term of the session upon demand of the House.

Article 51.

Members of both Houses shall not be held liable outside the House for speeches, debates or votes cast inside the House.

Article 52.

An ordinary session of the Diet shall be convoked once per year.

Article 53.

The Cabinet may determine to convoke extraordinary sessions of the Diet. When a quarter or more of the total members of either House makes the demand, the Cabinet must determine on such convocation.

Article 54.

When the House of Representatives is dissolved, there must be a general election of members of the House of Representatives within forty (40) days from the date of dissolution, and the Diet must be convoked within thirty (30) days from the date of the election.

When the House of Representatives is dissolved, the House of Councillors is closed at the same time. However, the Cabinet may in time of national emergency convoke the House of Councillors in emergency session.

Measures taken at such session as mentioned in the proviso of the preceding paragraph shall be provisional and shall become null and void unless agreed to by the House of Representatives within a period of ten (10) days after the opening of the next session of the Diet.

Article 55.

Each House shall judge disputes related to qualifications of its members. However, in order to deny a seat to any member, it is necessary to pass a resolution by a majority of two-thirds or more of the members present.

Article 56.

Business cannot be transacted in either House unless one-third or more of total membership is present.

All matters shall be decided, in each House, by a majority of those present, except as elsewhere provided in the Constitution, and in case of a tie, the presiding officer shall decide the issue.

Article 57.

Deliberation in each House shall be public. However, a secret meeting may be held where a majority of two-thirds or more of those members present passes a resolution therefor.

大日本帝國憲法	日 本 国 憲 法
<p>第四十一條 帝國議會ハ 毎年之ヲ召集ス</p>	<p>第50条 (議員の不逮捕特権) 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の</p>
<p>第四十二條 帝國議會ハ 三箇月ヲ以テ會期トス必 要アル場合ニ於テハ勅命 ヲ以テ之ヲ延長スルコト アルヘシ</p>	<p>会期中に逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議 院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。 第51条 (議員の発言・表決の無責任) 両議院の議員は、議院で行なった演説、討論又は表決 について、院外で責任を問はれない。</p>
<p>第四十三條 臨時緊急ノ 必要アル場合ニ於イテ常 會ノ外臨時會ヲ召集スヘ シ 臨時會ノ會期ヲ定ムル ハ勅命ニ依ル</p>	<p>第52条 (常会) 国会の常会は、毎年1回これを召集する。 第53条 (臨時会) 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。 いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集日を決定しなければならない。</p>
<p>第四十四條 帝國議會ノ 開會閉會會期ノ延長及停 會ハ兩院同時ニ之ヲ行フ ヘシ 衆議院解散ヲ命セラレ タルトキハ貴族院ハ同時 ニ停會セラルヘシ</p>	<p>第54条 (衆議院の解散と総選挙・特別会、参議院の緊急 集会) (1) 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内 に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日 以内に、国会を召集しなければならない。 (2) 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会 となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、 参議院の緊急集会を求めることができる。</p>
<p>第四十五條 衆議院解散 ヲ命セラレタルトキハ勅 令ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉 セシメ解散ノ日ヨリ五箇 月以内ニ之ヲ召集スヘシ</p>	<p>(3) 前項但書きの緊急集会において採られた措置は、臨 時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議 院の同意がない場合には、その効力を失う。 第55条 (議員の資格争訟の裁判) 両議院は、各々その議院の資格に関する争訟を裁判す</p>
<p>第四十六條 兩議院ハ各 々其ノ總議員三分ノ一以 上出席スルニ非サレハ議 事ヲ開キ議決ヲ爲ス事ヲ 得ス</p>	<p>る。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の3分 の2以上の多数による議決を必要とする。 第56条 (議院の定足数・表決) (1) 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席が なければ、議事を開き議決することができない。</p>
<p>第四十七條 兩議院ノ議 事ハ過半数ヲ以テ決ス可 否同數ナルトキハ議長ノ 決スル所ニ依ル</p>	<p>(2) 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を 除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数の ときは、議長の決するところによる。</p>
<p>第四十八條 兩議院ノ會 議ハ公開ス但シ政府ノ要 求又ハ其ノ院ノ決議ニ依 リ祕密會ト爲スコトヲ得</p>	<p>第57条 (会議の公開と秘密会、会議録、表決の記載) (1) 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の3 分の2以上の多数で可決したときは、秘密会を開くこと ができる。</p>

THE CONSTITUTION OF JAPAN

Each House shall keep a record of proceedings. This record shall be published and given general circulation, excepting such parts of proceedings of secret session as may be deemed to require secrecy.

Upon demand of one-fifth or more of the members present, votes of the members on any matter shall be recorded in the minutes.

Article 58.

Each House shall select its own president and other officials.

Each House shall establish its rules pertaining to meetings, proceedings and internal discipline, and may punish members for disorderly conduct. However, in order to expel a member, a majority of two-thirds or more of those members present must pass a resolution thereon.

Article 59.

A bill becomes a law on passage by both Houses, except as otherwise provided by the Constitution.

A bill which is passed by the House of Representatives, and upon which the House of Councillors makes a decision different from that of the House of Representatives, becomes a law when passed a second time by the House of Representatives by a majority of two-thirds or more of the members present.

The provision of the preceding paragraph does not preclude the House of Representatives from calling for the meeting of a joint committee of both Houses, provided for by law.

Failure by the House of Councillors to take final action within sixty (60) days after receipt of a bill passed by the House of Representatives, time in recess excepted, may be determined by the House of Representatives to constitute a rejection of the said bill by the House of Councillors.

Article 60.

The budget must first be submitted to the House of Representatives.

Upon consideration of the budget, when the House of Councillors makes a decision different from that of the House of Representatives, and when no agreement can be reached even through a joint committee of both Houses, provided for by law, or in the case of failure by the House of Councillors to take final action within thirty (30) days, the period of recess excluded, after the receipt of the budget passed by the House of Representatives, the decision of the House of Representatives shall be the decision of the Diet.

Article 61.

The second paragraph of the preceding article applies also to the Diet approval required for the conclusion of treaties.

Article 62.

Each House may conduct investigations in relation to government, and may demand the presence and testimony of witnesses, and the production of records.

大日本帝國憲法	日本國憲法
<p>第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得</p>	<p>(2) 兩議院は、各々その會議の記録を保存し、秘密會の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。</p>
<p>第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得</p>	<p>(3) 出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを會議録に記載しなければならない。</p>
<p>第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得</p>	<p>第58條 (役員選任・議院規則・懲罰) (1) 兩議院は、各々その議長その他の役員を選任する。 (2) 兩議院は、各々その會議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。</p>
<p>第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ</p>	<p>第59條 (法律の成立と衆議院の優越) (1) 法律案は、この憲法で特別の定のある場合を除いては、兩議院で可決したとき法律となる。 (2) 衆議院で可決し、參議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院議員で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。 (3) 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、兩議院の協議會を開くことを求めることを妨げない。 (4) 參議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休會中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、參議院がその法律を否決したものとみなすことができる。</p>
<p>第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕サルコトナシ</p>	<p>第60條 (予算の衆議院先議と衆議院の優越) (1) 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。 (2) 予算について、參議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は參議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休會中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p>
<p>第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得</p>	<p>第61條 (條約の国会承認と衆議院の優越) 條約の締結に必要な国会の承認については、前條第2項の規定を準用する。</p>
	<p>第62條 (議院の國勢調査權) 兩議院は、各々國政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。</p>

THE CONSTITUTION OF JAPAN

Article 63.

The Prime Minister and other Ministers of State may, at any time, appear in either House for the purpose of speaking on bills, regardless of whether they are members of the House or not. They must appear when their presence is required in order to give answers or explanations.

Article 64.

The Diet shall set up an impeachment court from among the members of both Houses for the purpose of trying those judges against whom removal proceedings have been instituted.

Matters relating to impeachment shall be provided by law.

CHAPTER V. THE CABINET

Article 65.

Executive power shall be vested in the Cabinet.

Article 66.

The Cabinet shall consist of the Prime Minister, who shall be its head, and other Ministers of State, as provided for by law.

The Prime Minister and other Ministers of State must be civilians.

The Cabinet, in the exercise of executive power, shall be collectively responsible to the Diet.

Article 67.

The Prime Minister shall be designated from among the members of the Diet by a resolution of the Diet. This designation shall precede all other business.

If the House of Representatives and the House of Councillors disagree and if no agreement can be reached even through a joint committee of both Houses, provided for by law, or the House of Councillors fails to make designation within ten (10) days, exclusive of the period of recess, after the House of Representatives has made designation, the decision of the House of Representatives shall be the decision of the Diet.

Article 68.

The Prime Minister shall appoint the Ministers of State.

However, a majority of their number must be chosen from among the members of the Diet.

The Prime Minister may remove the Ministers of State as he chooses.

Article 69.

If the House of Representatives passes a non-confidence resolution, or rejects a confidence resolution, the Cabinet shall resign en masse, unless the House of Representatives is dissolved within ten (10) days.

大日本帝國憲法	日 本 国 憲 法
<p>第四章 國務大臣及樞密顧問</p> <p>第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス 凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス</p> <p>第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス</p>	<p>第63条 (閣僚の議院出席の権利と義務) 内閣總理大臣その他の國務大臣は、兩議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について發言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のために出席を求められたときは、出席しなければならない。</p> <p>第64条 (彈劾裁判所) (1) 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、兩議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。 (2) 彈劾に関する事項は、法律でこれを定める。</p> <p>第5章 内閣</p> <p>第65条 (行政權と内閣) 行政權は、内閣に属する。</p> <p>第66条 (内閣の組織と國務大臣の資格、国会に対する連帶責任) (1) 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣總理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。 (2) 内閣總理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。 (3) 内閣は、行政權の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ。</p> <p>第67条 (内閣總理大臣の指名と衆議院の優越) (1) 内閣總理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。 (2) 衆議院と參議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名をした後、国会休會中の期間を除いて10日以内に、參議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p> <p>第68条 (國務大臣の任免・罷免) (1) 内閣總理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。 (2) 内閣總理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。</p> <p>第69条 (衆議院の内閣不信任と解散または総辭職) 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辭職をしなければならない。</p>

THE CONSTITUTION OF JAPAN

Article 70.

When there is a vacancy in the post of Prime Minister, or upon the first convocation of the Diet after a general election of members of the House of Representatives, the Cabinet shall resign en masse.

Article 71.

In the cases mentioned in the two preceding articles, the Cabinet shall continue its functions until the time when a new Prime Minister is appointed.

Article 72.

The Prime Minister, representing the Cabinet, submits bills, reports on general national affairs and foreign relations to the Diet and exercises control and supervision over various administrative branches.

Article 73.

The Cabinet, in addition to other general administrative functions, shall perform the following functions :

Administer the law faithfully ; conduct affairs of state.

Manage foreign affairs.

Conclude treaties. However, it shall obtain prior or, depending on circumstances, subsequent approval of the Diet.

Administer the civil service, in accordance with standards established by law.

Prepare the budget, and present it to the Diet.

Enact cabinet orders in order to execute the provisions of this Constitution and of the law. However, it cannot include penal provisions in such cabinet orders unless authorized by such law.

Decide on general amnesty, special amnesty, commutation of punishment, reprieve, and restoration of rights.

Article 74.

All laws and cabinet orders shall be signed by the competent Minister of State and countersigned by the Prime Minister.

Article 75.

The Ministers of State, during their tenure of office, shall not be subject to legal action without the consent of the Prime Minister. However, the right to take that action is not impaired hereby.

CHAPTER VI. JUDICIARY

Article 76.

The whole judicial power is vested in a Supreme Court and in such inferior courts as are established by law.

No extraordinary tribunal shall be established, nor shall any organ or agency of the Executive be given final judicial power.

All judges shall be independent in the exercise of their conscience and shall be bound only by this Constitution and the laws.

大日本帝國憲法	日 本 国 憲 法
	<p>第70条(内閣総理大臣の欠缺または総選挙後の内閣総辞職) 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職しなければならない。</p> <p>第71条(総辞職後の内閣の職務執行) 前2条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。</p> <p>第72条(内閣総理大臣の職権) 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。</p> <p>第73条(内閣の職権) 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。 1 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。 2 外交関係を処理すること。 3 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 4 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。 5 予算を作成して国会に提出すること。 6 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。 7 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p> <p>第74条(法律・政令の署名) 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。</p> <p>第75条(国務大臣の訴追) 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。</p>
<p>第五章 司法</p> <p>第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス</p>	<p>第6章 司法</p> <p>第76条(司法権と裁判所、特別裁判所の禁止と行政機関の終審的裁判の禁止、裁判官の独立) (1) すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。 (2) 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。 (3) すべての裁判官は、その良心に従ひ独立してその職務を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。</p>

THE CONSTITUTION OF JAPAN

Article 77.

The Supreme Court is vested with the rule-making power under which it determines the rules of procedure and of practice, and of matters relating to attorneys, the internal discipline of the courts and the administration of judicial affairs.

Public procurators shall be subject to the rule-making power of the Supreme Court.

The Supreme Court may delegate the power to make rules for inferior courts to such courts.

Article 78.

Judges shall not be removed except by public impeachment unless judicially declared mentally or physically incompetent to perform official duties. No disciplinary action against judges shall be administered by any executive organ or agency.

Article 79.

The Supreme Court shall consist of a Chief Judge and such number of judges as may be determined by law ; all such judges excepting the Chief Judge shall be appointed by the Cabinet.

The appointment of the judges of the Supreme Court shall be reviewed by the people at the first general election of members of the House of Representatives following their appointment, and shall be reviewed again at the first general election of members of the House of Representatives after a lapse of ten (10) years, and in the same manner thereafter.

In cases mentioned in the foregoing paragraph, when the majority of the voters favors the dismissal of a judge, he shall be dismissed.

Matters pertaining to review shall be prescribed by law.

The judges of the Supreme Court shall be retired upon the attainment of the age as fixed by law.

All such judges shall receive, at regular stated intervals, adequate compensation which shall not be decreased during their terms of office.

Article 80.

The judges of the inferior courts shall be appointed by the Cabinet from a list of persons nominated by the Supreme Court. All such judges shall hold office for a term of ten (10) years with privilege of reappointment, provided that they shall be retired upon the attainment of the age as fixed by law.

The judges of the inferior courts shall receive, at regular stated intervals, adequate compensation which shall not be decreased during their terms of office.

Article 81.

The Supreme Court is the court of last resort with power to determine the constitutionality of any law, order, regulation or official act.

大日本帝國憲法

日 本 国 憲 法

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ
懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第77条 (最高裁判所の規則制定権)
(1) 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

(2) 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
(3) 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第78条 (裁判官の身分保障)
裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第79条 (最高裁判所の裁判官、国民審査、定年、報酬)
(1) 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

(2) 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

(3) 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
(4) 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
(5) 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

(6) 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。
この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第80条 (下級裁判所の裁判官、任期、定年、報酬)
(1) 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。但し、法律に定める年齢に達した時には退官する。

(2) 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。
この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第81条 (最高裁判所と法令の合憲性審査権)
最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が法律に適合するかしなないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

THE CONSTITUTION OF JAPAN

Article 82.

Trials shall be conducted and judgment declared publicly.

Where a court unanimously determines publicity to be dangerous to public order or morals, a trial may be conducted privately, but trials of political offenses, offenses involving the press or cases wherein the rights of people as guaranteed in Chapter III of this Constitution are in question shall always be conducted publicly.

CHAPTER VII. FINANCE

Article 83.

The power to administer national finances shall be exercised as the Diet shall determine.

Article 84.

No new taxes shall be imposed or existing ones modified except by law or under such conditions as law may prescribe.

Article 85.

No money shall be expended, nor shall the State obligate itself, except as authorized by the Diet.

Article 86.

The Cabinet shall prepare and submit to the Diet for its consideration and decision a budget for each fiscal year.

Article 87.

In order to provide for unforeseen deficiencies in the budget, a reserve fund may be authorized by the Diet to be expended upon the responsibility of the Cabinet.

The Cabinet must get subsequent approval of the Diet for all payments from the reserve fund.

Article 88.

All property of the Imperial Household shall belong to the State. All expenses of the Imperial Household shall be appropriated by the Diet in the budget.

Article 89.

No public money or other property shall be expended or appropriated for the use, benefit or maintenance of any religious institution or association, or for any charitable, educational or benevolent enterprises not under the control of public authority.

Article 90.

Final accounts of the expenditures and revenues of the State shall be audited annually by a Board of Audit and submitted by the Cabinet to the Diet, together with the statement of audit, during the fiscal year immediately

大日本帝國憲法	日本國憲法
<p>第六章 會計</p> <p>第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ報償ニ屬スル行政上ノ手數料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ</p> <p>第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス</p> <p>第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ每年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス</p> <p>第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ</p> <p>第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外國議會ノ協贊ヲ要セス</p>	<p>第82条 (裁判の公開)</p> <p>(1) 裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。 (2) 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、對審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する國民の權利が問題になつてゐる事件の對審は、常にこれを公開しなければならない。</p> <p>第7章 財政</p> <p>第83条 (財政處理と國會の議決)</p> <p>國の財政を處理する權限は、國會の議決に基づいて、これを行使しなければならない。</p> <p>第84条 (租稅法律主義)</p> <p>あらたに租稅を課し、又は現行の租稅を變更するには、法律又は法律の定める條件によることを必要とする。</p> <p>第85条 (國費の支出と債務負擔、國會の議決)</p> <p>國費を支出し、又は國が債務を負擔するには、國會の議決に基づくことを必要とする。</p> <p>第86条 (予算の作成及び國會の議決)</p> <p>内閣は、毎會計年度の予算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。</p> <p>第87条 (予備費)</p> <p>(1) 予見し難い予算の不足に充てるため、國會の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。 (2) すべて予備費の支出については、内閣は、事後に國會の承諾を得なければならない。</p> <p>第88条 (皇室の財産と費用)</p> <p>すべて皇室財産は、國に屬する。すべて皇室の費用は、予算に計上して國會の議決を経なければならない。</p> <p>第89条 (公の財産の支出または利用の制限)</p> <p>公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬さない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。</p> <p>第90条 (決算、會計検査院)</p> <p>(1) 國の収入支出の決算は、すべて毎會計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを國會に提出しなければならない。 (2) 會計検査院の組織及び權限は、法律でこれを定める。</p>

THE CONSTITUTION OF JAPAN

following the period covered.

The organization and competency of the Board of Audit shall be determined by law.

Article 91.

At regular intervals and at least annually the Cabinet shall report to the Diet and the people on the state of national finances.

CHAPTER VIII. LOCAL SELF-GOVERNMENT

Article 92.

Regulations concerning organization and operations of local public entities shall be fixed by law in accordance with the principle of local autonomy.

Article 93.

The local public entities shall establish assemblies as their deliberative organs, in accordance with law.

The chief executive officers of all local public entities, the members of their assemblies, and such other local officials as may be determined by law shall be elected by direct popular vote within their several communities.

Article 94.

Local public entities shall have the right to manage their property, affairs and administration and to enact their own regulations within law.

Article 95.

A special law, applicable only to one local public entity, cannot be enacted by the Diet without the consent of the majority of the voters of the local public entity concerned, obtained in accordance with law.

CHAPTER IX. AMENDMENTS

Article 96.

Amendments to this Constitution shall be initiated by the Diet, through a concurring vote of two-thirds or more of all the members of each House and shall thereupon be submitted to the people for ratification, which shall require the affirmative vote of a majority of all votes cast thereon, at a special referendum or at such election as the Diet shall specify.

Amendments when so ratified shall immediately be promulgated by the Emperor in the name of the people, as an integral part of this Constitution.

CHAPTER X. SUPREME LAW

Article 97.

The fundamental human rights by this Constitution guaranteed to the people of Japan are fruits of the age-old struggle of man to be free ;

they have survived the many exacting tests for durability and are conferred upon this and future generations in trust, to be held for all time inviolate.

大日本帝國憲法	日 本 国 憲 法
<p>第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス</p>	<p>第91条 (内閣の財政状況の報告) 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少なくとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。</p>
<p>第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得</p>	<p>第8章 地方自治 第92条 (地方自治の基本原則) 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。</p>
<p>第六十九條 避クヘカラルサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ</p>	<p>第93条 (地方公共団体の議会の設置及び長・議員の選挙) (1) 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。 (2) 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。</p>
<p>第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需要アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得</p>	<p>第94条 (地方公共団体の権能) 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>
<p>前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス</p>	<p>第95条 (特別法の住民投票) 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。</p>
<p>第七十一條 帝國議會ニ於イテ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ</p>	<p>第9章 改正 第96条 (憲法改正の手續、その公布) (1) この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。 (2) 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。</p>
<p>第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ 會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム</p>	<p>第10章 最高法規 第97条 (基本的人權の本質) この憲法が日本国民に保障する基本的人權は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</p>

THE CONSTITUTION OF JAPAN

Article 98.

This Constitution shall be the supreme law of the nation and no law, ordinance, imperial rescript or their act of government, or part thereof, contrary to the provisions hereof, shall have legal force or validity.

The treaties concluded by Japan and established laws of nations shall be faithfully observed.

Article 99.

The Emperor or the Regent as well as Ministers of State, members of the Diet, judges, and all other public officials have the obligation to respect and uphold this Constitution.

CHAPTER XI. SUPPLEMENTARY PROVISIONS

Article 100.

This Constitution shall be enforced as from the day when the period of six months will have elapsed counting from the day of its promulgation.

The enactment of laws necessary for the enforcement of this Constitution, the election of members of the House of Councillors and the procedure for the convocation of the Diet and other preparatory procedures necessary for the enforcement of this Constitution may be executed before the day prescribed in the preceding paragraph.

Article 101.

If the House of Councillors is not constituted before the effective date of this Constitution, the House of Representatives shall function as the Diet until such time as the House of Councillors shall be constituted.

Article 102.

The term of office for half the members of the House of Councillors serving in the first term under this Constitution shall be three years.

Members falling under this category shall be determined in accordance with law.

Article 103.

The Ministers of State, members of the House of Representatives and judges in office on the effective date of this Constitution, and all other public officials who occupy positions corresponding to such positions as are recognized by this Constitution shall not forfeit their positions automatically on account of the enforcement of this Constitution unless otherwise specified by law. When, however, successors are elected or appointed under the provisions of this Constitution, they shall forfeit their positions as a matter of course.

大日本帝國憲法	日 本 国 憲 法
<p>第七章 補則</p> <p>第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ</p> <p>此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス</p> <p>出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス</p> <p>第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス</p> <p>皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス</p> <p>第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス</p> <p>第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス</p> <p>歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六七條ノ例ニ依ル</p>	<p>第98条 (最高法規性、条約及び国際法規の遵守)</p> <p>(1) この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。</p> <p>(2) 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。</p> <p>第99条 (憲法尊重擁護の義務)</p> <p>天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。</p> <p>第11章 補則</p> <p>第100条 (憲法施行期日、準備手続)</p> <p>(1) この憲法は、公布の日から起算して6箇月を經過した日(昭和22年5月3日)から、これを施行する。</p> <p>(2) この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。</p> <p>第101条 (経過規定一 参議院未成立の間の国会)</p> <p>この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。</p> <p>第102条 (同前一 第1期の参議院議員の任期)</p> <p>この憲法による第1期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを3年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。</p> <p>第103条 (同前一 公務員の地位)</p> <p>この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。</p>

小笠原みどり

(朝日新聞西部本社社会部)

「生活」に埋もれていた被害の歴史が吹き出る瞬間に、新聞が立ち合うときがある。公害がそうだった。セクシュアルハラスメントがそうだった。厚い殻を突き破った声と、それを無視や攻撃で抑えつけようとする力が、ぶつかり合つて渦を巻く。わたしは予期していたはずだった。けれど、目の前で告発者の口が封じられていく様は、直視に耐えないほど、おぞましかった。

わたしの住む北九州市の児童養護施設「聖小崎（せいこさき）ホーム」で、職員による子どもへの暴力や嫌がらせが続いている、と訴えがあったのは三月初旬だった。「二歳児を壁に向かつて投げた」「竹刀で激しくたたいた」「この子を無視しなさい」と職員や子どもにも指示したなど、五十一項目の事実関係が、元職員や現職員から文書で市と弁護士会に提出された。

市は、児童家庭課長と児童相談所長の二人で聞き取り調査を始めた。開始後まもなく、市が園に訴えの内容を紙で渡していたことが分かったり、課長が早々に「事実はないようだ」と話したりするのに、奇妙な気はしたが、まさか本当に「なかった」ことにするとは思っていなかった。

四月四日、市は「虐待の事実はなく、事実だった項目も『しつけ』の範囲内だった」と発表した。記者会見で配られた紙は三種類。調査結果と、職員や子どもから話を聞いた経過、「しつけとは……」という定義。訴えの内容や証言内容は、まったく出さなかった。

取材していた「二歳児が壁に投げられた」件について質問すると、「職員は投げていないと話した。ほかの職員や子どもも知らなかった」という。「わたしは現場を目撃した人から話を聞いたが」と聞く。「その人には会った」「ではどうして『なかった』と認定するのか。当事者間で言い分が違えば、『事実は不明』とはいえても『なかった』という証明にはならないだろう」「施設はオープンな場所で、

何かあれば必ず目撃者がいる。複数の証言がなければ、なかったことになる」

市の調査の問題点は、四月二十日付の朝日新聞西部本社版社会面に詳しく書いた。四月二十九日付のオピニオン面にもコラムを書いたので（これは全国掲載）、ここでは別の指摘をしておきたい。

それは、多くの新聞社や放送局がこの事件の詳細を扱わず、結果として「なかった」組に加担したことだ。確かに「養護施設の虐待」は耳慣れない。園内の告発犯人捜しは激しく、園を追われる覚悟までして取材に応じてくれる職員や子どもを捜すのは至難のわざだ。記者なら「危ない題材」と感じるのはわかる。

しかし、だ。事実さえ説明しない市の空虚な会見で、「告発した人は精神が病んでいたのでしょか」「嫌がらせにしては悪質ですね」といった質問はない。わたしとて、誇れるような報道は全然できなかったが、目の前の矛盾に立ち止まるのは、特権的に記者会見に出ている者の務めだろう。会見後、「事実も出さないで会見開くなんておこがましいよ」と、証言内容をその日のうちに紙で出すよう求めた記者がいてくれたことぐらいが救いだ。

結果として、告発者の現職員は退職した。元職員は無言電話や卒園者からの「先生は裏切り者だ」といった攻撃に遭い、口をつぐんでしまった。園の元責任者が告発者には事実を認め、謝罪したという話も聞いたが（なんて日本的すぎるさ！）、事件は表向き収束しようとしている。

記事の内幕をこんなふうにするのは、わたしも、記者たちも、情けないくらい「口封じ」勢力に押されているからだ。整然と記事が組まれて届く新聞の裏側にも、語ろうとする声と、封じようとする力がかんどり打ってたたかっている。読者諸姉、新聞の外からも、どうかつながってほしい。

国連特別総会「女性」二〇〇〇年会議「終わる

二〇〇〇年を期して、北京会議の行動綱領の実施状況を点検、今後の指針を決める「北京+5」会議が、六月五日から、百八十か国、二千三百名の各国代表の参加でニューヨークの国連本部で開かれた。

議長（ナミビア）による開会、議長の選挙に始まり、国連女性の地位委員会からの報告を受けて、議題を選択、北京行動綱領の十二の重大問題領域の実施状況を各国代表が報告したのち、作業部会に分かれて、直面する障害を克服するための方法を、連日深夜まで討議したが、終盤になっても討論が終わらず、九日終了予定が十日午後八時まで延長、ようやく、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」と「政治宣言」（北京宣言及び北京行動綱領の目的と目標の達成への決意を再確認するとともに、NGOの役割と責任を再認識し、男性が

共同責任をとることの必要性を強調、また二〇〇五年に北京行動綱領の実施状況を評価する会合を必要に応じて開催することに言及したもの）を採択した。

北京会議で採択された、多様な家族形態や、多様な性指向を認める文言等については、宗教上等の理由から今回は一部から猛反対が出た。欧米諸国の観点に立つと、このため若干後退した印象が濃く、傍聴を許された百八十か国、計二十人のNGOからはかなり反発があったが、北京行動綱領は基本的には変更しないことを確認、今回紛糾した問題の討議は二〇〇五年に持ち越されることになった。

日本のNGO 七百人がニューヨークへ

今回は、国連総会と併行して開かれるNGOフォーラムは開催されなかったが、ニューヨークで意見を述べたいという日本のNGO（百四十団体、七百人）が大挙してニューヨークを訪れ、国連の近くの国連ビルや州立ニューヨーク

大学大学院で連日ワークシヨップを開き、「日本人は何とリッチ」と、ニューヨークっ子を驚かせた。

この日本人の大挙訪米に刺激されて、地元NGOも委員会を設け、五月三十一日から急ぎよ各種の催物を開催、コロンビア大学、ニューヨーク大学、国連前のUNCC（国連チャーチ・センター）等で多くの参加者を集めた。

〈あごろ〉では、「ニューヨークに行くよりも、沖縄の国際女性サミットを支え、沖縄で、ミ・NGOフォーラムを開こう」という基本方針であったため、ニューヨークへのツアーは組まず、国連からの招待を受けた三名のみが参加して、国連総会を傍聴するとともに、NGO集会もできる限り取材した。〈あごろ〉としてのワークシヨップ「軍隊とレイプ」もUNCCで開催した。

詳細は、埼玉県比企郡嵐山町の国立婦人教育会館で行なわれる「女性学ジェンダー国際研究フォーラム」の、八月五日朝九時半からのワークシヨップで報告する。

また、「政治宣言」と「行動文書」の内容、ニューヨークでの各種のワークシヨップの状況等については、『特集あごろ（九月発行予定）で紹介。他のツアーでニューヨークで行動された方の原稿も、できるかぎり紹介する。

大成功！ 沖縄国際女性サミット

国連総会に遅れること二週間、六月二十三―二十五日に開催された「沖縄国際女性サミット」は、ニューヨーク会議の十分の一にも及ばない規模だったが、それだけに内容は至つて濃く、海外の代表とも胸襟を開いて意見を吐露しあい、NGO会議としてはニューヨーク会議以上の収穫があった。また併行して開かれたNGOミニ・フォーラムは、文字どおりミニ・サイズだったが意義深く、6・23「慰霊の日」の平和行進には共に参加して、「沖縄から軍事基地撤廃、差別撤廃、世界に平和を！」の思いを深くした。

総選挙、女性立候補者は史上最多、当選者は史上二位

第四十二回総選挙には、小選挙区には千百九十九人、全国十一ブロックの比例代表選挙区には小選挙区との重複を除く二百五人、計千四百四人が立候補したが、うち二百二人が女性。女性参政権が認められた一九四六年以来、最多となった。一方、当選者は小選挙区十三名、比例区二十二

名で、第一回に次ぐ史上二位。党派別当選者は以下の通り。

〔小選挙区〕

自民(4) 田中真紀子(新潟・前) / 小淵優子(群馬・新)

／野田聖子(岐阜・前) / 岡下信子(大阪・新)

民主(3) 鎌田さゆり(宮城・新) / 水島広子(栃木・新)

／大石尚子(神奈川・新)

社民(3) 土井たか子(兵庫・前) / 辻元清美(大阪・前)

／東門美津子(沖縄・新)

無所属(2) 土屋品子(埼玉・前) / 上川陽子(静岡・新)

保守(1) 小池百合子(兵庫・前)

〔比例区〕

社民(7) 山内恵子(北海道・新) / 阿部知子(南関東・

新) / 原陽子(南関東・新) / 山口わか子(北陸信越・新)

／大島令子(東海・新) / 中川智子(近畿・前) / 北川れ

ん子(近畿・新)

共産(4) 瀬古由起子(東海・前) / 石井都子(近畿・前)

／藤木洋子(近畿・前) / 中林佳子(中国・新)

自民(4) 森山真弓(北関東・前) / 松島みどり(東京・

新) / 高市早苗(近畿・前) / 西川京子(九州・新)

民主(3) 石毛鍬子(東京・前) / 山谷えり子(東海・新)

肥田美代子(近畿・前)

公明(3) 丸谷佳織(北海道・前) / 青山三三(北関東・前)

／池坊保子(近畿・前)

自由(1) 武山百合子(北関東・前)

社民「女性の党」に変身

生き残りをかけて戦った社民党、五議席を増やしただけに終わったが、選挙前三割に満たなかった衆議院の女性議員が、史上初めて当選者数十九人中十名と半数を超えた。

新顔には全議員中最年少の原陽子さん(南関東・比例、二十五歳 桜美林大学院生) はじめ三十代一人、四十代二人が当選、平均年齢も十歳近く若返った。ただし、市民運動出身候補がほとんどなかったのは残念。

九・三「防災演習」に名を借りた「自衛隊演習」

四月九日、石原慎太郎都知事の「三國人」発言は大きな問題になったが、実はもう一つの問題が九月三日に東京都が行なう「防災訓練」。石原都知事は「陸海空の三軍を使っ

ての、この東京を防衛する、災害を防止する、災害を救急する大演習をやっていた」と、述べている。

演習は「ビッグレスキュー東京二〇〇〇」という名で、十か所の会場（新宿区都庁、中央区銀座・晴海、荒川区白髭西、江戸川区葛西・篠崎、江東区木場、足立区舎人、世田谷区駒沢、立川市）で四千人の自衛隊員が参加する。パラシュート降下訓練（白髭西）や都営地下鉄大江戸線を用いた部隊進出訓練（木場）など、実戦？さながら。警視庁や海上保安庁など、国の機関もバックアップする。都はこの演習に三億円もの予算を計上している。

この「軍事演習」に反対しようと、市民団体が集まって「やめて！東京都による『防災』に名を借りた九・三自衛隊演習」を七月八日に結成した。都庁への抗議デモ、各演習会場への働きかけなど、様々な取組みを行なう予定。

連絡先はTEL03・3825・8428（戦争に協力しない！させない！練馬アクション 池田さん）。

利用者にも事業者にも不評、介護保険

鳴物入りで四月にスタートした介護保険。今までよりも

介護の内容が低すぎる」「介護料が高すぎる」などの、利用者側の不評に加え、介護事業に参入したものの、業務に就く者を確保できないなど、事業者側からの悲鳴も続出、早くも前途が危惧されている。

学術会議の女性会員、過去最多に

「学者の国会」と言われる日本学術会議の次期会員が七月一日発表されたが、女性は七人、これまでで最多になった。任期は三年、七月二十二日付で首相から任命される。

一九八一年、初めて女性が登場して以来、今までの最多である四人の倍近く、前期の二人に比べれば三倍以上だが、総数二百十人に対しては、未だにわずか三・三％。

東京・港区が、NPOに活動拠点を無償提供

NPO活動が活発化するなか、事務所がないなど、困っている団体も多い。東京都港区では、北青山一丁目にある「みなとコミュニティハウス」の地下一階四百五十平方メートルを区民の福祉のために活動しているグループに無

償で提供することになった。集会所も二つあり、印刷機もあるが、コピー機等はない。七月九月に学識経験者が選考、五―十の利用団体を決める。

社会保険の専業主婦優遇制見直しの動き

夫が自営業だったり失業していると、主婦は第一号被保険者として毎月定額の国民保険料(現在は一万三千三百円)を払わなければならないが、夫が勤めていると第三号で、保険料はゼロなのに医療給付も年金も受けられる。

「恵まれた世帯」を貧しい者が支えなければならぬ構造はおかしいと、厚生省は近く有識者による検討会を開き、来年度末までに制度を見直す提言を受けけることにした。

八五年の改正当時から問題視されていた給与所得者を夫に持つ専業主婦優遇の年金制度も、総選挙が終わった今、高齢社会の大問題として問直しされることになるだろう。

専業主婦の六四％が「現状に満足」

日本経済新聞社が、五月下旬―六月上旬、東京、大阪、

名古屋各市の三十キロ圏内に住む二十五―四十五歳の主婦九百人を調査したところ、専業主婦に「満足」が一七％、

「どちらかと言えば満足」が四七％で、合計六割を超えた。専業主婦を選んだのは「自分」が七〇％、満足の理由は「家族の幸せにつながっている」が六〇％、「自由時間がたっぷりあり、好きなことができる」が五五％。

被調査者のほぼ全員が就労経験があり、六七％が職歴五年以上。だが、五三％が「専業主婦同士のつきあいの難しさ」を感じているものの、「三食昼寝つきで気楽」「視野が狭い」という主婦像には反発、「見当違い」が四二％、「当たっているが自分は違う」が三〇％にのぼった。

エイズ患者十年前の二倍、三千四百万人に

国連の六月二十七日発表によると、九九年末までで世界のエイズ患者は三千四百三十万人に。うちサハラ以南のアフリカ諸国が二千四百五十万人で七割を占め、この地域の貧困をいっそう深刻にしている。

昨年の新患者は五百四十万人、うち六十二万人が十五歳以下。死者は二百八十万人で、うち五十万人が十五歳以下。

日本の昨年度感染者は五百三十人、発病者は三百人で、前年より二、三割増。感染者の内訳は日本人男性三百七十九人、女性四十五人、外国人男性三十九人、女性六十七人。外国人は減少気味だが、日本人男性は前年の一・四倍に。

保育所はほしいが、増設は困難

私営無認可保育室の園長が園児を死亡させる事故が発生、公立保育所の増設が改めて話題になっている。

JR東日本では「首都圏百駅に保育所の併設を」をうたつて活動を始め、横浜市内の京浜東北線鶴見駅と横浜線小机駅で無認可保育所として四月にオープンした。共に駅まで数百メートル。午後十一時までの延長保育(小机)、土日の週末保育(鶴見)が可能とあって、保育料は月額五万八千円で公立の倍近いが、すぐ定員に。現在は予約待ちの状態だが、これは横浜市に無認可保育所への独自の助成があったので可能になった。

認可保育所として国の補助を受けるのには、一定面積の園庭などを備えねばならず、交通至便の駅前では困難。横浜市以外は助成制度がなく、私鉄の京浜急行グループが一

か所開設、年内に三か所増やすが、これも横浜市の助成によるもの。助成のない東京都狛江市内の喜多見駅にオープンさせた小田急は赤字で、今後の展望がでない状態。

一方、二十四時間保育のベビーホテルは九九年四月現在で八百三十八か所。ここ四年、毎年一割以上も増え続けているが、環境劣悪なものもあり、厚生省は全国の無認可保育所すべてに児童福祉法に基づく立ち入り調査を行なうよう、都道府県に指示した。

出生率一・三四人、過去最低に

一人の女性が一生のうちに産む子どもの数が、日本では昨年の一・三八人から一・三四人に低下。イタリアの一・一九よりは高いが、米国二・〇三、英国二・七〇、スウェーデン一・五一、ドイツ一・四一よりも低い。

結婚件数は三%減って七十六万二千十一組、平均年齢は夫二十八・七歳、妻二十六・八歳。離婚は約三%増えて二十五万五千三十八組。死亡は九十八万二千二十人。うち三万二千八百八十五人が自殺で、四十歳前後と五十代後半の男性の増加が目立つ。(厚生省人口動態統計発表)



ノルウェーが創つた世界一の男女平等社会

駐日ノルウェー王国大使館と〈女性連帯基金〉の共催による講演会が、ノルウェー国会議長のヒシュティ・コツレ・グロンダールさんと、ノルウェー男女平等オンブツドのクリスティン・ミールさんを迎え、五月十日に東京ウイメンズプラザで開かれた。

ノルウェーでは一九七九年に男女平等法が施行され、一九八〇年代にはクォータ制が取り入れられ、意志決定機関への女性の進出が見られるようになったという。今回のお二人も女性であった。

ノルウェーには六種類のオンブツドが機能しており、男女平等オンブツドとは男女平等が正しく適用されているかを監視するところという。国会議員でも四十二週の産休・育休があり、男性でも四週の育休を取らねばならない。大

臣でもそれは同じで、休暇の間は代理議員が職務を受け持ち、今までに業務に支障がでたことはないという。グロンダールさんもミールさんも二人のお子さんがいる。また、ほとんど六十七歳が定年で、それ以上の年齢の議員には会ったことがないという話に、日本とのあまりの違いに会場から拍手が起こった。

そういうノルウェーでも六〇年代までは女性は専業主婦が七〇%を占めていた。今日のようなノルウェーは女性があり、一方の性だけに偏った社会ではその機能が平等に動くはずのないことを、改めて実感した集会であった。(か)

「歴史は誰のものか」パート4

ゴールデンウィークの初日である四月二十九日、昭和天皇の誕生日に〈歴史の事実を視つめる会〉主催で開かれるこの集会も、今年で四回目を迎えた。

石原東京都知事が「三国人」という侮蔑的発言を発した後に開かれた今回のテーマは、「根強いアジア蔑視を断つために」。第一部は「脱亜論批判」の安川寿之輔氏と、横浜教

科書裁判原告の高島伸欣氏の対談から始まった。同じアジア人でありながら、日本人のアジア人に対する差別的態度はどこから来るのか、私にはいつも疑問であった。

安川氏は、福沢諭吉の言動・論文の問題点と福沢諭吉研究家の分析の誤りを、高島氏は社会科学の教師として、現場からの福沢諭吉と教科書の問題点を指摘された。福沢諭吉の「学問のすすめ」にだけ感激していた私は、差別の構造と歴史教育のペールが剝がされていくのがわかった。

第二部は、金子安次さんと金源さん（元撫順戦犯管理所所長）の証言。金子さんは、皇軍の体質と慰安婦の話、出征時母親から「生きて帰ってこい」と言われたことに、これが親として言う言葉かと情けなくて腹が立ったこと、中国人・朝鮮人は劣等民族だから何をしても良いと思っていたことなど、聞くほうも辛く悲しくなる証言をした。軍国主義教育は確実に人間としての心を失わせるものなのだ。

今日のアジア蔑視の基礎を作った福沢諭吉のアジア認識への理解、戦争責任をはっきりさせないままにきた日本の曖昧さが、常に問題を転嫁させ問題の本質を見ようとしないう今日の体質を作り上げてきたという歴史の真実を、私たちは見なければならぬ。いままでの歴史は自分の土台で

あり、これから進む未来への基礎である。歴史は誰のものでもない、自分自身のものである。（節）

日本婦人有権者同盟「二〇〇〇年憲法集会」「人権とは？」

五月二十八日にシニアワーク東京で開かれたこの集会のメインゲストは、「松本サリン事件」で犯人と疑われた河野義行さん。河野さんは「事件から、まる六年。よく生きてこられた、というのが実感です」と切り出した。九四年六月二十七日、家族四人が入院という大惨事、どう考えても河野さんは被害者だ。ところが自宅は警察に強制捜査され、マスコミの「河野が犯人らしい」という報道は日に日にエスカレート。河野さんは起訴前に弁護士をつけて抵抗し、年明けにようやく疑いが晴れ、マスコミも河野さんに謝罪した。しかし、今でも傷つけられた名誉は完全には回復せず、しかも河野さんの妻は意識不明で入院のままという。浅野健一同志社大学教授は「権力者をチェックするのがマスコミ。一般人に矛先を向けるな」と警告。憲法で保障された「基本的人権」が、一皮むけば危うい状況になっているということを思い知らされ、背筋が寒くなった。（礼）

平和を真体的に討議——国際女性サミット

六月二十二日から二十五日まで、沖縄県女性総合センター「ていりる」で、「国際女性サミット」が開かれ、約二百名、海外からは四か国二十団体が参加、へあごらからは十六名が参加した。

この会議は今回が初めてではなく、沖縄の〈基地・軍隊を許さない行動する女たちの会〉が韓国・フィリピン・アメリカの女性たちと共に一九九七年に沖縄九八年にワシントンで開催した「国際女性ネットワーク会議」の第三回目に当たる。当初はフィリピンで開催する予定だったが、G8サミットの沖縄開催が決まったため、「G8の言う、軍備による『人間の安全保障』ではなく、女性や子どもの視点から安全保障を考え、G8首脳に意見を述べる」ことを目的として、沖縄で開催することとなったもの。二十二日夜の心あたたまる歓迎パーティーにはじまった。

六月二十三日「慰霊の日」の午前は、韓国人慰霊碑で慰霊祭の後、平和の碑いしじの韓国人犠牲者の碑の前で、

名を刻まれることのない慰安婦にされた女性たちを悼んで、空白の碑に花を捧げるセレモニーを行ない、平和行進に参加したあと、外国人ゲストは名護東海岸に行き、ハンカチでつくった「平和の樹」を建てた。

二十四日午前は外国人ゲストと日本の基地の町から参加した女性たちによるクロウズ集会で、二十四日午前から二十五日午前にかけてオープン集会。オープン集会の冒頭は、グエン・カークさん（ハミルトン大学客員教授）アイダ・サントスさん（フィリピン／アジア太平洋における女性の人身売買に反対する会）、ベティ・リアドンさん（コロンビア大学大学院教授）による基調報告。グエンさんは「経済のグローバル化と訴え、アイダさんは「フィリピン最大の産業は人間の輸出。今は女性が男性を上回り、仲買人によって組織的に海外に送られている」と現状報告。ベティさんは「安全を保障するとはどういうことか」という根本から考えよう。非軍事化は連帯から生まれる。沖縄を交流センターに、米軍基地を平和のためのトレーニングセンターに」と提案した。そのあと、パク・ヨンジャさん（韓国）、アルマン・ブラウンさん（フィリピン）、

マリア・レイナート・ブマレホさん（フェルトリコ）、真志喜トミさん（名護・ジャンヌ会）、松井やよりさん（VAW W I N E T J a p a n）がパネル報告をした。

分科会は、①軍隊の暴力、紛争下における女性への暴力 ②基地の環境浄化、跡地利用計画、経済の自立、貧困の女性化 ③子どもの人権、法的権利、アメラジアンのアイデンティティ ④地位協定の問題点、法律

⑤紛争予防、軍事費削減、非暴力行動、国際女性ネットワークの五つに分かれ、翌日午前まで討論を続け、全体集会で各分科会が討議内容を発表。

これをふまえて二十五日午後は再びクロース集会でもたれ、二十七日の記者会見で声明を発表、実に充実した六日間を終えた。

声明では「真の安全保障は次の四つの信条に基づくもの」として、①人間、そして自然の生命を支える環境 ②衣食住、医療、教育、人間の生活に必要な基本的ニーズが満たされていること ③人間の尊厳、文化的アイデンティティが尊重されること ④「人災」から守られること……が挙げられ、G8サミット首脳と女性サミット参加者出身国の首脳に対して、「フェルトリコのヴィエケ

ス島での米軍爆撃訓練中止、フィリピンのミンダナオ島の紛争停止、南北朝鮮統一の支援、沖縄での新たな基地建設や移設の中止」などを含む九項目の具体的な要求を掲げた。今回は二〇〇二年、ソウルで開催される予定。

またか！米兵わいせし事件に沸き起る抗議の声

七月三日未明、沖縄市内のアパートに十九歳の米海兵隊員が侵入、十四歳の女子中学生にわいせし行為をした。犯人は現行犯逮捕されたが、「五年前の少女暴行事件を思い起こさせる」と、サミットを前に米軍への抗議の声が沖縄じゅうに溢れている。

親川盛一知事公室長は即日、在沖米四軍調整官事務所、海兵隊外交政策部、海兵隊第三十六海兵航空群に抗議し、綱紀粛正と再発防止を申し入れた。また稲嶺恵一知事も要請文を送付、六日には在沖米四軍調整官のオール・ヘイルストン中将が、ロバート・ルーク在沖米総領事とともに、県庁に稲嶺知事を訪ね、事件を謝罪し、再発防止に努める考えを伝えた。在沖米軍のトップである四軍調整官が、米兵による事件への謝罪

で県庁を訪れたのはこれが初めて。

県議会は五日午前、抗議決議と意見書を全会一致で可決。米軍に対して①綱紀粛正②兵員に対する教育の徹底③再発防止に万全を期す④県民に対する謝罪を求めた。沖繩市、名護市、宜野湾市、豊見城村などでも「全会一致の抗議決議」が相次いでいる。

サミットへの影響を懸念した政府は六日夕、浅野勝人外務政務次官を急ぎよ沖繩に派遣し、ヘイルストン四軍調整官らに対し、遺憾の意を伝えた。しかし、新任の虎島和夫防衛庁長官が、米軍普天間基地の移転をめぐる「十五年使用期限」に否定的な発言をして後に撤回するなどの失態に、沖繩側の政府への不信感はつゆり、七日には稲嶺知事が中川秀直官房長官との会談で「沖繩には常にマグマが溜まっている」と厳しい発言をした。

女性団体や市民団体、労組、法曹四団体なども相次いで抗議声明を出し、集会を開いている。各基地・軍隊を許さない行動する女たちの会は五日、「海兵隊員による少女への性暴力を許さず、軍隊の撤退を求める要請書」を発表。米大統領や在沖米総領事、在沖米四軍調整官にあてて、被害者への謝罪と補償、加害米兵の

厳正な処罰、子どもたちの安全の保障、米軍（特に海兵隊）の撤退を求めた。同会は八日、北中城村石平のキャンプ・パトラードで集会を開き、百人近くが参加。参加者は、平和や基地に対する願いを書いたハンカチ数十枚を基地のフェンスに結び、意思を表明した。

十五日午後、宜野湾市での県民大会を企画したへ沖繩平和運動センターなどの市民団体は、七日に米海兵隊が「サミット期間前後の深夜外出や飲酒の禁止」などの綱紀粛正策を発表したことに対し「サミット期間だけ守ればいいのか」と強く反発し、基地被害の実態をサミットで訴えるよう主張した。

「慰霊の日」に米軍演習で山火事

六月二十三日「慰霊の日」に行われた沖繩全戦没者追悼式には、米軍トップの四軍調整官が初めて参加したが、同日、恩納村キャンプ・ハンセン内で、米海兵隊の実弾砲撃演習が原因の山火事が発生した。那覇防衛施設局は昨年十二月「祝祭日には、航空機を含めた各種訓練について、引き続き配慮してほしい」と、米

軍に自衛を要請し、特に「慰霊の日」は重要な県民の休日として、非公式に強く訓練自衛を求めていたが、米海兵隊側はそれを無視して訓練を決行、県民感情を逆なでした。親川盛一知事公室長は「全戦没者に哀悼の意を表し、恒久平和の誓いを新たにする日に米軍が演習し、山火事を起こすとは遺憾だ。県民感情に配慮してもらいたい」と述べ、米軍の対応を批判した。

衆議院選挙で東門美津子さん圧勝

「沖縄初の女性国会議員誕生！」——六月二十五日に投票が行われた衆院選で、激戦区の沖縄三区は東門美津子さん（社民）が次点に一万六千票余りの差をつける圧勝。三区は名護市など、米軍普天間基地の県内移設問題を抱える地域で、「移設反対」を明確に掲げた東門さんの勝利は大きい。東門さんは「選挙戦は厳しさの連続だったが、沖縄から女性が出ていって頑張るべきだと思う気持ちは変わらなかった。沖縄の女性の力強さをあらためて感じた」と笑顔を見せた。駆けつけた大田昌秀前知事は「皆の一票が文字通り歴史を

つくることを実感した。東門さんの当選は沖縄の民衆の力、良識を日本全国に示した」と喜びを語った。

ハンカチ千枚で「平和の樹」

名護市辺野古への普天間飛行場移設に反対する（心に届け）女たちの声ネットワーク（へり）基地はいらない（二見）北十区の会は六月十八日、平和を願うメッセージを書いたハンカチをつないで名護市役所を囲み、へり基地反対をアピール、「第一回平和のハンカチ行動アピール」を採択した後、名護市汀間の（十区の会）事務所前に、ハンカチで作った一本目の「平和の樹」を立てた。三団体は今後、賛同を呼び掛け名護市内の主要道路に「平和の樹」を立てていく予定。サミット期間中の七月二十二日は、普天間飛行場、キャンプ・シュワブのゲート前でハンカチ行動を展開する予定。

◆メッセージを書いたハンカチを募集中。送り先は名護市汀間三七七—三（十区の会事務所）TEL098

0・55・8543。

監督：ヴァルテル・サレス

脚本：ジョアン・エマヌエル・カルネイロ、
マルコス・ベルンステイン

主演：フェルナンダ・モンテネグロ、
マリリア・ペーラ



©VIDEOFILMES-MACT PRODUCTIONS-1998

デ・ジャネイロに上陸する直前に、船内のシネマ館で見た。どの寄港地でも、上陸前に、その地の言葉の最小限のあいさつやお礼の言葉を習ったのだが(ケニア上陸前にスワヒリ語、マダガスカル上陸前にはマダガスカル語というふう)、この時も、直前まで付け焼き刃で習っていたポルトガル語がとところどころキャッチできるのが単純にうれしかったりしたこともあって、懐かしいのかもしれない。

2/22日付船内日誌には、「古典的ロード・ムービーの範疇ながら、なかなか良い。賞をとった価値あり」と一口メモ。

このブラジル映画は、ロバート・レッドフォードが自分の仕事に一区切りをつけ、将来を担う若い才能を引き出したり支援することに力を注ぎたいと始めた、サンダンス映画祭で脚本が認められ('96年)、NHKの資金援助もあって、映画として完成し、'98年第48回ベルリン映画祭金熊賞(グランプリ)に輝いた。

ロード・ムービーに入るかどうかは別にして、こちらも縁あって出会った少年と中年の女性の、別れるまでの幾週間(それとも幾月か幾日?)の交流が、描かれる。リオのセントラル・ステーション横で代書屋をなりわいとして暮らしている中年の女性。お客さんたちから預かったラブレターや家族への便りのほとんどを、友人と笑いの種にしながら、くずかごに放り込み、送料の切手代まで猫ばばしてしまうというデタラメなチャッカリ屋さん。

そんな彼女なので、少年救出から故郷へ送り届ける後半の展開が説教臭くならず、次第に二人がお互いの心を開き本音で語り合い打ち解けていくプロセスが、悪くない。人間不信とさまざまなギャップにあえぐ我々現代人の虚を突く、一抹の清涼剤たりえている。「そうだ、簡単ではないけれど、難しくはあるけれども、できないことではないんだ」と、素直にうなずけるような、ほのほのとしたあったかい気持ちが湧いてくる。16歳で家出した彼女が、一度だけすれ違った父親と「ほんとは、やり直したかったの」と、少年に語る台詞が心に残った。

(発売元 日本ヘラルド映画㈱、販売元 アミューズソフト販売㈱。ビデオ 16,000円)

セントラル・ステーション CENTRAL DO BRASIL

1998年/ブラジル

奥川 睦

先日、グアテマラの先住民の部落を訪ねるツアーの一行が、激昂した地元民に襲われ、現地の運転手と日本人旅行者の2名が犠牲となり、その死亡が報じられた。「臓器移植のため、子どもたちをさらいに来た」との流言飛語が飛び交ったらしいとの状況説明が付け加えられてあったが、私は、「これだけでは、長年平和ボケした日本人の感性には届かないだろうな」と思いながら、表題の映画を思い出していた。

1999年、ベネチア映画祭受賞作『永遠と一日』も、似た状況があった。筆を折った老作家が、ガンに侵されていることを悟り、入院するまでの貴重な時間を旅に出て、亡き妻との思い出に浸ろうと身の整理に取りかかる。その貴重な時間に出会ってしまった少年をほうり出せず、ついつい関わってしまう、といった内容だ。

彼は、一度町で助けた少年が、また捕まえられて幌をかけた車に押し込まれているところを、偶然目撃し、跡をつける。町外れの廃墟になったぼろビルに連れ込まれる少年たち。そこへバスが一台。中から中高年の夫婦らがものも言わず静かに降り立ち、地下のガランとした空き部屋に案内される。壁際に一列に立たされた少年たちとお見合い。いたたまれなくなった老作家は、見合いをアレンジした若い男たちに有り金をつかませ、少年をその場から連れ出す。養子にするには、チト大げさなのでは?と思いながら、その場面を見ていた。

映画雑誌やパンフレットの類を手にしないうちにしている私としては、時に、初步的な状況や背景を見すごしてしまったりすることが無いとは言えない。この時も、「なんでこんなに物々しいの?」と過剰な作為を感じてしまってもいた。

中南米の貧しさの中、臓器移植のための子どもの売り買いが(どのぐらいの頻度かには触れないまま)あるらしい、というニュースを耳にしたかすかな記憶が残っていなければ、この二つの映画の理解も受け止め方も、違ったものになっていただろう。知らないことは、やはり、恐ろしいことなのだ。

2000年1月中旬から4月中旬までの3か月、ピースボートの南回り地球一周の旅を続けた。『セントラル・ステーション』は、映画の舞台であるブラジルのリオ・

語りかけたいあなたへ 31

大里知子

イチヨウ

新緑の頃に降る雨のことを、緑雨（りよくう）というそうだ。

梅雨の前の雨のことを言うらしいのだけど、緑雨とは、いかにも一斉に芽ぶきだした木々の緑に染まって降る雨が想像できて、日本語の美しさを改めて感じる。

身体の苦痛など分からないまだ二十代の頃、雨が降ってしっとり落ち着いた霏雨気が好きで、雨の日には読書に文章作りに一段と精をだしたものだ。

ところが、今は雨の日などは最高に気分が悪く、若い時のように雨を楽しむなんて至難の業にひとしい。

それに今年は、春になつても周囲の木々が緑になつてもなかなか暖かくならず、肌寒い日が多くて憂鬱に過ごしていた。私は、少し寒いと身体中の血が固まってしまうような感じで、たちまち何時も持っている全身のしびれとしめつけが、普段に増してようしゃなく攻撃をしかけてくるのだ。

そうするとたちまちにして体調が悪くなってしまう。つくづくやっかいな身体になったものと思う。



久しぶりに雨が降ってほこりを洗い落とされ、きれいな緑が現れたイチヨウの葉を見ることができた。

イチヨウといえは過日、イチヨウの葉は萌えだした時から三角の形をしているということをテレビで知って、早速、確認したくなって我が家のイチヨウの木の下へ。

五月初めのイチヨウの葉は、ちょうど直径五ミリほどの小さなものだった。

でも、確かに三角のイチヨウの葉になっていて、この事実はおかしくもなんでもないのである。不思議なものでも見るように、しみじみと眺めてしまった。そして、なぜかすごく感動したのである。

このイチヨウの木は、樹齡何年になるのかは分からない。でも、一九四八年に私たち一家が今住んでいる土地に引越して来た時には、すでにあつたから、もう半世紀以上も我が家の家族の一員として、我が家の喜びも悲しみもすべて知りつくしているというように、堂々とした風格で立っている。イチヨウはこれから先も、ずっと我が家の出来事を見つめていてくれることだろう。

(二〇〇〇・六・二十一)



世界中のひまわり姫へ

未来をひらく「女性差別撤廃条約」

永田 萌 絵

小笠原みどり 文

ポプラ社刊

もし、あなたが女性だったら。子ども
の頃「女らしくしなさい」「台所でお母さ
んの手伝いをしなさい」なんて言われた
ことはありませんか？ もちろん、女ら
しく(ということば自体、受け止め方は
多様ですが)するのが好きな人、食べる
ことが好きで台所にいた人は別です。問
題は「しなさい」と言われた時に「いや
だ」と思った人。

今もたまに思い出すことがあります。

近所の男の子たちと、スナック菓子に付
いている仮面ライダーのカードを自慢し
あっていた自分。家から数分の田畑から
採ってきたザリガニをちぎって「肝試し」
していた自分。どちらも小学生の頃の貴

重な思い出ですが、同時に思い出すのは
大好きな母の「あなたはお人形で遊ばな
いの？」です。

この一見するとごく当たり前の絵本
は、そんな私やあなたにお勧めです。

一九七九年、「女性差別撤廃条約」が国
連で採択され、八五年に日本で批准。そ
して二〇〇〇年二月現在、実に世界で百
六十か国以上が批准している条約の大き
な特徴こそ、先にあげた「女らしくしな
さい」という差別をなくす「範囲」。女性
に対する差別的範囲を、公的分野のみな
らず家庭生活という私的分野へひろげた
ことにあります。

さて、この絵本の主人公、「ひまわり姫」
がたかかっているのは、伝統・文化、慣
習・慣行に居座り根づいている「男女の
性別役割分業」にほかなりません。前進
しようと思ひはじめた姫の支えが、みん
なで考えた「約束」「女性差別撤廃条約」

(前文から第16条まで。実際には第30条
まで)なのです。

女らしく、ではなく「自分らしく」生
きる社会をつくりたい。ひまわり姫は、
思っている気持ちそのままに、船長や動
物園のカバ係を夢見ます。その度に男の
人や大人たちの意地悪や無視にぶつかり
ますが、それでも「約束」と、平和な世
界を願う人たちの思いに勇気づけられ
て、冒険を続けていくスタイルの本です。

また忘れてならないのが、難しくて読
みづらい「条約」をわかりやすく訳した
著者の文章と、ページから飛び出してき
そうな姫を描いたイラストの「力」です。
この絵本には対象年齢が記されています
ん。文字の説めない幼子にも、かつてお
とぎ話の姫になりきれなかった思いを抱
きつつけている大人にも、膝小僧の絆創
膏が愛らしい姫の姿は同じようにうつる
からでしょう。

ひまわりの花言葉は「あなたはすばら
しい」。そう、あなたも私も、すばらしい。

ひまわり姫をつくり出し、自らもひまわり姫となつて世界中で花ひらく日が一日も早くきますように。(石)

◆この本は北九州市立女性センター「ムーブ」が一九九八年に行なつた「女性差別撤廃条約」の名訳コンクール・優秀作を単行本化したものです。なお、作者の小笠原さんは、この号の108ページ「めじゃーなりすとめ」の筆者です。(A4変形 五六ページ 一四〇〇円)

劇画 日本国憲法誕生

作画 勝又進

原作・監修 古関彰一

高文研刊

漫画というメディアが持つ力は、侮れない。例えば、改憲派の中にも小林よしのりの『新ゴーマニズム宣言』『戦争論』などの一連の著作に感化された「真面目な」若者は数多い。

さて、平和憲法を護る立場からの漫画によるアプローチはあるのか？ 目に付

いたのがこの本。ただし、小林よしのりへの反論本ではない。至極真っ当に、日本国憲法の成立過程を克明に描いたドキュメンタリー劇画である。背景として、自由民権時代についても言及しており、「押しつけ憲法」ではなく、受け入れる土壌が日本にもあったことがよくわかる。

漫画としては派手な絵柄ではない。その点は損かもしれないが、憲法関係の本の中でわかりやすさは随一。中高生の憲法入門書としても、おすすぬ。(れ)

(A4判 二〇八ページ 一五〇〇円)

憎悪のナシヨナリズムを超えて
バルカンの平和と共生の未来を創る
女性たち

V A W W I N E T Japan 編

二十一世紀最後、今年の十二月に「女性国際戦犯法廷開催を計画している」(V A W W I N E T Japan)のメンバーが、今年三月、NATO空爆から一周年の旧ユーゴスラビアを訪問した。

旧ユーゴはこの十年間、血で血を洗う民族紛争に明け暮れ、今、五つの独立国家に解体している。訪問団はセルビアとクロアチアを訪問し、クロアチアの南部クライナ地方で内戦の深い傷跡を見た。九五五年、この地方はクロアチア政府軍の総攻撃を受け、わずか二日間で三十万人のセルビア人が難民となり、おびただしい虐殺と強姦が行なわれたという。

訪問団は九日間に十三のNGOを訪問し、女性・子どもへの暴力の実態について聞いている。「女性への暴力」が民族間の対立をおおる役割を果たしていたことがよくわかる。ミロシエビッチ大統領はハーグの国際法廷で起訴されているが、依然権力の座に居座り続けている。命の危険にさらされながら、抵抗を続けるNGOの女性たちに、少しでも協力できるよう、この冊子を広めたい。(さ)

(B5判 七二ページ 七〇〇円)

◆お申し込みはTEL/FAX 03・5337・4088(V A W W I N E T)へ。

〔戦争も性暴力もなし(二十一世紀)〕

◆戦争中、日本軍によってたくさん女性のレイプされたり、性的奴隷(慰安婦)にされました。被害者が名乗り出ても正式な謝罪や補償、加害者の処罰はもちろん、日本政府による調査すらされていない現状です。

「不処罰の連鎖」を断ち切って、戦争も性暴力もない新しい世紀を迎えたい。そこで、私たちVAWW-NET Japanは十二月八(十二)日、東京で「女性国際戦犯法廷」を開く準備をしています。

八月四日(金)、△慰安婦問題を考える私たちの会は、岡山で旧ユーゴ紛争下でのレイプの実態と、ハーグ戦犯法廷でこの犯罪を裁きにかける取り組みを描いた映画『戦場のレイプ』を上映する集会を持ちます(十八時～二十時半 岡山県生涯学習センター)。共に語り合いませんか。(岡山市 市場恵子)

〔お詫びと訂正〕

『あいら』259号77ページで、〈さわの会〉の連絡先が間違っていました。正しい電話番号は06・6329・3364です。申し訳ございませんでした。

〔編集後記〕

◆サミット一か月前の名護辺は、異様な雰囲気だった。警官は県外からすでに二万人入っているとのこと。名護中心部にはためくG8の国旗。「サミット期間中はマイカーでの外出は自粛しましょう」との立て看板も目立つ。沖縄弁護士会が「警察当局に人権が侵害されないよう」警備の自粛を求めような状況だ。いま、沖縄では憲法が全く無視されている。沖縄の人たちの人権より、G8のほうが大

事な「先進国」が日本だ。(れ)

◆沖縄出張の「あいら編集班」の留守を守るべく久しぶりに校正・レイアウト等に取り組んだ今号。おかげですつと無

沙汰だった方とのFAXでの再会や、心から平和を願う「魂」の数々と出会うことができた。なかでも「読書室」で出会ったひまわり姫からは、母子ともに元気を

得た想い。「この子、強いね。泣かないね」と膝の上で一緒にページを繰った二歳の娘の言葉に、あらためて「表現」「主張」の大切さを感じた。(石)

◆子どもの時の記憶。いつも天皇が先を歩き、三歩下がって従っていた皇后。

一九三六年の2・26事件以後、「陛下は常に軍服を召さるべし」と、軍に強いられ「天皇は神であり、皇后は神の仕人」として、皇后は天皇と同じ車に乗ることができなくなった——という事実を、六月十七日付、朝日新聞の天声人語で知りました。「天皇を中心とする神の国」は、女性差別の強化をも意味する——。森サン、いろいろな新事実を知らせて下さって、ありがとう！(千)

8月3日(木)～6日(日) 女性学・ジェンダー研究国際フォーラム 嵐山でお会いしましょう

あごらめいとのワークショップは…

4日(金)

9時半～11時半 シェルターってどんなところ？(埼玉おんなのシェルター)

13時～15時 ジェンダーの視点で考える特定非営利活動促進法(名古屋・ウイン女性企画)

共生のためのエンパワーメント(鹿児島・共生ネットワークTeam)

16時～18時 ストップ女性・子どもへの暴力(グループ女編(なづな)ーストップDVとやま)

5日(土)

9時半～11時半 ミレニアムの国際女性フォーラム(あごら新宿)

女と男の共同参画市民条例(神奈川県・グループ「ふえみわーど」)

10時～11時半 ベトナムの女性たちの自立を支援しつつ(名古屋・ベトナム友好市民の会)

13時～15時 へつせの見た、女性(2000年会議)(くわなウマン)

13時～14時50分 改正男女雇用機会均等法と働く女性(大阪・さわか)

16時～18時 職場の中の男女差別(あごら九州)

医療情報における女性差別——無念の涙を流さないために(あごら仙台)

高齢化社会と女性(名古屋・日本向き学舎)

女性と離婚(名古屋・五年別居離婚に反対し、女性の自立を考える会)

8月4日夜、宿泊棟で「あごら」の懇親会を開きます。

場所と時間は宿泊棟の掲示板と、交流コーナーに掲示します。

◆場所は国立婦人教育会館

(東武東上線武蔵嵐山駅下車
池袋から特急で一時間)

TEL04933・62・6711

あごら 260号 憲法があぶない

●発行2000年7月10日(6・7月合併号)

●編集 あごら新宿

●発行所 あごら MINI 編集部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4

●TEL 03-3354-3941 ●FAX 03-3354-9014 ●E-mail XLV05467@nifty.ne.jp.

●定価 本体1143円+税 ●振替 00100-0-5264



9784893061041



1920036011438

ISBN4-89306-104-6

C0036 ¥1143E

女による女のBOC 出版部
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4

定価 本体1143円+税



R.O.

憲法について

ご意見を募集します。

あなたのお考え

各地での取り組みなど

さまざまな角度から

九月一日(金)までに

原稿をお寄せください。

〒160-0022

新宿区新宿1-9-4

FAX 03・33354・9014

あごら編集部へ

(イラスト 岡田黎子)

本を出版したい方

企画・調査・翻訳…

その他専門的な仕事は

〈BOC〉に

ご相談ください

創業1960年——
女性専門職集団

BOC

☎ 03-3354・3941 ☎ 9014

E-mail XLV05467@nifty.ne.jp.

この ひろい宇宙に

たった一つの地球

その 大きな地球に

たった一人のわたし

そして あなた

かけがえのない地球

かけがえのないわたし

かけがえのないあなただから

たいせつに たいせつに しよう

あなたも

わたしも

地球も

たった一度の人生

だから

思いきりのびやかに生きよう

だれもが だれをも

ふみしだくことなく

胸の底まで深く息をし

ああ 生きててよかったねと

ほほえみあえる地球にしよう

〈あごら〉

人と人の出会うひろば

〈あごら〉

人と人の共に生きるひろば